

**保健衛生学研究科  
修士課程履修要項**

**2026 年度**

**東京科学大学大学院**

# 目 次

● 人材育成目標	1
● 年間行事予定(修士課程・博士課程共通)	3
● カリキュラム構造	4
● 修了の要件並びに履修方法	5
● 修士学位論文審査について	21
● GPA(Grade Point Average)について(修士課程・博士課程共通)	24
● 科目ナンバリングについて(修士課程・博士課程共通)	25
● 授業時間割(修士課程・博士課程共通)	27
● 授業概要	28

各科目の履修要項(シラバス)は本冊子には掲載しておりません。シラバス検索システム(URL: <https://yushima2.tmd.ac.jp/Portal/Public/Syllabus/SearchMain.aspx>)でご確認願います。

## <専門科目>

- ヘルスサービスリサーチ看護学特論 I
- ヘルスサービスリサーチ看護学演習 I
- 公衆衛生看護学特論 I
- 公衆衛生看護学演習 I
- 成人看護学特論 I (今年度休講)
- 成人看護学演習 I (今年度休講)

- 精神保健看護学特論 I
  - 精神保健看護学演習 I
  - 小児・家族発達看護学特論 I
  - 小児・家族発達看護学演習 I
  - リプロダクティブヘルス 看護学特論 I
  - リプロダクティブヘルス 看護学演習 I
- 助産学概論
  - リプロダクティブ&ウィメンズヘルス
  - 周産期・新生児生理病態学
  - 助産診断・技術学 I
  - 助産診断・技術学 II
  - 助産診断・技術学 III
  - 助産診断・技術学 IV
  - 周産期ハイリスク管理
  - 女性と母子の薬理
  - 周産期技術演習
  - 地域国際母子保健
  - 助産管理
  - 周産期助産学実習 I
  - 周産期助産学実習 II
  - ウィメンズヘルス・NICU 実習
  - 助産マネジメント実習
  - 総合管理・継続実習
- 在宅・緩和ケア看護学特論 I
  - 在宅・緩和ケア看護学演習 I
  - 国際看護開発学特論 I
  - 国際看護開発学演習 I
  - 看護管理・高齢社会看護学特論 I (今年度休講)

- 看護管理・高齢社会看護学演習 I
- 災害看護学特論 I
- 災害看護学演習 I
- 災害看護学インターンシップ(今年度休講)
- クリティカルケア看護学特論 I
- クリティカルケア看護学演習 I A(今年度休講)
- クリティカルケア看護学演習 I B
- 急性・重症患者フィジカルアセスメント(今年度休講)
- 急性・重症患者治療管理論(今年度休講)
- クリティカルケア看護高度実践実習 A(今年度休講)
- クリティカルケア看護高度実践実習 B(今年度休講)
- クリティカルケア看護高度実践実習 C(今年度休講)

<必修科目>

- 看護学研究法特論
- 看護理論
- 特別研究 I
- 特別研究 II

<看護先進科学専攻共通科目(看護系)>

- 看護管理学特論
- 看護政策学特論
- 家族看護学特論
- 看護情報統計学特論(今年度休講)
- 看護教育学特論
- 国際看護研究方法論
- 看護倫理
- コンサルテーション論
- フィジカルアセスメント(今年度休講)
- 臨床薬理学(今年度休講)

- 病態生理学(今年度休講)
- インディペンデントスタディ A
- インディペンデントスタディ B

<看護先進科学専攻共通科目(看護系以外)>

◎ グローバル健康医学科目

- 疫学入門
- 社会疫学
- 保健医療システム・マネジメント
- グローバルヘルス
- 母子保健学
- 行動科学
- 地球環境と健康

◎ 臨床疫学科目

- 疫学基礎
- 生物統計学基礎
- 生物統計学応用 I
- 生物統計学応用 II
- 臨床試験方法論基礎
- 臨床試験方法論応用
- 口腔疫学基礎
- 疫学応用

◎ その他科目

- 生命理工学概論(英語)

● 指導教員研究内容(修士課程・博士課程共通) 43

● 教育研究分野組織表(修士課程・博士課程共通) 45

● 諸規則	46
○ 東京科学大学大学院学則	47
○ 東京科学大学大学院学修規程	75
○ 東京科学大学大学院の研究科における学修に関する細則	79
○ 東京科学大学大学院保健衛生学研究科修士課程学修内規	80
○ 東京科学大学学位規程	86
○ 東京科学大学大学院学位論文等審査基準	99
○ 東京科学大学大学院保健衛生学研究科委員会修士(看護学)に係る学位論文審査及び試験内規	101
○ 東京科学大学におけるGPA制度に関する要項	109
○ 東京科学大学学生の懲戒等に関する規程	112
● 学生周知事項	118
● 長期履修制度について	125
○ 東京科学大学大学院長期履修規程	128
● 諸手続きについて	131
○ 東京科学大学における休学に関する規程	136
○ 東京科学大学大学院学生の留学に関する規程	139
○ 東京科学大学における公欠の制度に関する要項	141
● 学内主要施設・校内案内図	144

## 保健衛生学研究科看護先進科学専攻修士課程の人材育成目標

大学の教育理念に則り、修士課程では、看護学領域における専門的な知識、看護が必要とされる多様な現場において高度な実践能力を発揮し、高い倫理観と探求心を携えて、専門領域における課題に取り組む力を育み、優れた教育者、国際的・学際的な研究者、高度実践者として活躍するための基盤形成を目指す。

### アドミッション・ポリシー

#### 《求める学生像》

本学の掲げる幅広い教養と豊かな人間性、高い倫理観、自ら考え解決する創造性と開拓力、国際性と指導力を備えた人材を育成するという教育理念の下、本学大院保健衛生学研究科看護先進科学専攻のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに示す教育を行っている。このような教育を受ける者として、次に掲げる意欲・目的意識と知識・技能等を備えた学生を求める。

- 1)看護学を基盤とする教育者や研究者、または高度実践者として成長し、将来、社会に貢献し、看護学の発展につなげる意欲がある。
- 2)看護学における研究の進歩と実践の向上に貢献できるような創造性と自立性を有している。
- 3)看護学に関する高度な専門的技術と知識を体系的、集中的に学習する高い意欲がある。
- 4)国際的・学術的に交流をはかるために必要な語学力を有している。
- 5)看護学および高度看護実践に関心をもち、能動的な学修能力を有している。
- 6)協調性が高く、研究成果や自身の考えを論理的かつ的確に伝える能力を有している。

#### 《入学者選抜の基本方針》

筆記試験により専門分野における研究に必要な基礎的知識と論述能力を提出された英語試験のスコアにより英語力を評価し、面接試験及び出願書類により適性や意欲、コミュニケーション能力を見ることで、総合的に判定する。

### カリキュラム・ポリシー

- 1)専門的な看護実践や研究、教育的役割に必要な方法論について、共通科目を履修する。
- 2)所属分野の専門性や高度な実践、研究を主な内容とする科目を1年次に履修する。
- 3)幅広い視野からの学修を促進するために、所属分野以外の分野が開設する科目を履修する。
- 4)所属分野の高度な実践や研究について関連する知識や技術を高め、研究論文への取り組みを支援するために演習・実習科目を履修し、複数の教員、指導者による指導を行う。
- 5)成績評価は、レポートの提出、講義への参加状況などに基づき、各講義において学修達成度を適切に反映する基準を定めた上で行う。
- 6)修士学位論文については、修士のディプロマ・ポリシーに基づき厳格な評価を行い、論文作成に必要な基礎知識・研究計画能力・倫理観・語学力を含むコミュニケーション能力・論述力などを確認する。
- 7)高度実践看護師、助産師を志向する学生に対して、資格試験受験に必要な講義・演習・実習科

目を設置する。

8)学位論文については、ディプロマ・ポリシーに基づき厳格な評価を行い、修士論文の審査及び最終試験を適切に行う。

## ディプロマ・ポリシー

本専攻では、次のような能力・資質を身につけていると認められた者で、かつ所定の単位を収め、本専攻が行う修士論文の審査及び最終試験に合格した者に修士(看護学)の学位を授与する。

- 1)設定した課題をもとに研究成果をあげており、看護学の発展に貢献できる研究能力を有している。
- 2)専門とする看護学領域に関する多様な知識や技術をもち、研究や高度な実践を通じて、看護学や看護実践の発展に貢献できる能力を有している。
- 3)高い専門性と倫理観を持ち、看護学を担う次世代の教育・人材育成や高度な専門的実践に貢献できる能力を有している。

## 標準修業年限及び学位

標準修業年限 2年

所定の単位を修得し、修士論文審査に合格することにより次の学位が取得できます。

修士(看護学)

2026 年度大学院保健衛生学研究科  
看護先進科学専攻修士課程・博士課程 年間行事予定

入学式		2026 年 4 月 2 日(木)	
入学者ガイダンス		2026 年 4 月 3 日(金)	
履修登録期間		2026 年 4 月 3 日(金)～2026 年 4 月 7 日(火) <u>※人間医療科学技術コース理工学系提供科目及び相互履修科目については2026年4月3日(金)までに申請すること</u>	
前 学 期	授 業	3週	2026 年 4 月 13 日(月)～2026 年 5 月 1 日(金)
		休 業	2026 年 5 月 2 日(土)～2026 年 5 月 6 日(水)
		12週	2026 年 5 月 7 日(木)～2026 年 8 月 5 日(水)
		補 講	2026 年 8 月 6 日(木)～2026 年 8 月 12 日(水) (大学一斉休業期間を除く)
		各分野における 研究期間	2026 年 8 月 13 日(木)～2026 年 9 月 11 日(金)
大学一斉休業期間		2026 年 8 月 10 日(月)～2026 年 8 月 12 日(水)予定	
追加履修登録期間		2026 年 9 月 9 日(水)～2026 年 9 月 15 日(火) <u>※人間医療科学技術コース理工学系提供科目及び相互履修科目については2026年9月9日(水)までに申請すること</u>	
後 学 期	授 業	15 週	2026 年 9 月 14 日(月)～2026 年12月 21 日(月)
		休 業	2026 年12月 22 日(火)～2027 年 1 月 3 日(日)
		3週	2027 年 1 月 4 日(月)～2027 年 1 月 25 日(月)
		補 講	2027 年 1 月 26 日(火)～2027 年 2 月 1 日(月)
		各分野における 研究期間	2027 年 2 月 2 日(火)～2027 年 3 月 31 日(水)
健康診断		2026 年 5 月中旬予定	
秋季学位記授与式		2026 年 9 月 24 日(木)予定	
研究指導(修士課程・博士課程) 博士論文作成指導(博士課程)		2026年 9 月～11月実施	
看護先進科学専攻博士課程 QE 審査日		2027 年 1 月上旬予定	
看護先進科学専攻修士課程 修士論文審査		—	
春季学位記授与式		2027 年 3 月 26 日(金)予定	

※助産師教育コースでは、国家試験受験資格に必要な分娩介助数の充足程度で授業期間に変更が生じることがある。



# 看護先進科学専攻修士課程 修了の要件並びに履修方法

## (1)科目履修方法

1)修了要件は、本専攻に2年以上在学し、授業科目を30単位以上修得し、研究指導を受け、かつ本専攻の行う修士論文の審査及び試験に合格することとする。

2)修得すべき30単位の履修方法は、①所属教育研究分野の特論Ⅰより2単位(1～2年次に履修)、②所属教育研究分野の演習Ⅰ又はⅠA又はⅠBより2単位(1～2年次に履修)、③看護学研究法特論2単位(1～2年次に履修)及び看護理論1単位(1～2年次に履修)、④特別研究Ⅰ4単位(1～2年次に履修)及び特別研究Ⅱ4単位(1～2年次に履修)、並びに選択科目として①～④を除く授業科目より15単位以上とする。(ただし、共通科目(看護系)は7単位以上修得することとする。)

3)Nurse-Investigator育成Pathwayコース(※1)の修了要件は以下のとおりとする。

修得すべき30単位の履修方法は、①所属教育研究分野の特論Ⅰより2単位(1～2年次に履修)、②所属教育研究分野の演習Ⅰ又はⅠA又はⅠBより2単位(1～2年次に履修)、③インディペンデントスタディA2単位(1～2年次に履修)、④インディペンデントスタディB2単位(1～2年次に履修)、⑤特別研究Ⅰ4単位(1～2年次に履修)及び特別研究Ⅱ4単位(1～2年次に履修)、⑥看護学研究法特論2単位(1～2年次に履修)及び看護理論1単位(1～2年次に履修)、並びに選択科目として①～⑥を除く授業科目11単位以上とする。

なお、「看護先進科学専攻修士課程授業概要」に記載されている※の科目の中から、学部2～4年次に科目等履修生として毎年最低2単位以上履修すること。ただし、計10単位を上限とする。学部で履修した科目は、大学院入学後に単位認定し、修了要件の単位数に含めることができる。

**※1 Nurse-Investigator育成Pathwayコースの詳細については、「(7)Nurse-Investigator育成Pathwayコースについて」を参照すること。**

4)看護先進科学専攻必修科目(①看護学研究法特論、②看護理論)及び共通科目(③看護管理学特論、④看護政策学特論、⑤家族看護学特論、⑥看護情報統計学特論、⑦看護教育学特論、⑧国際看護研究方法論、⑨看護倫理、⑩コンサルテーション論、⑪フィジカルアセスメント、⑫臨床薬理学、⑬病態生理学、⑭インディペンデントスタディA、⑮インディペンデントスタディB)のうち、①～④、⑦及び⑨～⑬は専門看護師の必修科目である。なお、⑩～⑬の3科目は、専門看護師受験資格を希望する者以外は履修することができない。

5)専門看護師受験資格を希望する者は該当する教育研究分野の専攻教育課程照合表を参照のこと。

6)履修科目の追加をする場合は、各年度前学期及び後学期の所定の期間内に追加履修登録を受け付ける。

7)履修科目の変更は原則として認めない。

8)指導教員と相談の上、履修の手続きを行うこと。

9)成績の評価は、100～60点を合格とし、59～0点は不合格とする。

## (2) 高度実践看護師(専門看護師)教育と受験資格に必要な科目の履修

### ① 高度実践看護師に求められる役割と能力

当研究科は、一般社団法人日本看護系大学協議会より、クリティカルケア看護の高度実践看護師教育課程としての認定を受けている。高度実践看護師に求められる役割は、専門看護分野において卓越した看護実践能力を有し、看護職者を含むケア提供者に対しケアを向上させるための教育的役割を果たし、かつ、コンサルテーションを行い、また、保健医療福祉に携わる人々とのコーディネーションを行う。さらに、専門知識・技術の向上、開発を図るために実践の場における研究活動を行い、倫理的問題への調整的行動がとれることとされている。このような役割を果たすためには、高水準の専門性の高い看護ケア能力を有し、卓越した看護実践能力と教育・研究能力を有する高度な保健医療スタッフとして機能することが必要である。

### ② 受験資格を得るために履修が必要な科目

専門看護師受験希望者は、公益社団法人日本看護協会が定める専門看護師の受験資格を得る必要があるが、そのために必要な要件は、次項に示すとおり APN 共通科目 A より 8 単位以上(①看護教育学特論 2 単位、②看護管理学特論 1 単位、③看護理論 1 単位、④看護学研究法特論 2 単位、⑤コンサルテーション論 1 単位、⑥看護倫理 1 単位、⑦看護政策学特論 1 単位から選択)、APN 共通科目 B より 6 単位(①フィジカルアセスメント 2 単位、②病態生理学 2 単位、③臨床薬理学 2 単位のすべて)、実習 10 単位、各専門看護師受験資格取得に必要な専攻分野共通科目・専攻分野専門科目 14 単位以上を履修する必要がある(本履修要項実習科目の後頁に照合表が掲載されているので確認すること)。なお、加えて修士号の取得が認定審査受験の要件となっている。

### ③ 履修上の注意

APN共通科目B(①フィジカルアセスメント、②病態生理学、③臨床薬理学)は、一部e-learning授業である(該当回はシラバスに記載)。e-learning授業は、東京科学大学病院における看護師特定行為研修で使用するe-learning教材(看護師の特定行為研修:ヴェクソンインターナショナル株式会社S-QUE研究会制作)を使用し、集合演習前の定められた履修期間に受講を完了する必要がある。集合演習は、看護師特定行為研修の学生と一部を合同で行うが、それぞれの課程に科目責任者と授業目的、到達目標が設定されており、学生は自課程のそれらに沿って主体的に学修する。

一般社団法人日本看護系大学協議会が認定した高度実践看護師教育課程の履修者は、上記の専門看護師受験資格取得に必要な単位を修得できれば、2年間で専門看護師受験資格を得ることができる。(Advanced Practical Nurse)

## 高度実践看護師(APN)教育課程 共通科目Aの照合表

(2021年1月25日 日本看護系大学協議会より認定)

基準の科目名	大学院該当科目	その科目の内容	履修 単位	認定 単位
看護教育論	看護教育学特論	生涯教育、及び専門職の継続教育、看護師が持つ教育的機能の基本を理解し、さらに将来専門看護師として、あるいは看護教育・研究者としての役割を果たすために不可欠な教育の原理と技能を学ぶ。また、臨床実践におけるケアの質向上につながる教育の効果、その効果を発揮するために求められる教育環境整備、組織的教育活動について学ぶ。	2	2
看護管理論	看護管理学特論	看護管理者の役割・組織横断的活動、経営的観点に基づく保健医療福祉に携わる多職種との連携・調整等の知識を教授し、将来、高度実践看護師としてこうした人々と協働していけるよう知識と日常の実践とを統合する。	1	1
看護理論	看護理論	卓越した看護実践の基盤となる看護における諸理論や看護に関する諸理論と看護現象ならびに哲学的立場との関係について理解を深めるために必要な知識を教授する。	1	1
看護研究	看護学研究法特論	専門知識・技術の向上や開発を図るための実践の場における研究活動に必要な分野を越えて共通する知識を教授する。	2	2
コンサルテーション論	コンサルテーション論	看護師の問題解決に必要なコンサルテーションの概念および実践モデルを理解し、高度看護実践におけるコンサルテーション活動を展開するための基礎能力を養う。	1	1
看護倫理	看護倫理	倫理学、生命倫理、看護倫理の違いから、看護倫理の特徴をとらえ、看護独自の知の探究の在り方を探求するとともに、看護現場において倫理的な問題・葛藤について関係者間での調整を行うために必要な高度実践看護師としての知識を教授する。	1	1
看護政策論	看護政策学特論	看護・医療の質向上のために看護を取り巻く制度や政策への働きかけができる能力を養成する。看護をめぐる今日の社会的背景等を踏まえ、看護制度・政策の理念、機能、意義を理解するとともに、近未来の看護政策の展開に必要な知識ならびに技法について教授する。	1	1
			認定単位数 9 単 位	

\*上記より8単位以上を選択して履修する。

## 高度実践看護師(APN)教育課程 共通科目Bの照合表

(2021年1月25日 日本看護系大学協議会より認定)

基準の科目名	大学院該当科目	その科目の内容	履修 単位	認定 単位
フィジカル アセスメント	フィジカル アセスメント	複雑な健康問題をもつ対象の身体の状態を系統的に診査し、臨床看護判断を行うための必要知識と技術を修得することにより、高度実践看護師に求められる総合的なアセスメント能力を養う。	2	2
病態生理学	病態生理学	身体の生理的機能、病態を理解し、症例をもとに異常をきたす原因、主な症状、経過、治療および処置について学び、専門看護師に求められる患者の病態生理学的状態を解釈し、適切な判断を行い、それに対する看護実践を行うために必要な知識を学ぶ。	2	2
臨床薬理学	臨床薬理学	多様な臨床場面で用いられる薬剤(緊急応急処置、症状調整、慢性疾患管理に必要な薬剤)を中心に、臨床薬理学の基礎知識を習得し、薬物療法を総合的に学ぶ。薬物療法が必要な患者に対する薬剤使用の判断、投与後の患者のモニタリング、生活調整、回復力の促進、患者の服薬管理能力の向上を図るための知識と看護技術を学ぶ。	2	2
			認 定 単 位 数 6 単 位	

\*上記6単位を全て履修する。

専攻教育課程照合表

専門看護分野:クリティカルケア看護

※高度実践看護師希望者は、専攻分野共通科目 6 単位以上、専門分野専門科目 8 単位、実習科目 10 単位を履修すること。

	科目	大学院該当科目	その科目の内容	履修単位	認定単位
専攻分野共通科目	1. 人間存在に関する科目	成人看護学特論 I	先端的医療や侵襲的治療を受ける人々とその家族の体験や苦悩を理解し、重篤期から回復期、セルフマネジメントを必要とする時期に至るまでの看護法および理論を学ぶとともに、人間の内的世界や存在の意味、病いをめぐる人間の体験を考察する。	2	2
	2. 危機とストレスに関する科目	成人看護学演習 I	衝撃的な体験や、持続するストレスなどへの人間の反応について、理論を援用して理解するとともに、専門的援助のあり方について考察する。	2	2
	3. クリティカル状況でのフィジカルアセスメントに関する科目	急性・重症患者フィジカルアセスメント	クリティカルな状況にある患者の心身の変化、生活行動、機能回復について観察・評価するために必要な、高度な知識と観察・判断のスキルを修得する。	2	2
	4. クリティカルケア治療管理に関する科目	急性・重症患者治療管理論	急性・重症患者の病態、ならびに必要な治療・処置・継続的な管理の原則について学ぶとともに、これらを遂行する、患者・家族を中心に据えた医療の実際について学修する。	2	2
専攻分野専門科目	1. クリティカルケア看護援助に関する科目 I	クリティカルケア看護学特論 I	心身のクリティカルな状況にある人々の対象理解、回復あるいは終末期に向けた、ケアとキュアが融合したベストプラクティスのために必要な知識、技術、姿勢について学修する。	2	2
	2. クリティカルケア看護援助に関する科目 II	クリティカルケア看護学演習 I A	クリティカルな状況にある患者とその家族の意思決定の特徴を理解し、倫理的課題に対する援助技術を修得する。	2	2
	3. クリティカルケア看護援助に関する科目 III	クリティカルケア看護学演習 I B	クリティカルな状況にある患者・家族の全人的苦痛について理解し、これらを緩和するための援助技術を修得する。	2	2
	4. クリティカルケア看護援助に関する科目 IV	災害看護学特論 I	多様な災害急性期において、心身のクリティカルな状況にある個人、集団の生命、尊厳、権利を尊重した、医療・看護の原則について学修する。	2	2
実習科目	クリティカルケア看護実習	クリティカルケア看護高度実践実習 A	集中的で高度な治療を要する患者の全人的理解、病態アセスメント、診断プロセスの理解、看護活動の立案・実施を行う。APN の役割学修を含む。	3	3
		クリティカルケア看護高度実践実習 B	集中的で高度な治療を要する患者の全人的理解、病態アセスメントに基づく、高度な看護を実践する能力を修得する。	4	4
		クリティカルケア看護高度実践実習 C	集中的で高度な治療を要する患者、家族への高度な看護実践を行うとともに、医療チームにおける高いリーダーシップを担う能力を養う。	3	3

### (3)災害看護グローバルリーダー養成コース修了認定に必要な科目の履修

#### ① 災害看護グローバルリーダーに期待される役割と能力

災害看護グローバルリーダーに期待される役割は、看護学を基盤として、他の関連諸学問と相互に関連・連携しつつ、学術の理論及び応用について産・官・学を視野に入れた研究を行い、特に災害看護に関してその深奥を極め、人々の健康社会の構築と安全・安心・自立に寄与できることであり、災害看護に関する多くの課題に的確に対応し解決できる、国際的・学際的指導力を発揮する能力を発揮することが期待される。

#### ② 災害看護グローバルリーダー養成コース修了認定証、または履修証明書を受けるために履修が必要な科目

災害看護グローバルリーダー養成コースは、5大学(東京科学大学、高知県立大学、兵庫県立大学、千葉大学、日本赤十字看護大学)で構成する災害看護コンソーシアムから提供される科目(表参照)と、本研究科から独自に提供される科目から、所定の科目および単位を履修した場合に、学位記に「災害看護グローバルリーダー養成コースを修了したことを証する」と付記される。また、これに満たずとも、コンソーシアム科目を10単位以上受講した場合には、申請により、「災害看護コンソーシアム科目履修証明書」が発行される。

災害看護グローバルリーダー養成コース修了の要件は、①本学以外の4大学から提供されるコンソーシアム科目を8単位以上、②災害看護学特論I 2単位、③災害看護学演習I 2単位、⑤看護先進科学専攻の共通科目もしくは②③以外の分野開講科目を8単位以上、⑥災害看護学インターンシップ2単位、⑦特別研究8単位(計30単位以上)を履修し、災害看護関連の博士論文を提出し、学位論文審査と最終試験に合格することである。科目の履修は修士課程でも博士後期課程でも可能である。

#### ③ 履修上の注意

本学以外の4大学から提供されるコンソーシアム科目の履修を希望する者は、年度初めに当該科目を提供する大学の特別聴講学生の入学を申請する(別途授業料は不要)。履修に際しては、履修方法及び試験実施方法、成績の評価、および単位の授与については、受け入れ大学の規則の定めるところによる。シラバスは、当該科目を提供する大学のホームページより閲覧する。

## 5大学災害看護コンソーシアム 科目一覧

(5 大学単位互換制度による)

提供大学	科目名	単 位	種別	時間割		
				前期	後期	その他
高知県立 大学	災害看護活動論(準備期)	1	講義			土日(開講時 期未定)
	感染症看護セミナー	1	講義		開講時期 未定	
	環境防災学	1	講義		木 4 限	
東京科学 大学	看護政策学特論	1	講義		火・1-2 限	
	災害看護学特論 I	2	講義	火・3-4 限		
千葉大学	災害マネジメント論	1	講義		金・午前	
	災害看護活動論(復旧・復興期)	1	講義		金・午前	
	災害時専門職連携演習	1	演習			集中 3 月 (隔年開講)
日本赤十字 看護大学	HSH特講IV-2(赤十字と国際人 道法)	2	講義	水・4 限		
	災害看護学特講Ⅲ	2	講義		水 2-3 限	
兵庫県立 大学	災害グローバル看護実践論	2	講義	木・5 限		
	災害看護フィールドワーク I	1	実習			集中(夏季)
	災害看護フィールドワークⅡ	1	実習			集中(冬季)

2026.2.25 現在

#### (4)助産師教育コースと国家試験受験資格の取得に必要な科目の履修

##### ① 助産師に求められる役割と能力

本研究科は、助産学分野における高度な専門性を備えた助産師の育成を目的とし、助産実践を支える科学的知識と、妊娠・出産・産褥期における生理学的現象を深く理解し、正常性を支えるケアを主体的に提供するとともに、異常の早期発見と適切な判断・連携を図る高度な実践能力を備えることである。

これらの能力は、国際的および国内で示されている「助産師のコアコンピテンシー」を基盤としている。本研究科では、このコアコンピテンシーを軸として助産実践能力を体系的に養成する。

さらに、助産学のケアと実践は常に最新の科学的根拠(Evidence-Based Practice)に基づき、医学の進歩、女性の生活様式や社会環境の変化、家族構造の多様化など、時代に応じて変化するニーズに柔軟に対応する必要がある。一方で、女性の尊厳の尊重、出生の主体性の保障、継続ケアを重視する姿勢など、助産の本質として変わらず守り続けるべき理念を軸に据えたケアを提供することも不可欠である。

加えて、助産師は地域の母子保健の向上やチーム医療の推進においてコーディネーションを担い、他職種および地域資源と連携しながら最適な支援を組み立てる役割を果たす。実践現場における課題を明確化し、その解決に向けて研究的視点をもって改善と開発を行うことにより、助産ケアの質向上に寄与する姿勢が求められる。

##### ② 受験資格を得るために履修が必要な科目

助産師免許取得を希望する者は、厚生労働省が定める助産師国家試験受験資格を得る必要がある。本研究科の大学院修士課程において受験資格を取得するためには、助産師教育要項に基づき、助産師として必要な指定科目および所定の実習単位を履修することが求められる。

必要な科目には、「助産学概論」「リプロダクティブ&ウィメンズヘルス」「周産期・新生児生理病態学」「助産診断・技術学Ⅰ～Ⅳ」「周産期ハイリスク管理」「女性と母子の薬理」「周産期技術演習」「地域国際母子保健」「助産管理」が含まれる。また、専門性の高い助産実践能力を育成するために、助産実習として「周産期助産学Ⅰ・Ⅱ」「ウィメンズヘルス・NICU」「助産マネジメント」「総合管理・継続」を履修し、必要な単位を修得する。これらの教育内容および実習配置は、本履修要項の実習科目の後頁に照合表を掲載しているので確認すること。なお、助産師国家試験受験資格の取得には、上記科目および実習を修得したうえで、大学院助産師教育コース(修士課程)を修了することが要件となっている。

##### ③ 履修上の注意

本研究科の助産師教育コースにおける授業科目は、対面授業、オンライン(同時双方向型)、オンデマンド型授業のいずれか、またはこれらを組み合わせて実施する。一部の科目については、他大学の学生と合同で受講する授業があり、該当科目の詳細はシラバスに示す。

各科目では、授業の到達目標を達成するために、授業内で行う評価や試験を通して学修状況を判定する。講義試験で不合格となった場合、当該年度における実習科目の履修は認められない。また、単位を取得できなかった科目については、翌年度に再履修することはできないため、履修にあたっては計画的な学修が求められる。

助産師国家試験受験資格取得に必要な科目群(助産学概論、リプロダクティブ&ウィメンズヘルス、周産期・新生児生理病態学、助産診断・技術学Ⅰ～Ⅳ、周産期ハイリスク管理、女性と母子の薬理、周産期技術演習、地域国際母子保健、助産管理、周産期助産学Ⅰ・Ⅱ、ウィメンズヘルス・NICU、助産マネジメント、総合管理・継続、ならびに助産実習)については、すべての科目の単位を修得しなければ、助産師教育コースを修了することはできない。

もし、助産師教育コースで必要単位を修得できなかった場合でも、大学院の在籍条件を満たしていれば、学位論文コースに所属して修士号の修得を目指すことは可能である。ただし、その場合、助産師国家試験受験資格は得られないため、注意が必要である。

助産師教育コース 科目一覧

区分	授業科目	配当年次	単位	備考
助産学	助産学概論	1	1	*2
	リプロダクティブ&ウイメンズヘルス	1	1	
	周産期・新生児生理病態学	1	2	*2
	助産診断・技術学Ⅰ	1	2	*2
	助産診断・技術学Ⅱ	1	4	*2
	助産診断・技術学Ⅲ	1	1	*2
	助産診断・技術学Ⅳ	1	2	
	周産期ハイリスク管理	1	1	*2
	女性と母子の薬理	1	1	*2
	周産期技術演習	1	1	
	地域国際母子保健	1~2	2	*1
	助産管理	1	2	
臨地 実習	実習	1	3	
	周産期助産学Ⅰ	1	5	
	周産期助産学Ⅱ	1	1	
	ウイメンズヘルス・NICU	1	1	
	助産マネジメント	1	1	
	総合管理・継続	1~2	1	*1

全ての科目(31単位を)履修すること。履修は女子に限る。

\*1:1~2年次に継続して履修する科目

\*2:他大学と合同授業

## (5)講義時間

講義は原則として次の時間帯に行う。

時限	時間
1 時 限	8 : 5 0 ~ 1 0 : 2 0
2 時 限	1 0 : 4 5 ~ 1 2 : 1 5
3 時 限	1 3 : 3 0 ~ 1 5 : 0 0
4 時 限	1 5 : 2 5 ~ 1 6 : 5 5
5 時 限	1 7 : 1 5 ~ 1 8 : 4 5
6 時 限	1 8 : 5 5 ~ 2 0 : 2 5

特別研究は、特論、演習、実習のない時限及び2年次に行う。

補講のため、授業期間外あるいは土曜日に授業を行うことがある。

※グローバル健康医学科目については、講義時間を以下に読み替えること。但し、一部の科目を除く。詳細はシラバスの科目ページ参照。

For the Master of Public Health in Global Health (MPH)course, the lecture hours should be read as follows. However, this excludes certain courses. For details, refer to each syllabus.

2時限 10:45-12:15→10:30-12:00

3時限 13:30-15:00→13:00-14:30

4時限 15:25-16:55→14:40-16:10

※助産師教育コースの科目については、他大学と合同の講義の場合、次の時間帯で行うこともある。

(詳細はオリエンテーションの際に連絡する。)

時限	時間
1時限	8:50 ~ 10:20
2時限	10:30 ~ 12:00
3時限	13:30 ~ 15:00
4時限	15:10 ~ 16:40
5時限	16:50 ~ 18:20
6時限	18:30 ~ 20:00

**(6)講義室、演習室**

担当教員が指定する場所・・・保健衛生学研究科大学院講義室2(3号館15階)

## (7)Nurse-Investigator育成Pathwayコースについて

学部と大学院の教育を連携させることで将来研究・教育職を希求する、意欲と能力のある学部学生が、学部在籍時から目的を持ってその途を歩めるようにするためのコースである。学部での基盤教育をいち早く応用に結びつけられるよう、学部2学年次から4年次まで、先取りできる大学院科目を設置し、大学院科目を履修可能な学生は一定の成績基準を満たした者とし、履修単位は1年間で2～4単位程度(3年間の合計10単位まで)とする。大学院入学選抜試験を受け、合格した者が本コース適応者として、学部卒業後に大学院に進学する。大学院入学後に学部時代に履修した科目等履修単位について、10単位を超えない範囲で単位認定する。

20代の修士号を取得した若手研究者の育成を目標に、個々の資質や希望、能力等を鑑み、学生ごとの個別キャリア形成プラン(Pathway)を作成し、学部2～4年次、卒業論文、大学院入学時等、経時的な指導教員による手厚い個別指導を行っていく。

### ①応募資格と対象人数

学内選抜にあたっては、大学院科目を履修している学部生のうち、学部卒業後に大学院への進学を希望する意欲と自律性のある学生で、複数教員の推薦のある者とする。学内選抜規定は別途定めるが、本コースの入学者は修士課程定員(19名)の原則1～2割、すなわち毎年1～2名程度とする。

### ②カリキュラム構成の概要

本コースでは学部2～4年次に、授業科目概要で※印が付されている大学院科目を毎年最大2～4単位程度(3年間の合計10単位まで)履修していることを前提とする。また本コース適応者は学部の卒業論文Ⅰ・Ⅱ(学部必修科目)においては、学位論文(修士)を視野に入れた研究計画立案を目指す。学部生で履修した大学院科目は、大学院入学後に単位認定する。学生には学士課程在学中から学会発表や論文投稿の機会を与え、研究能力育成に努めている。このような環境の中から生まれる研究は、指導教員の豊かな研究成果を基盤としているため、学生自らの着想と努力を主とした研究成果と比して、質の高い学位論文が期待できる。

### ③本コースでの履修例

例:学部2～4年次大学院科目履修・(修士論文計画着手)→学部卒業→大学院入学

## (8)人間医療科学技術コースについて

本コースでは、地球上の全ての人々の豊かな暮らしを実現するために、人の健康や医療に関する最先端の融合的な研究開発を推進します。人に関する科学、すなわち、理工学、医歯学、看護学、医療技術学、健康科学などの専門分野を機能的に融合し、世界中の人々が持続的に発展できる安心・安全な生活基盤の構築を志向した、未来に向けた新たな学問分野の創出とその分野を担うグローバル人材育成環境を創成します。

そのために、人や社会を深く理解するための基礎学力、科学技術系の高度かつ横断的な専門力を持ち、広い視野と深い思考能力、総合的な意思決定能力、確固たる倫理観と技術観、およびグローバルな視野や国際性を備え、独創的かつ挑戦的な最先端の研究・開発を推進でき、そして自らの専門分野の枠を超えて新たな分野を開拓できる創造力と指導力とを有し、世界で活躍できる人材を育成します。

### ① 履修が必要な科目

人間医療科学技術修士論文研究計画論第一(1単位)、人間医療科学技術修士論文研究計画論第二(1単位)及び人間医療科学技術実践プロジェクト(2単位)の必修科目4単位並びに人間医療科学技術他分野専門基礎第一(1単位)、人間医療科学技術他分野専門基礎第二(1単位)、人間医療科学技術概論第一(1単位)、人間医療科学技術概論第二(1単位)、先端人間医療科学技術第一(1単位)、先端人間医療科学技術第二(1単位)及びデザイン創造基礎(2単位)から3単位以上選択して合計7単位以上を履修する必要がある。人間医療科学技術コースシラバス(別冊)の履修方法を参照の上、履修すること。なお、本コースで修得した単位は大学院の修了要件の単位数に含まれる。

### ② コース修了証の授与

上記のコース修了要件を満たし、かつ、大学院を修了した学生に対し、申請により、「人間医療科学技術コース履修証書」が発行される。

必修科目		選択科目	
科目名	単位数	科目名	単位数
人間医療科学技術修士論文研究計画論第一	1	人間医療科学技術他分野専門基礎第一	1
人間医療科学技術修士論文研究計画論第二	1	人間医療科学技術他分野専門基礎第二	1
人間医療科学技術実践プロジェクト	2	人間医療科学技術概論第一	1
		人間医療科学技術概論第二	1
		先端人間医療科学技術第一	1
		先端人間医療科学技術第二	1
		デザイン創造基礎	2
必修科目単位数合計	4	選択科目単位数合計	3
合計単位数 7単位			

} 左記 7 科目  
から 3 単位

## (9)履修モデル

### 履修例1:ヘルスサービスリサーチ看護学分野学生の場合

所属分野	ヘルスサービスリサーチ看護学特論 I (1~2年次)	必修2単位	
	ヘルスサービスリサーチ看護学演習 I (1~2年次)	必修2単位	
所属分野必修科目以外の選択科目			15単位以上
必修科目	看護学研究法特論(1~2年次)	必修2単位	
	看護理論(1~2年次)	必修1単位	
特別研究	特別研究 I (1~2年次)	必修4単位	
	特別研究 II (1~2年次)	必修4単位	
	計		30単位

### 履修例2:Nurse-Investigator育成Pathwayコースに所属するヘルスサービスリサーチ看護学分野学生の場合

所属分野	ヘルスサービスリサーチ看護学特論 I (1~2年次)	必修2単位	} 学部在学時の大学院 科目等履修を含む
	ヘルスサービスリサーチ看護学演習 I (1~2年次)	必修2単位	
所属分野必修科目以外の選択科目		11単位以上	
必修科目	看護学研究法特論	必修2単位	
	看護理論	必修1単位	
共通科目	インディペンデントスタディA	必修2単位	
	インディペンデントスタディB	必修2単位	
特別研究	特別研究 I (1~2年次)	必修4単位	
	特別研究 II (1~2年次)	必修4単位	
	計	30単位以上	

履修例3:人間医療科学技術コースを希望するヘルスサービスリサーチ看護学分野学生の場合

所属分野	ヘルスサービスリサーチ看護学特論 I (1~2年次)	必修2単位
	ヘルスサービスリサーチ看護学演習 I (1~2年次)	必修2単位
人間医療科学技術コース(7単位以上)		
必修科目	人間医療科学技術修士論文研究計画論第一	1単位
	人間医療科学技術修士論文研究計画論第二	1単位
	人間医療科学技術実践プロジェクト	2単位
選択必修科目	人間医療科学技術他分野専門基礎第一	1単位
	デザイン創造基礎	2単位
所属分野必修科目以外の選択科目		8単位以上
必修科目	看護学研究法特論(1~2年次)	必修2単位
	看護理論(1~2年次)	必修1単位
特別研究	特別研究 I (1~2年次)	必修4単位
	特別研究 II (1~2年次)	必修4単位
計		30単位以上

履修例4:助産学教育コースを希望するリプロダクティブヘルス看護学分野学生の場合

(リプロダクティブヘルス看護学分野の学生に限る)

所属分野	リプロダクティブヘルス看護学特論 I (1~2年次)	必修2単位
	リプロダクティブヘルス看護学演習 I (1~2年次)	必修2単位
助産学教育コース		必修31単位
所属分野必修科目以外の選択科目		15単位以上
必修科目	看護学研究法特論(1~2年次)	必修2単位
	看護理論(1~2年次)	必修1単位
特別研究	特別研究 I (1~2年次)	必修4単位
	特別研究 II (1~2年次)	必修4単位
計		61単位以上

## (10)複数指導体制と指導方法

学生は、主指導教員(所属分野の分野長)による指導に加えて、副指導教員1名以上(所属分野以外の助教以上の博士号取得教員)から、年1回以上の研究指導を受け、研究計画ならびに論文作成を進める。入学後は速やかに、「副指導教員候補者届出書」により副指導教員の候補者を届出し、研究科委員会を経て決定となる。

- ・研究指導(1～2 年次):年1 回以上、主・副指導教員より研究指導を受ける。
- ・研究指導は、基本的に毎年指定された期日までに指導を受けることとする。但し、休学を除き、やむをえない理由により、指定された期日までに実施できない場合は、指導教員から「複数指導実施延期願」を提出し、研究科委員会を経て決定する。延長事由が解消したところですみやかに実施する。

大学院保健衛生学研究科 修士課程看護先進科学専攻  
修士学位論文審査について

修士学位論文審査は、修士課程修了に必要な基礎知識、研究計画能力、倫理観、語学力を含むコミュニケーション能力などを、コースワークを通じて身につけているかを包括的に審査し、加えて論述力を問うものである。

**【修士学位論文審査申請等について】**

以下、1～8までに修士学位論文審査に関して概要を記載するが、審査日程、提出書類については、変更する場合もあるため、必ず、申請年度に配付される『手引き』を確認すること。

**1. 申請対象者**

本専攻に在学する学生で、大学院学則第3条第2項第1号に規定する修士課程に1年6月以上在学し、原則として、大学院学則第44条第1項に規定する所定の単位中26単位以上を修得した者。

注：修士の学位授与の要件については、7. 学位授与について を参照

**2027年度以降に第2学年の方…修士学位論文審査(必須)※**

**2. 提出書類**

—修士学位論文審査申請時—

- ①修士学位論文 題目届 ……1部
- ②審査員候補者表 ……1部
- ③審査申請書 ……1部
- ④履歴書 ……1部+ Word ファイル
- ⑤修士学位論文 目録 ……1部
- ⑥修士学位論文要旨 ……1部+PDF ファイル
- ⑦修士学位論文 ……1セット+PDF ファイル
- ⑧参考論文(提出の場合) ……1部
- ⑨学位記記載事項の確認について ……1部+Word ファイル
- ⑩確認書 ……1部

※他機関の倫理審査委員会等の承認を受けている場合は、審査結果通知書を併せて提出すること。

- ⑪修士学位論文題目及び審査員候補者について ……Excel ファイル

—公開審査後—

⑫修士学位論文要旨※形式は⑥と同じ…………… 教務課へ1部+PDF ファイル  
主査・副査へ各1部(各自で渡す)

⑬修士学位論文(表紙、目録付き)……………教務課へ1セット+PDF ファイル  
主査・副査へ各1セット(各自で渡す)

※⑫、⑬は、申請時と変更が無い場合は提出不要。

### 3. 提出先

教務課湯島学位審査グループ(1号館西1階)(内線5074,5075)

E-mail: grad.doctor\_med.adm@tmd.ac.jp

※ 提出した修士学位論文等の再提出・差し替えは原則として認めない。

※ 電子ファイルについては、CD-R、USB に保存の上、打ち出し原稿と一緒に提出するか、メールに添付して提出すること。

### 4. 提出期限 提出期限以降の受付は一切行わない。

—修士学位論文審査申請—

上記①、②、⑪ 11月上旬

上記③～⑤、⑧～⑩ 11月中旬

上記⑥、⑦ 11月下旬

上記⑫、⑬ 1月中旬

※ 詳細な提出期限は、保健衛生学研究科委員会の審議を経て決定する。

### 5. 審査及び最終試験について

12月第2水曜日の保健衛生学研究科委員会において、審査委員(主査・副査)の決定後、1月の公開審査日程期間内に終了する。

### 6. 学位授与について

学長は、研究科委員会において学位を授与できる者と議決した者の報告に基づいて、修士の学位の授与の可否について認定のうえ、学位を授与すべきものには、学位記を授与し、授与できないものにはその旨を通知する。

#### 修士学位論文審査合格者

クオリファイングエグザミネーションに合格した者で、大学院に2年以上在学し、30単位以

上を修得した者に修士の学位を授与する。  
学位記の授与・・・学位記授与式

## 7. 注意事項

### ○研究活動の不正行為について

修士学位論文の作成にあたっては『東京科学大学における研究者等の行動規範』を遵守し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、加担しないこと。

ねつ造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

盗用：他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。

### ○『⑩確認書』について

修士学位論文に関する研究が以下の【対象となる研究】を含んでいる場合には、あらかじめそれぞれに該当する委員会等において承認を受けて実施した研究であることが確認できない場合、提出された修士学位論文は認められない。また、修士学位論文で用いた研究について、該当する委員会等への申請書類に、原則として、申請者の氏名が従事者として記載されている必要がある（※自身が直接実施した研究については必須とする）。本学における研究活動に係る行動規範に重大な違反があった場合は、処罰の対象となる。

#### 【対象となる研究】

- ① ヒト(もしくはヒト由来検体・情報(臨床情報を含む)等)を対象とする研究
- ② 遺伝子組み換え実験
- ③ ヒトゲノム遺伝子解析研究
- ④ 動物実験
- ⑤ 病原微生物等利用実験
- ⑥ 特定病原体等利用実験
- ⑦ ヒト ES 細胞を用いる研究
- ⑧ ヒト iPS 細胞を用いる研究
- ⑨ 再生医療等提供計画(第1種から第3種)

## GPAについて (Grade Point Average)

GPAとは、履修した各科目の成績評価に対して、それぞれポイント(GP)を定め、成績の平均値を示す成績評価結果の表示方法のひとつである。GPAは当該年度のものと同累積のものを算出するが、成績証明書には累積GPAを表示するものとする。

$$\text{累積 GPA} = \frac{(\text{修得科目の GP}(\ast 1) \times \text{単位数})\text{の総和}}{(\text{履修登録単位数})\text{の総和}}$$

- ※1 GP = (科目の評価 - 55) × 0.1  
ただし、科目の評価が 59 点以下の場合は、GP = 0.0 とする
- ※2 小数点第3位を四捨五入する

### 【履修取消について】

履修取消とは、いったん履修登録した科目を大学が定める一定期間※に本人からの請求により、履修を取り消すことをいう。履修取り消しを行った科目に関しては、GPA には参入されず、成績証明書にも記載されない。

履修取消の手続きは、履修登録科目取消願(様式はホームページ home→教育・研究→大学院保健衛生学研究科→教育推進部教務課湯島教務室)により教育推進部教務課湯島教務室に提出する。

**なお、期間内に履修取消の手続きを行わず、自ら履修を放棄した場合は「不合格:59~0点」評価とする。**

※ 履修取消の期間は、各授業科目の第5回目の講義が開始されるまでとする。なお、夏期休業期間中等に行われる集中講義については、当該科目の履修確定日の翌日から授業開始日の一週間前までとする。

## 「科目ナンバリング」について

### 1. 科目ナンバリングとは

科目ナンバリングは、授業科目に適切な番号を付けて分類することで、学修の段階や順序等を表し、教育課程の体系性を明示する仕組みのことです。

本学大学院では、科目ナンバリングにより授業科目に付された特定の記号及び数字のことを「科目ID」と呼び、シラバスの各科目のページに掲載しています。

なお、同じく各科目のページに掲載されている「科目コード」は、主に履修登録の際などに使用されます。

### 2. 「科目ID」の構成

G H - a 3 0 0 1 - L  
①      ②                      ③                      ④                      ⑤

各桁の意味

#### ①授業開設部局名

部局名	コード
大学院	G

#### ②専攻・コース名等

専攻・コース名等	コード
医歯理工保健学専攻	H
医歯理工保健学専攻医療管理政策学コース	A
医歯理工保健学専攻グローバルヘルスリーダー養成コース	P
医歯学専攻	M
生命理工医療科学専攻	B
東京科学大学・チリ大学国際連携医学系専攻	J
東京科学大学・チュラロンコーン大学国際連携歯学系専攻	I
<u>看護先進科学専攻</u>	<u>N</u>
共同災害看護学専攻	D
大学院共通科目	C

③レベル

レベル	コード
大学院共通科目 <u>学部生先取履修対象科目</u>	a
<u>修士課程における発展的な内容の科目、または 修士論文の作成にあたり履修する論文(研究)指導等の科目</u>	b
博士課程における発展的な内容の科目、または 博士論文の作成にあたり履修する論文(研究)指導等の科目	c
<u>5年一貫制博士課程における発展的な内容の科目、または 博士論文の作成にあたり履修する論文(研究)指導等の科目</u>	d
その他	e

④科目コード

各専攻で開講している授業科目の通し番号(4桁)

⑤授業形態

授業形態	コード
講義	L
演習	S
実習	E
論文指導・研究指導	T
その他	Z

2026年度大学院保健衛生学研究科看護先進科学専攻修士課程・博士課程授業時間割

【前学期】

※:BSN-Ph.Dコース 先取履修対象科目(学部生履修可能科目)

	1時限 8:50~10:20	2時限 10:45~12:15	3時限 13:30~15:00	4時限 15:25~16:55	5時限 17:15~18:45	6時限 18:55~20:25	
月	公衆衛生看護学特論Ⅰ 月野木		看護学研究法特論※ 福井		助産診断・技術学Ⅳ 松崎・小笹		
	成人看護学特論Ⅰ 田中						
	小児・家族発達看護学特論Ⅰ※ 佐藤						
	人間医療科学技術他分野専門基礎 第一(クラスA) ※1Qのみ	人間医療科学技術他分野専門基礎 第一(クラスB) ※1Qのみ					
	人間医療科学技術他分野専門基礎 第二(クラスA) ※2Qのみ						
火	看護管理学特論※ 緒方		精神保健看護学特論Ⅰ 谷口	在宅・緩和ケア看護学特論Ⅰ 福井	精神保健看護学演習Ⅰ 谷口		
			災害看護学特論Ⅰ 佐々木(吉)	クリティカルケア看護学特論Ⅰ 佐々木(吉)			
	助産学概論 松崎・小笹	デザイン創造基礎 ※1Qのみ					
	リプロダクティブ&ウィメンズヘルス 松崎・小笹	先端人間医療科学技術第一 ※2Qのみ					
水	助産診断・技術学Ⅰ 松崎・小笹	助産診断・技術学Ⅱ 松崎・小笹	助産診断・技術学Ⅲ 松崎・小笹	周産期・新生児生理病態学 松崎・小笹	助産管理 松崎・小笹	看護倫理※ 緒方	
木	リプロダクティブヘルス看護学特論Ⅰ 松崎		地域国際母子保健 松崎・小笹	周産期ハイリスク管理 松崎・小笹	看護情報統計学特論※ 森田 (2026年度休講)		
			国際看護開発学特論Ⅰ※ 近藤				
	人間医療科学技術概論第一 ※1Qのみ		人間医療科学技術他分野専門基礎 第二(クラスB) ※2Qのみ				
フィジカルアセスメント/臨床薬理学/病態生理学 今津/今津/佐々木							
金	ヘルスサービスリサーチ看護学特論Ⅰ※ 柏木		看護管理・高齢社会看護学演習Ⅰ 緒方		看護情報統計学特論※ 森田 (2026年度休講)		
			公衆衛生看護学演習Ⅰ 月野木				
	看護管理・高齢社会看護学特論Ⅰ※ 緒方		小児・家族発達看護学演習Ⅰ 佐藤				
			女性と母子の薬理 松崎・小笹				
フィジカルアセスメント/臨床薬理学/病態生理学 今津/今津/佐々木							

【後学期】

※:BSN-Ph.Dコース 先取履修対象科目(学部生履修可能科目)

	1時限 8:50~10:20	2時限 10:45~12:15	3時限 13:30~15:00	4時限 15:25~16:55	5時限 17:15~18:45	6時限 18:55~20:25
月	国際看護研究方法論※ 近藤			成人看護学演習Ⅰ 田中		
火	看護政策学特論※ 柏木	家族看護学特論 佐藤	急性・重症患者治療管理論 佐々木(吉)	急性・重症患者フィジカルアセスメント 佐々木(吉)		
		先端人間医療科学技術第二 ※3Qのみ	在宅・緩和ケア看護学演習Ⅰ 福井			
水				看護理論※ 松崎		
木	ヘルスサービスリサーチ看護学演習Ⅰ 柏木			看護教育学特論※ 田中		
	災害看護学演習Ⅰ 佐々木(吉)					
金	リプロダクティブヘルス看護学演習Ⅰ 松崎		クリティカルケア看護学演習ⅠA 佐々木(吉)			
	国際看護開発学演習Ⅰ 近藤		クリティカルケア看護学演習ⅠB 佐々木(吉)			
		人間医療科学技術概論第二 ※3Qのみ	看護管理・高齢社会看護学演習Ⅰ 緒方			

\*履修登録に際しては、各授業実施日を確認の上行ってください。

\*実習科目は別途時間割を作成します。

\*共通科目(看護系以外)、人間医療科学技術コース理工学系提供科目、相互履修科目は履修要項の各科目のページでご確認ください。

\*「コンサルテーション論」は7-9月、「看護倫理」は6-9月、「周産期技術演習」は7-9月に集中講義を実施する予定です。詳細は別途連絡します。

共通科目(看護系)	専門科目	専門科目(通期)	助産師教育課程専門科目(新設) ※修士課程助産師教育コースのみ履修可能	人間医療科学技術コース科目(新設) (修士課程のみ) ※人間医療科学技術コース登録者のみ履修可 ※必修科目及び選択必修科目のみ
-----------	------	----------	--	--

看護先進科学専攻  
修士課程  
授業概要  
2026

## 授業概要

### 専門科目

授業科目名 (科目コード)	履修年次	講義等の内容	科目責任者
ヘルスサービスリサーチ 看護学特論Ⅰ※ (71-0101)	1～2年 (2単位)	国内外のヘルスサービスリサーチに関する最新情報に精通した専門家を交えた討議を通じ、看護ケアの科学的根拠を探求する。また、看護ケアの質の検証研究の特徴を理解するために、さまざまな領域の実証研究の方法を学び、看護ケアの質に関する新たな検証法を開発するための基礎的な能力を修得する。	教授 柏木 聖代
ヘルスサービスリサーチ 看護学演習Ⅰ (71-0102)	1～2年 (2単位)	ヘルスサービスリサーチ看護学分野において、国内外の先行研究や背景等を踏まえ自身の研究テーマの設定し、そのテーマに基づいて倫理的問題を考慮した上で研究計画を立案し、計画の発表と討議を通じて研究計画を洗練する。	
公衆衛生看護学特論Ⅰ (71-0201)	1～2年 (2単位)	地域で生活する人々に対して主に予防と健康増進を意図した地域保健看護サービスを中心として関連情報を分析し、個人・家族・集団を単位とした看護活動計画、展開法、評価法、実践や指導への応用方法、具体的な研究展開の能力を講義と討議により修得する。	教授 月野木 ルミ
公衆衛生看護学演習Ⅰ (71-0202)	1～2年 (2単位)	地域で生活する人々に対して主に予防と健康増進を意図した地域保健看護サービスを中心として関連情報を分析し、個人・家族・集団を単位とした看護活動計画、展開法、評価法、実践や指導への応用方法、具体的な研究展開および関連する実践の能力を演習により修得する。	
成人看護学特論Ⅰ (71-0301)	1～2年 (2単位)	先端的医療や侵襲的治療を受ける成人期、向老期、老年期の人々とその家族の体験や苦悩を理解し、重篤期から回復期、セルフマネジメントを必要とする時期に至るまで、さらには緩和ケアを含めた看護法および理論を学び、これらの専門的看護および研究方法を講義と討議により修得する。	教授 田中 真琴
成人看護学演習Ⅰ (71-0302)	1～2年 (2単位)	重篤な疾患の発症や慢性疾患の増悪、侵襲的治療などの衝撃的な体験が、人間の心身にもたらす影響や、それに対して人間はどのように反応し、対処するかの際序について、また、持続する健康問題を抱え生活する上での自己管理能力を高めるための援助について、諸理論を援用して理解し、討論を通して具体的に検討する。	
精神保健看護学特論Ⅰ (71-0401)	1～2年 (2単位)	人々の精神状態や発達課題を評価するための基準や枠組み、様々な年代や健康状態の人々に対する精神的援助技術およびその理論的な背景について学修する。精神医学的診断法や心理測定法、精神療法を始めとする様々な精神科治療の技術と方法についての理解を深め、看護学の視点に基づく評価と援助を実践する能力を養う。	教授 谷口 麻希
精神保健看護学演習Ⅰ (71-0402)	1～2年 (2単位)	精神保健看護学に関する研究のクリティークやレビューを通じ、研究の方法論や精神保健看護学分野における研究の動向や課題について理解を深める。	

授業科目名 (科目コード)	履修年次	講義等の内容	科目責任者
小児・家族発達 看護学特論Ⅰ※ (71-0501)	1～2年 (2単位)	小児とその家族を生涯発達の視点から捉え、看護の対象としての理解を深める。小児の成長発達についての高度な専門知識と、小児の健康、疾患、障害、生活および家族について関連学問領域の知見や理論を学び、看護実践および研究を行うための基礎的能力を討議により修得する。幅広く小児関連のトピックスについて講義を行う(育児支援、新生児、NICU、発達検査、小児がん等)。	教授 佐藤 伊織
小児・家族発達 看護学演習Ⅰ (71-0502)	1～2年 (2単位)	様々な健康障害をもつ小児とその家族の課題を理解し、こどもや親等を対象として研究を進めるために必要な、小児看護学・家族看護学研究の方法論や技術について演習する。特に文献の取り扱い(スコーピングレビュー等)、質的データの取得と取り扱い(再帰的テーマティック分析等)、量的データの取得と取り扱い(計量心理学的分析等)のうち、受講生の関心等に合わせた適切な看護学研究手法をもとに学ぶ。	
リプロダクティブヘルス 看護学特論Ⅰ (71-0601)	1～2年 (2単位)	女性学、クエア理論等の知見を踏まえ、女性の性と生殖にかかわる種々の健康課題に対する、個人、家族、集団に対するケア提供システム、介入方法の開発とその効果を判定するための研究方法の基礎的能力を修得する。	教授 松崎 政代
リプロダクティブヘルス 看護学演習Ⅰ (71-0602)	1～2年 (2単位)	性的マイノリティを含めたセクシュアルヘルス、リプロダクティブヘルス・ライツに関する助産ならびに看護のケア対象者の特性と現状を理解し性暴力被害者支援を含む支援方法の開発とその効果に関する研究を行うための、基礎的実践能力、研究方法を演習により修得する。	
助産学概論 (71-0603)	1～2年 (1単位)	助産学の基本概念および助産師の歴史、役割と責務、倫理的課題を理解し、専門的自律能力を身につける。その上で、国内外におけるこれからの助産師の役割や工学も含めた多職種連携、働く場の多様性についても考察する。加えて助産学研究の意義や今後の方向性について考察する力を身につける。	教授 松崎 政代
リプロダクティブ&ウイ メンズヘルス (71-0604)	1～2年 (1単位)	就労女性の支援、性暴力被害者への支援、不妊治療への支援を含め、助産学が対象とする女性のライフサイクルに合わせた健康増進への理解を深める。また、臨床課題を見つけ、科学的根拠に基づく助産ケアを考察する。	教授 松崎 政代
周産期・新生児生理病 態学 (71-0605)	1～2年 (2単位)	新生児期の生理と病態を理解し、正常新生児、異常新生児の診察、ケアについて理解する。特に新生児の救急処置について、新生児蘇生法講習等により身につける。	教授 松崎 政代
助産診断・技術学Ⅰ (71-0606)	1～2年 (2単位)	妊婦の身体的・心理社会的な健康状態をアセスメントし、個性を加味して科学的根拠に基づいてケアを計画する能力を養う。更に、主として妊婦のセルフケア能力を高める援助方法と、集団及び個別指導を実践する能力を養う。	准教授 小笹 由香
助産診断・技術学Ⅱ (71-0607)	1～2年 (4単位)	分娩期の生理的経過を理解し、その上で産婦・褥婦、および胎児・新生児の健康状態を診断し、適切なケア技術を実施するための基礎的な知識・技術を学ぶ。さらに、産婦の安全、安心、快適、満足な出産の実現に向けたケアの創造と、それを実施できる知識と技術を養う。	教授 松崎 政代

授業科目名 (科目コード)	履修年次	講義等の内容	科目責任者
助産診断・技術学Ⅲ (71-0608)	1～2年 (1単位)	産褥期・育児期を中心とした褥婦および新生児・乳児の健康状態をアセスメントするための生理的変化を理解する。その上で、正常・異常の診断と母子や家族への適切な助産ケアの計画を具体的に立案できる。また、ケアの理論や科学的根拠を基に、期待される効果について予測し、改善のために研究的アプローチについても考察できる。	准教授 小笹 由香
助産診断・技術学Ⅳ (71-0609)	1～2年 (2単位)	遺伝看護、産後のメンタルヘルス、周産期に関わる性の意思決定など、女性を取り巻く臨床、社会課題を理解するとともに、個別性とエビデンスも基に支援方法を修得する。	准教授 小笹 由香
周産期ハイリスク管理 (71-0610)	1～2年 (1単位)	妊娠・分娩・産褥期の心理社会的、身体的なハイリスクな状態を理解するとともに、ガイドラインを含めたエビデンスを基に支援方法を立案できる。	教授 松崎 政代
女性と母子の薬理 (71-0611)	1～2年 (1単位)	非妊娠女性の薬剤の薬効、代謝の基礎的原理を理解し、その上で、妊娠・分娩・産褥に使用される薬剤の母子への薬効、代謝の基礎的原理と技法を理解する。	准教授 小笹 由香
周産期技術演習 (71-0612)	1～2年 (1単位)	周産期に用いる産科医療技術を理解し、アセスメント能力や介助能力を養う。また母体救急についても理解する。	教授 松崎 政代
地域国際母子保健 (71-0613)	1～2年 (2単位)	国際母子保健に関する基礎的知識を習得するとともに、国内外の地域や家庭における妊娠期から産後4か月までの母子、家族、および女性を対象に、子育て支援や地域社会の資源活用など専門的援助について理解する。その上で、様々な生活背景を持つ女性や家族への望ましい支援のあり方について考察する。	教授 松崎 政代
助産管理 (71-0614)	1～2年 (2単位)	病院、助産院などで様々な職位の中で、母子の快適性と安全性のバランスをとりながら、助産業務を安全に円滑に遂行するために必要な助産管理・運営の原理と技法、法的側面について理解する。理論やモデルを踏まえ、助産師の様々な活動の評価、改善のための方策について学ぶ。	准教授 小笹 由香
周産期助産学実習Ⅰ (71-0615)	1～2年 (3単位)	妊婦外来・助産師外来において、妊娠の診断および妊娠経過を把握し、妊娠期を安全に継続するための個別的な助産ケアを計画、実践を行う。また、母児およびその他家族の背景の情報収集とアセスメントを行い、退院後の生活を視野にいれた予防的な助産ケアを実践、評価する能力を養う。	教授 松崎 政代
周産期助産学実習Ⅱ (71-0616)	1～2年 (5単位)	分娩介助実習として、産婦・褥婦、および胎児・新生児の健康状態をアセスメントし、対象に合わせた安全で快適な助産技術を実施するための基礎的な知識・技術・態度を習得し、実践する。さらに、安全、安心、快適、満足なポジティブなお産の実現に向けた助産ケアのために必要な知識・技術を習得し、今後の継続学習につなげる。	准教授 小笹 由香
ウィメンズヘルス・NICU実習 (71-0617)	1～2年 (1単位)	ライフサイクル各期における性・生殖に関わる健康問題を理解する。特に、遺伝看護、不妊看護に関わることについても理解し、診断・治療・相談指導を理解する。低出生体重児やハイリスク児の特徴、健康診査、検査処置、看護ケア・育児指導、社会資源の活用の方法を理解する。	教授 松崎 政代

授業科目名 (科目コード)	履修年次	講義等の内容	科目責任者
助産マネジメント実習 (71-0618)	1～2年 (1単位)	助産院および病院において、様々な職位にある助産師が行う助産業務管理の実際を学び、それぞれの施設における助産管理・運営、ケア内容や助産師の役割を比較・検討する。さらに、対象者から求められるサービス提供のあり方、対象者のエンパワーメントおよびラポールの形成、他職種との連携について、文献等を用いて考察し、理論的に考える視点を養う。	准教授 小笹 由香
総合管理・継続実習 (71-0619)	1～2年 (1単位)	助産実践に必要な基本的助産診断技術の修得、および妊娠期から産褥・育児期の母子と家族に対する保健指導、コミュニケーション能力等、継続的事例を通して、総合的に展開し適切に実践する。	教授 松崎 政代
在宅・緩和ケア看護学特論Ⅰ (71-0701)	1～2年 (2単位)	在宅ケアに関連する保健医療福祉制度、社会システム、および看護提供体制について理解し、さらに対象者理解や援助展開に必要な基本的理論を理解し、実践事例をもとに在宅看護実践の具体方法を身につける。	教授 福井 小紀子
在宅・緩和ケア看護学演習Ⅰ (71-0702)	1～2年 (2単位)	在宅看護の対象者、特にがん末期患者、難病療養者等、医療依存度が高く、また多職種が連携して支援する必要がある療養者に対する看護支援の方法、支援体制・システム等について理解し、在宅ケアの在り方について考究する。	
国際看護開発学特論Ⅰ※ (71-0801)	1～2年 (2単位)	日本および国際的に取り組むべき看護保健医療の諸問題・健康問題について、様々なデータベースを用いて国際比較・分析し、独創的かつ国際的に普遍性ある研究課題を提案するための問題抽出・分析視点を得る方法を学ぶ。すべて英語で実施する。	教授 近藤 暁子
国際看護開発学演習Ⅰ (71-0802)	1～2年 (2単位)	興味のある研究領域における質の高い論文を読んで特に方法論について学ぶ。統計解析の方法について理解を深める。プレゼンとディスカッションは全て英語で実施する。	
看護管理・高齢社会看護学特論Ⅰ※ (71-0901)	1～2年 (2単位)	看護管理学や老年看護学および受講者各々の関心ある研究テーマに関する研究計画の作成・実施に向けて必要な概念・知識・方法を学ぶ。講義および国内外の関連文献・書籍等(例:尺度開発など)に基づく討議を通じて、具体的に研究を展開していくために必要な能力を修得する。	教授 緒方 泰子
看護管理・高齢社会看護学演習Ⅰ (71-0902)	1～2年 (2単位)	看護管理学や老年看護学、受講者各々が関心のある研究テーマに関する課題と国際的な動向を知るとともに、研究計画立案・実施・公表に向けて必要な概念、理論、方法について演習を通じて学び、具体的に研究を展開・公表していくために必要な能力を修得する。	

授業科目名 (科目コード)	履修年次	講義等の内容	科目責任者
災害看護学特論Ⅰ (71-1001)	1～2年 (2単位)	主要な災害の急性期において、災害時の疾病構造、各種災害の急性期の医療活動の原則と、チーム医療活動における看護の役割について学び、災害看護実践に必要な知識・技術を修得する。	教授 佐々木 吉子
災害看護学演習Ⅰ (71-1002)	1～2年 (2単位)	大地震や特殊災害等の発生を想定した仮想事例についてシミュレーションやワークショップを行い、看護アセスメント、被災地における医療救護、被災者・支援者への心身のケア、看護支援活動について学び、災害活動における看護リーダーに必要な知識・技術を修得する。	
災害看護学インターンシップ (71-1003)	1～2年 (2単位)	災害対策、災害対応に関連する実践現場や政策に携わる組織に身を置き、災害看護の具体的な実践スキルや、研究的な視点を養い、災害看護のグローバルリーダーに必要な能力を修得する。	
クリティカルケア看護学特論Ⅰ (71-1011)	1～2年 (2単位)	米国クリティカルケア看護師協会(American Association of Critical Care Nurses ; AACN)が開発した、AACN synergy model for patient care(英語原文)を読み解き、日本の文化や医療事情を鑑みながら、患者、家族、看護師にとって最適な治療環境を築き看護を展開する能力を修得する。また、家族システム理論を援用し、重症・重篤患者の家族の特徴を理解し、援助関係を築いて専門的援助を行うための手法を修得する。	教授 佐々木 吉子
クリティカルケア看護学演習ⅠA (71-1012)	1～2年 (2単位)	クリティカルケア領域において、患者や家族に求められる意思決定、侵されやすい権利、それらに伴う倫理的課題の特徴を理解し、対象の安寧を脅かす要因の緩和や必要な情報提供、決定後の継続的な支援を行う能力を修得する。	
クリティカルケア看護学演習ⅠB (71-1013)	1～2年 (2単位)	クリティカルな状況にある患者・家族の全人的苦痛を緩和するため、苦痛を緩和するための直接的なケア技術や、質の高いケアを継続するために組織的に取り組むための方策を講じる能力を修得する。	
急性・重症患者フィジカルアセスメント (71-1014)	1～2年 (2単位)	集中的・高度な治療を必要とする患者の心身の変化ならびに生活行動、機能回復の状況を把握する観察枠組みを理解し、クリティカルな状況にある患者の心身の変化、生活行動、機能回復の観察・評価を行う能力を修得する。	
急性・重症患者治療管理論 (71-1015)	1～2年 (2単位)	集中治療を必要とするような病態、行われる治療・処置の目的、方法と科学的根拠、医学上の課題を理解するとともに、多職種チームで患者・家族を中心に据えた医療を展開するために必要な看護を実践する能力を修得する。	
クリティカルケア看護高度実践実習A (71-1016)	1～2年 (3単位)	ロールモデルとなる急性・重症患者看護専門看護師の指導のもとで、集中的で高度な治療を要する患者の全人的理解、病態アセスメント、診断プロセスの理解、看護活動の立案・実施を経験するとともに、高度実践看護師の役割を学び、各機能を効果的に果たすためのノウハウを理解する。	
クリティカルケア看護高度実践実習B (71-1017)	1～2年 (4単位)	複雑で困難な問題を抱える患者を受け持ち、集中的で高度な治療を要する患者の全人的理解、病態アセスメントに基づく高度な看護実践の実施を経験するとともに、スタッフへの教育、相談、調整、倫理調整の実施を経験し、高度実践看護師として多様な状況に対応する能力を修得する。	
クリティカルケア看護高度実践実習C (71-1018)	1～2年 (3単位)	複雑で困難な問題を抱える患者を受け持ち、集中的で高度な治療を要する患者、家族への卓越した看護実践を行うとともに、医療チームにおいて、教育、相談、調整力を発揮し、高いリーダーシップ発揮し、高度実践看護師として自立して役割発揮ができる能力を修得する。	

## 必修科目

授業科目名 (科目コード)	履修年次	講義等の内容	科目責任者
看護学研究法特論※ (71-3001)	1～2年 (2単位)	看護研究のプロセスと多様な看護学研究法、文献クリティーク、研究における倫理、科学哲学の基礎を学び、看護活動の質向上や看護技術の開発に必要な基礎的研究能力を修得する。	教授 福井 小紀子
看護理論※ (71-3002)	1～2年 (1単位)	看護学の発展ならびに高度な実践の基盤として、科学哲学とともに看護理論を歴史的に振り返る。看護における知の一般化ならびに対象者の解放や癒しに対するアプローチにおける前提ならびにその適用について、その基盤となっている認識論的前提と存在論的前提を分析することを中心とする。	教授 松崎 政代
特別研究 I (71-3100)	1～2年 (4単位)	コースワークを通じて研究方法や研究に関する基礎知識、高い倫理観を培う基盤となる知識を学び、文献検討、予備調査への取り組みといった研究計画作成の基盤となる学習を行う。これらの学習は、分野内外の教員等による指導を適宜受けて行い、博士論文として取り組む研究計画を現実的なものとし、特別研究Ⅱ・Ⅲに繋げていくためのものである。	各分野 担当教員
特別研究Ⅱ (71-3200)	1～2年 (4単位)	特別研究 I で取り組み、検討を重ねた文献検討・予備調査等の結果をまとめ、学生一人で第三者に伝わりやすいプレゼンテーションを行い、自身の取り組んだ内容に関する質問へも明快に回答できるよう学習・準備を行う。	各分野 担当教員

## 看護先進科学専攻共通科目(看護系)

授業科目名 (科目コード)	履修年次	講義等の内容	科目責任者
看護管理学特論※ (71-4001)	1～2年 (1単位)	看護管理者・実践家(専門看護師を含む)・研究者・教育者として、組織・社会においてリーダーシップとマネジメント能力を発揮し、必要な変革を起こしながら質の高い看護・医療を提供できる能力を養成する。	教授 緒方 泰子
看護政策学特論※ (71-4002)	1～2年 (1単位)	看護を取り巻く制度・政策の実際と決定プロセスについて、看護学および法学・経済学などの関連領域の研究者や行政官など実際の政策過程に携わる実践家の講義から学ぶ。各自の臨床経験・研究テーマに関連した看護・医療の政策・制度上の課題を整理・抽出し、解決策を考案する。	教授 柏木 聖代
家族看護学特論 (71-4003)	1～2年 (2単位)	看護職として家族を系統的に捉え、ひとまとまりの家族を支援するための研究に必要な知識・技術について講義から学ぶ。家族看護学の基本的な理論や技術について学んだうえで、家族を対象とする研究の計画・実施における課題についても学習する。また、特に家族看護学に関連するトピックスについて講義する。これらを通じて、家族の健康問題・家族ダイナミクスを生活と結びつけて理論的に分析する方法と実践的な援助の方法を技術として用いられるようにすることをめざす。	教授 佐藤 伊織
看護情報統計学特論※ (71-4004)	1～2年 (2単位)	看護に関する研究を行う上で必要な統計数字の見方、統計データのとり方、解析方法につき修得する。講義と演習を組み合わせ、用語・理論・方法がいつでもよく理解できるようにする。講義と並行して、パソコンにより統計ソフトを用いて演習を行い、研究に必要な統計データの解析方法を修得する。	准教授 森田 久美子
看護教育学特論※ (71-4005)	1～2年 (2単位)	生涯教育、及び専門職の継続教育、看護師が持つ教育的機能の基本を理解し、さらに将来専門看護師として、あるいは看護教育・研究者としての役割を果たすために不可欠な教育の原理と技能を学ぶ。また、臨床実践におけるケアの質向上につながる教育の効果、その効果を発揮するために求められる教育環境整備、組織的教育活動について学ぶ。	教授 田中 真琴
国際看護研究方法論※ (71-4006)	1～2年 (2単位)	諸外国で広く活用されている看護研究方法について、英語を用いた授業を行い、研究計画書の書き方とともに、国際的に活躍できる、プレゼンテーション力・コミュニケーション力を修得する。また、国際共同研究計画案の能力開発を目指し、国際的に価値がある高度な研究能力の修得を目指す。	教授 近藤 暁子
看護倫理※ (71-4007)	1～2年 (1単位)	看護の専門家として、現場で遭遇する様々な倫理的な課題を見出し対応するために必要な、深く豊かな教養と、専門的な知識、態度、技術を修得する。	教授 緒方 泰子
コンサルテーション論 (71-4008)	1～2年 (1単位)	看護師の問題解決に必要なコンサルテーションの概念および実践モデルを理解し、高度な看護実践におけるコンサルテーション活動を展開するための基礎能力を養う。	教授 谷口 麻希
フィジカルアセスメント (71-4009)	1～2年 (2単位)	複雑な健康問題をもつ対象の身体の状態を査定し、臨床看護判断を行うための必要知識と技術について教授する。e-learningによる授業、事例と高機能シミュレーターを使用した演習を行い、高度実践看護師として求められる問診や検査結果、身体診査等を用いた、身体状況の評価を学ぶ。	准教授 今津 陽子

授業科目名 (科目コード)	履修年次	講義等の内容	科目責任者
臨床薬理学 (71-4010)	1～2年 (2単位)	多様な臨床場面で用いられる薬剤(緊急応急処置、症状調整、慢性疾患管理に必要な薬剤)を中心に、臨床薬理学の基礎知識を習得し、薬物療法を総合的に学ぶ。薬物療法が必要な患者に対する薬剤使用の判断、投与後の患者のモニタリング、生活調整、回復力の促進、患者の服薬管理能力の向上を図るための知識と看護技術を学ぶ。	准教授 今津 陽子
病態生理学 (71-4011)	1～2年 (2単位)	身体の生理的機能、病態を理解し、症例をもとに異常をきたす原因、主な症状、経過、治療および処置について学び、専門看護師に求められる患者の病態生理学的状態を解釈し、適切な判断を行い、それに対する看護実践を行うために必要な知識を学ぶ。	教授 佐々木 吉子
インディペンデントスタ ディA (71-4012)	1～2年 (2単位)	博士論文に関連する研究プロジェクト等へ、プロジェクトチームの一員として、調査票設計・データ収集・分析・論文執筆等の一連の過程に参画し、研究遂行に必要な能力を習得する。加えて研究プロジェクトにおけるリーダーシップ、スケジュール管理、チーム構築能力と共に、研究過程全般に関わる倫理的問題の調整能力を養う。	各分野 担当教員
インディペンデント スタディB (71-4013)	1～2年 (2単位)	博士論文に関連する国内外の教育・研究・臨床実践について、学生が主体的に学習課題と目的・目標を定め、短期研修・インターンシップ等を行う。受け入れ先との調整から、報告書作成までの一連の過程において、専門知識・研究遂行能力とともに研究者としての態度を習得する。	各分野 担当教員

## 看護先進科学専攻共通科目(看護系以外)

### ●グローバル健康医学科目

※講義時間が通常とは異なっていますのでシラバス等で事前に確認をしてください。

授業科目名 (科目コード)	履修年次	講義等の内容	科目責任者
疫学入門 ( Introduction to Epidemiology) (71-5001)	1~2年 (2単位)	This course is a lesson to learn the basics of the Clinical Statistics and Bioinformatics Graduate Program of the Integrative Biomedical Sciences Programs for Preemptive Medicine aiming at the training of personnel who can promote precision medicine.  (和訳) プレジジョンメディシンを推進する人材の育成を目的に臨床統計学及び生命情報学の基礎を学ぶ先制医療のための統合生命医科学プログラム。	准教授 那波 伸敏
社会疫学 ( Social Epidemiology) (71-5002)	1~2年 (2単位)	We will focus on social determinants of health, including social class, race, gender, poverty, income distribution, social networks/support, community cohesion, work and neighborhood environment, and behavioral economics. We also address the health consequences of social and economic policies, and the potential role of specific social interventions, including innovative methods based on behavioral economics. To deepen understanding of social epidemiology, oral health outcomes, their distributions in the populations, and its common determinants will be taught.  (和訳) 社会階級、人種、ジェンダー、貧困、所得分配、社会的ネットワーク/サポート、コミュニティの結束、仕事と近隣環境、行動経済学など、健康の社会的決定要因に焦点を当てる。また、社会・経済政策の健康への影響や、行動経済学に基づく革新的な手法を含む特定の社会的介入の潜在的な役割についても取り上げる。社会疫学の理解を深めるために、口腔の健康アウトカム、集団におけるその分布、およびその共通の決定要因についても学ぶ。	教授 相田 潤
医療システム・マネジメント ( Health Systems and Management) (71-5003)	1~2年 (2単位)	This class teaches how to promote change in health systems and people's behavior through health communication programs. Students will learn how to apply theory and research methods to the design, implementation, and evaluation of health communication programs  (和訳) このクラスでは、ヘルス・コミュニケーション・プログラムを通じて、保健システムや人々の行動の変化を促進する方法を提供し、ヘルス・コミュニケーション・プログラムの設計、実施、評価に理論と研究方法を適用する方法を学ぶ。	准教授 森田 彩子

授業科目名 (科目コード)	履修年次	講義等の内容	科目責任者
グローバルヘルス (Global Health) (71-5004)	1~2年 (4単位)	<p>This course provides an overview of important health challenges facing the world today, discusses how these have changed over time, examines determinants of such changes, and predicting the future.</p> <p>(和訳) このコースでは、今日世界が直面している重要な健康問題の概要を説明し、それらが時間とともにどのように変化してきたかを論じ、その変化の決定要因を検討し、将来を予測する。</p>	准教授 那波 伸敏
母子保健学 ( Maternal and Child Health) (71-5005)	1~2年 (2単位)	<p>This course introduces emerging issues in maternal and child health, such as child maltreatment and nutrition. It provides students with basic knowledge and skills needed to apply a life course approach to solve these issues.</p> <p>(和訳) このコースでは、子どもの虐待や栄養など、母子保健の新たな問題を紹介する。これらの問題を解決するためにライフコース・アプローチを適用するために必要な基本的な知識とスキルを習得する。</p>	教授 藤原 武男
行動科学 (Behavioral Sciences) (71-5006)	1~2年 (2単位)	<p>This course provides students with basic knowledge and skills needed to understand individual, group, and community behaviors and change processes in cross-cultural contexts in order to design health promoting behavioral interventions.</p> <p>(和訳) このコースでは、健康を促進する行動的介入をデザインするために、個人、グループ、コミュニティの行動と変化のプロセスを異文化の文脈で理解するために必要な基礎知識と技術を学ぶ。</p>	准教授 森田 彩子
地球環境と健康 ( Environmental Planetary Health) (71-5007)	1~2年 (2単位)	<p>This course introduces current topics in environmental and planetary health issues, scientific understanding of their causes, and possible future approaches toward control of the major environmental health problems.</p> <p>(和訳) このコースでは、環境保健学とプラネタリーヘルスの最新のトピック、その原因に関する科学的理解、及び主要な環境健康問題の制御に向けて将来可能なアプローチを学ぶ。</p>	准教授 那波 伸敏

●臨床疫学科目

授業科目名 (科目コード)	履修年次	講義等の内容	科目責任者
疫学基礎 (71-5101)	1～2年 (1単位)	疫学の基礎を理解し、臨床研究論文を適切に解釈し執筆するための土台をつくる。	教授 藤原 武男
生物統計学基礎 (71-5102)	1～2年 (1単位)	生物統計学の基本的な解析手法についての復習および理解を深め、臨床疫学研究における適用について学習する。	教授 高橋 邦彦
生物統計学応用I (71-5103)	1～2年 (1単位)	生物統計学を応用した発展的な課題として、バイズ統計学およびメタアナリシスの基本的事項と実践について学習する。	
生物統計学応用II (71-5104)	1～2年 (1単位)	生物統計学を応用した発展的な課題として、薬剤疫学および医療分野におけるAIの活用について、その基本的事項と実践について学習する。	
臨床試験方法論基礎 (71-5105)	1～2年 (1単位)	エビデンス創出に必要な臨床試験方法論の基本的考え方と臨床試験の計画と解析に必要な統計的事項(試験デザイン、ランダム化、盲検化、エンドポイント、解析対象集団、サンプルサイズ設計等)を体系的に学習する。	教授 平川 晃弘
臨床試験方法論応用 (71-5106)	1～2年 (1単位)	効率的な臨床試験方法論として注目されている群逐次デザイン、アダプティブデザイン、バイズ流デザインについて学習する。また、がん領域特有の臨床試験デザインについても学ぶ。	
口腔疫学基礎 (71-5107)	1～2年 (1単位)	歯科口腔疾患の疫学の基礎を理解する。国際的なコンテキストを理解して論文がかける土台をつくる。	教授 相田 潤
疫学応用 (71-5108)	1～2年 (1単位)	疫学の発展的な内容を理解するために、統計ソフトを用いた解析の実際や発展的な内容を学習する。	

●人間医療科学技術コース科目

授業科目名 (科目コード)	履修年次	講義等の内容	科目責任者
人間医療科学技術修士論文研究計画論第一 (71-6001)	1~2年 (1単位)	修士論文研究では、学部で培った専門知識・技能を発展させた高度な専門知識・技能を身につけ、各教員の指導のもと修士論文を完成させる。限られた期間に研究成果を生むためには、計画的に研究を進め進捗を定期的に確認することが重要である。また、その計画や成果を含む研究内容を他者に分かりやすく伝えられることが研究者や技術者として求められる。 この科目の目的は、修士論文の研究実施計画を明確にし、その進捗状況を報告し、他の分野の研究者との議論を通じて、自分の最先端の研究を議論するためのプレゼンテーションとコミュニケーションスキルを身に付けることです。	各分野 担当教員
人間医療科学技術修士論文研究計画論第二 (71-6002)	1~2年 (1単位)	修士論文研究では、学部で培った専門知識・技能を発展させた高度な専門知識・技能を身につけ、各教員の指導のもと修士論文を完成させる。限られた期間に研究成果を生むためには、計画的に研究を進め進捗を定期的に確認することが重要である。また、その計画や成果を含む研究内容を他者に分かりやすく伝えられることが研究者や技術者として求められる。 本科目では、修士論文研究の遂行計画と進捗の発表、および他分野の研究者との議論を通じ、各自の最先端研究を外部に発信するプレゼンテーション、コミュニケーション能力を習得させることを目的とする。	各分野 担当教員
人間医療科学技術実践プロジェクト (71-6003)	1~2年 (2単位)	人間の健康・医療・環境に関わる工学技術の発展に貢献できる人材となるためには、ひとに関する幅広い分野にわたる知識を統合的に学ぶことが必要不可欠です。そこで本講義では、異分野の研究室に滞在し研究活動を行うことを通じて、幅広い分野の知識と問題解決の様々なアプローチ法を学びます。これにより、ひとに優しく持続的な社会を実現する科学技術の発展のために、異分野の研究者・技術者と協力して貢献できる人材の素養を身につけます。	各分野 担当教員
人間医療科学技術他分野専門基礎第一 (71-6101)	1~2年 (1単位)	人間医療科学技術に関わる学問、技術のさらなる発展のためには、複数の分野の知識、技術の融合が極めて重要となる。したがって、このような研究開発に携わる人材には、深い専門知識だけでなく異分野の専門知識を幅広く身に付けていることが求められる。 本講義では、所属する系と異なる系の基礎科目講義を聴講することで、各自の専門分野にとらわれない幅広い専門知識を習得することを目的とする。	教授 田中 克典
人間医療科学技術他分野専門基礎第二 (71-6102)	1~2年 (1単位)	人間医療科学技術に関わる学問、技術のさらなる発展のためには、複数の分野の知識、技術の融合が極めて重要となる。したがって、このような研究開発に携わる人材には、深い専門知識だけでなく異分野の専門知識を幅広く身に付けていることが求められる。 本講義では、所属する系と異なる系の講義を聴講することで、各自の専門分野にとらわれない幅広い専門知識を習得することを目的とする。	教授 田中 克典
人間医療科学技術概論第一 (71-6103)	1~2年 (1単位)	人間医療科学技術、すなわち人の健康・医療・環境等に関する工学的研究開発、技術開発に関連する幅広い基礎知識を習得することを目的とする。材料・応用化学系、機械系、電気情報系、生命系それぞれの学問領域において、ヒューマンサイエンス、医療・健康科学、環境等に関わる基礎的な項目を取りあげ講述する。	教授 石田 忠

授業科目名 (科目コード)	履修年次	講義等の内容	科目責任者
人間医療科学技術概論 第二 (71-6104)	1～2年 (1単位)	人間医療科学技術研究に必要な多岐にわたる理工学の基礎の概要を講義する。バイオメカニクス、バイオセンシング、情報処理、熱物性、生化学、高分子化学、分子生物学、神経工学、機械工学、触媒化学の基礎から、応用例までを平易に解説する。	教授 八木 透
先端人間医療科学技術 第一 (71-6105)	1～2年 (1単位)	本講義では、学部で学んだ各分野の基礎、更に、人間医療科学技術概論第一・第二などで得た各分野の専門知識を基に、機械・電気電子・情報通信・材料分野における最先端の技術や研究開発について、分野横断的に理解を深めることを目的とし、各分野の教員が、最先端の技術・研究開発や今後の展望などについて講述する。	教授 柘植 文治
先端人間医療科学技術 第二 (71-6106)	1～2年 (1単位)	学際領域分野での研究が益々発展していく現代社会において、これからの理工学系研究者は、幅広い知識をもって分野横断的な見識で課題を捉えていく能力が必要とされている。本講義では、人間医療科学技術コースにおいて先端人間医療科学技術として、学際的分野の専門的知識を修得することを目的とする。特に先端人間医療科学技術第二においては、化学・生命科学の分野に関して学際的な最先端研究を学ぶ。化学および生命科学の分野では、それぞれの分野の知見と技術が融合することによって、新しい技術開発や新規学際領域の開拓に繋がる。本講義では、化学と生命科学の分野が、どのように融合し、その結果どのような技術革新へと発展していくのか、具体的な事例を挙げながら専門的知識を習得し、その理解を深めることをねらいとする。	教授 中村 浩之
デザイン創造基礎 (71-6107)	1～2年 (2単位)	絶えず激変する社会、経済環境の不確実性に対応してより幸福な社会を実現するため、新たなアイデアから先駆的な社会的価値を創造できる人材が産業界のみならず社会全体で求められている。本講義のねらいは、有効なイノベーション創出のアプローチのひとつとして「デザイン思考」の基礎を学び、実践を通してこれからのビジネスリーダーには欠かせない“新しい問題を発見して解決に結びつけるクリエイティブな能力”を培うことである。講義ではデザイン思考のプロセスと手法を学び、グループ演習では与えられた課題に対してソリューションを生み出す過程(調査・観察、アイデア創出、プロトタイプング、ストーリーテリング)を体験する。	教授 林 智広

●人間医療科学技術コース科目(理工学系提供科目):各履修要項でご確認ください。

●相互履修科目:各履修要項でご確認ください。

●5大学災害看護コンソーシアム科目:構成大学の各ホームページでご確認ください。

●その他

授業科目名 (科目コード)	履修年次	講義等の内容	科目責任者
生命理工学概論(英語) ( Introduction to Biomedical Sciences and Engineering) (71-5301)	1~2年 (2単位)	<p>Knowledge of a wide range of bio-related science is needed to fully understand and utilize results of latest biosciences. This series of lectures cover basic ideas of molecular biology, protein chemistry, organic chemistry and bioengineering, and is expected to widen intellectual horizons of students and improve their understanding the complex nature of current biosciences.</p> <p>(和訳)            最新のバイオサイエンスの成果を十分に理解し、活用するためには、幅広いバイオ関連科学の知識が必要である。本講義では、分子生物学、タンパク質化学、有機化学、生体工学の基本的な考え方を学び、学生の知的視野を広げ、現在のバイオサイエンスの複雑さを理解することが期待される。</p>	教授 伊藤 暢聡

指導教員研究内容

•

教育分野組織表

## 看護先進科学専攻指導教員研究内容

教育研究分野名	教員名	研究内容
ヘルスサービスリサーチ 看護学	柏木 聖代	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 看護サービスの質に関する実証研究(ナーシング・ヘルスサービスリサーチ)</li> <li>2. リアルワールドデータを活用した各種サービスに関する研究</li> <li>3. 看護政策に関する実証研究</li> <li>4. 看護人材の需給推計および地理的分布に関する研究</li> </ol>
公衆衛生看護学	月野木 ルミ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 循環器疾患と危険因子との関連の解明(疫学研究、保健統計)</li> <li>2. 循環器疾患、がん、メンタルヘルス、母子保健、産業保健の予防活動、社会実装研究</li> <li>3. 保健指導、健康教育の開発と実証研究</li> <li>4. 地域保健活動の開発と評価</li> <li>5. 地域健康づくりに関する研究</li> </ol>
成人看護学	田中 真琴	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 高度実践看護師育成に関する研究</li> <li>2. 急性・重症患者の看護ケアに関する研究</li> <li>3. 先端・高度医療を受ける患者の看護ケアの開発</li> <li>4. 慢性的な健康問題を抱える患者の自己管理支援</li> </ol>
精神保健看護学	谷口 麻希	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ト라우マからの回復と家族・支援者支援</li> <li>2. メンタルヘルスのライフコースアプローチ(児童・思春期、周産期など)</li> <li>3. 精神障害をもつ人々と社会(スティグマ、研究への当事者・市民参加など)</li> <li>4. デジタル技術とメンタルヘルス</li> <li>5. 社会、文化とメンタルヘルス</li> </ol>
小児・家族発達看護学	佐藤 伊織	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 小児看護学全般、家族看護学全般</li> <li>2. 疾患をもつ子どもとその家族の理解と支援</li> <li>3. 障害のある子どもをもつ家族の育児・介護の支援</li> <li>4. QOL・アウトカム指標、評価尺度の開発とそれを用いた看護システムの構築</li> <li>5. システム的な相互作用を明らかにする統計学的方法論の検討・活用</li> </ol>
リプロダクティブヘルス 看護学	松崎 政代	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. リプロダクティブヘルス、性暴力に関する研究</li> <li>2. 妊娠期から育児期の女性と家族支援のための研究</li> <li>3. 出生前診断に関する研究</li> <li>4. 出産子育てを支える専門職の協働に関する研究</li> </ol>
在宅・緩和ケア看護学	福井 小紀子	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 在宅看護学・緩和ケア・地域包括ケアシステム・入退院支援に関する学術研究</li> <li>2. 医療・介護 DX に資する看護学全般のケアの可視化・質向上に関する産学連携研究</li> <li>3. ビッグデータを用いた看護・介護に関する政策研究</li> </ol>
国際看護開発学	近藤 暁子	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 看護教員の異文化感受性と国際看護教育に必要なサポートについて</li> <li>2. レジリエンス/コントロール感と健康に関する研究・国際比較</li> <li>3. 看護学生の異文化教育に関する研究</li> <li>4. 在日外国人の医療問題/職務環境に関する研究</li> </ol>
看護管理・高齢社会 看護学	緒方 泰子	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 看護管理学に関する研究</li> <li>2. 高齢社会を支えるケアシステムに関する研究</li> <li>3. 看護ケアの質に関する研究</li> <li>4. 国際比較研究</li> </ol>
災害・クリティカルケア 看護学	佐々木 吉子	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域、企業、医療機関等のコミュニティにおける都市型大規模災害発生への備えに関する研究</li> <li>2. 多様な現場で勤務する看護職のCBRNE災害応急対応のため学習支援に関する研究</li> <li>3. 災害や重篤な疾患、外傷等によりクリティカルな状況を経験した人々の意味に関する質的研究</li> <li>4. 災害や重篤な疾患、外傷等によりクリティカルな状況にある人々への看護支援技術の開発に関する研究</li> </ol>

## 大学院保健衛生学研究科教育研究分野組織表

### ○看護先進科学専攻

講座	教育研究分野名	氏名	内 線	メールアドレス	場所
基盤看護開発学	ヘルスサービスリ サーチ看護学	柏木 聖代 教 授	5345	kashiwagi.fnls@tmd.ac.jp	3号館 18階
	公衆衛生看護学	月野木ルミ 教 授	5350	r-tsukinoki.phn@tmd.ac.jp	3号館 19階
臨床看護開発学	成人看護学	田中 真琴 教 授	5351	tanaka.cc@tmd.ac.jp	3号館 19階
	精神保健看護学	谷口 麻希 教 授	5348	taniguchi.m.c117@m.isct.ac.jp	3号館 18階
	小児・家族発達看 護学	佐藤 伊織 教 授	5342	sato.iori@tmd.ac.jp	3号館 19階
	リポ 09 ケイブ 011 看護学	松崎 政代 教 授	5349	matsuzaki.masayo@tmd.ac.jp	3号館 19階
	在宅・緩和ケア看 護学	福井小紀子 教 授	5355	fukuisakiko.chn@tmd.ac.jp	3号館 19階
先導的看護システム開発学	国際看護開発学	近藤 暁子 教 授	5387	akondo.ind@tmd.ac.jp	3号館 18階
	看護管理・高齢社 会看護学	緒方 泰子 教 授	5358	yogata.gh@tmd.ac.jp	3号館 19階
	災害・クリティカ ルケア看護学	佐々木 吉子 教 授	5347	sasaki.y.507c@m.isct.ac.jp	3号館 19階

# 諸規則

目次

- 第1章 総則（第1条—第12条）
- 第2章 入学、進学、再入学、転入学及び編入学（第13条—第24条）
- 第3章 休学、留学、退学、転学並びに転学院及び転系等（第25条—第30条）
- 第4章 授業科目、単位数及び履修方法等（第31条—第38条）
- 第5章 履修の認定及び学位等（第39条—第49条）
- 第6章 入学料及び授業料（第50条—第56条）
- 第7章 表彰及び懲戒並びに除籍（第57条—第59条）
- 第8章 科目等履修生等（第60条—第66条）
- 第9章 寄宿舍（第67条）
- 第10章 国際連携専攻の特例（第68条—第73条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この学則は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「学教法」という。）第100条及び国立大学法人東京科学大学組織運営規則（令和6年規則第1号。次条において「組織運営規則」という。）第22条第1項及び第23条第1項の規定に基づき東京科学大学（以下「本学」という。）大学院（以下「本学大学院」という。）に置く学院並びに研究科及び研究科に置く専攻の標準修業年限、教育課程その他の学生の修学上必要な事項を定めるものとする。

（学院並びに研究科及び専攻）

第2条 本学大学院に置く学院及び研究科は、次のとおりとする。

理学院

工学院

物質理工学院

情報理工学院

生命理工学院

環境・社会理工学院

医歯学総合研究科

保健衛生学研究科

2 研究科に置く専攻は、別表1のとおりとする。

3 前項の専攻には、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第35条に定める国際連携専攻を含むものとする。

4 第1項及び第2項に規定する学院並びに研究科及び研究科に置く専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的及び位置は、組織運営規則第22条第2項及び第23条第2項の定めるところによる。

（課程）

第3条 本学大学院に、次の課程を置く。

- 一 修士課程
  - 二 博士課程
  - 三 専門職学位課程（学教法第99条第2項に規定する専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）
- 2 前項第2号の博士課程の種類は、次のとおりとする。
- 一 前期2年の課程及び後期3年の課程に区分するもの（以下「区分制博士課程」という。）
  - 二 大学院設置基準第44条に規定する医学又は歯学を履修するもの（以下「医学又は歯学を履修する博士課程」という。）
  - 三 後期の課程のみのもの（以下「後期3年博士課程」という。）
- 3 前項第1号に規定する前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。
- 4 第2項第1号に規定する前期2年の課程は、「修士課程」といい、後期3年の課程は、「博士後期課程」という。
- 5 第2項第1号に規定する区分制博士課程は、教育研究上の必要がある場合に限り、前期2年の課程を置かず、後期3年の課程のみを置くことができる。  
（入学定員及び収容定員並びに系及びコース等）

第4条 本学大学院の入学定員及び収容定員は、別表1のとおりとする。

- 2 学院に、教育上の目的に応じて、専門教育実施の基本的な単位として系を置く。
- 3 前項の系のほか、環境・社会理工学院に、イノベーション創出のリーダーとして科学技術を活用し、自ら理論を構築して産業や社会の発展に貢献する実務家を養成するため、技術経営専門職学位課程（前条第1項第3号に規定する専門職学位課程として置かれるものをいう。以下同じ。）を置く。
- 4 第2項の系に、教育プログラムとしてコースを置く。
- 5 前項に規定するコースのうち、新たに社会が求める学術分野の人材を育成するために設けられた複数の学問領域からなる学際的教育プログラムとしてのコース（第12条第2項、別表1(1)及び別表2(1)において「複合系コース」という。）は、複数の系に跨って置くことができる。
- 6 研究科又は研究科に置く専攻に、別に定めるところにより、教育研究分野を置く。
- 7 学院に置く第2項から第5項までの系及びコース並びに技術経営専門職学位課程は、別表1のとおりとする。
- 8 医歯学総合研究科医歯理工保健学専攻に、医療管理政策学コース及びグローバルヘルスリーダー養成コースを置く。
- 9 前項の医療管理政策学コースは、これを次のコースに区分するものとする。
  - 一 医療管理学コース
  - 二 医療政策学コース（課程の目的）

第5条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究

能力又はこれに加えて高度の専門性が要求される職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

2 博士課程は、専攻分野について、独創的研究によって従来の学術水準に新しい知見を加えるとともに、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

3 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

(標準修業年限等)

第6条 本学大学院の標準修業年限は、次のとおりとする。

学院・研究科	課程	専攻・コース	標準修業年限
学院	区分制	—	5年
	博士課程	修士課程	2年
		博士後期課程	3年
	専門職学位課程	—	2年
医歯学総合研究科	修士課程	医歯理工保健学専攻	2年
		医療管理政策学コース	—
		医療管理学コース	1年
		医療政策学コース	2年
		グローバルヘルスリーダー養成コース	2年
	医学又は歯学を履修する博士課程	医歯学専攻	4年
		東京科学大学・チリ大学国際連携医学系専攻	5年
		東京科学大学・チュラロンコーン大学国際連携歯学系専攻	5年
		東京科学大学・マヒドン大学国際連携医学系専攻	4年
	後期3年博士課程	生命理工医療科学専攻	3年
保健衛生学研究科	修士課程	看護先進科学専攻	2年

2 前項の規定にかかわらず、第38条第3項に規定する清華大学との大学院合同プ

プログラムを履修する者の標準修業年限は、2年6月とする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、専門職学位課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じない場合は、その標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。
- 4 前3項の規定にかかわらず、再入学者、転入学者及び編入学者の標準修業年限は、過去に本学大学院又は他の大学の大学院において在学していた期間及び当該期間に修得した授業科目等を考慮して定める。

(標準修業年限を超える期間にわたる教育課程の履修)

第7条 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、当該学院及び研究科において支障のない場合に限り、その計画的な履修(次項において「長期履修」という。)を認めることがある。

- 2 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

(在学年限)

第8条 学院における在学年限は、各課程の標準修業年限の2倍の年数とする。

- 2 研究科における在学年限は、次のとおりとする。ただし、学生が標準修業年限を超えて在学しようとするときは、指導教員及び研究科長を経て、学長の許可を得なければならない。

一 研究科(次号及び第3号に掲げる専攻を除く。) 各課程の標準修業年限の2倍の年数

二 東京科学大学・チリ大学国際連携医学系専攻 6年

三 東京科学大学・チュラロンコーン大学国際連携歯学系専攻 8年

- 3 前2項の規定にかかわらず、再入学者、転入学者及び編入学者の在学年限は、過去に本学大学院又は他の大学の大学院において在学していた期間及び当該期間に修得した授業科目等を考慮して定める。

(学年)

第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第10条 学年を、次の2学期に分ける。

前期 4月1日から毎年度において学長が定める9月中の日まで

後期 前期最終日の翌日から翌年3月31日まで

- 2 前項に定める各学期を、前半及び後半に分けることができるものとする。

(休業日)

第11条 学生の休業日は、次に掲げるとおりとする。

一 日曜日

二 土曜日

三 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

四 春期休業日、夏期休業日及び冬期休業日

- 2 前項の規定にかかわらず、教育上必要がある場合には、休業日に授業を行うこ

とができる。

3 第1項第4号の休業日は、その都度、学長が別に定める。

4 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

(教授会又は研究科委員会の審議及び学長の決定事項)

第12条 入学、修了、学位の授与その他学生の在籍に関する事項及び教育課程の編成に関する事項は、学院の教授会又は研究科の研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

2 前項の規定にかかわらず、複合系コースを選択する学生に係る入学、修了、学位の授与その他学生の在籍に関する事項については、当該学生の所属する学院の教授会の議を経て、学長が決定する。

第2章 入学、進学、再入学、転入学及び編入学

(修士課程及び専門職学位課程の入学資格)

第13条 修士課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 学教法第83条に規定する大学(第10号及び第11号において同じ。)を卒業した者

二 学教法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

三 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

五 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

六 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

七 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

八 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)

九 学教法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者

十 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同年以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者

十一 大学に3年以上在学し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者

十二 外国において学校教育における15年の課程を修了し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者

十三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者

十四 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したものに限り。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者

（博士後期課程及び後期3年博士課程の入学資格）

第14条 博士後期課程及び後期3年博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 修士の学位又は専門職学位を有する者

二 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

四 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

五 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

六 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

七 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）

八 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者

（医学又は歯学を履修する博士課程のうち医歯学専攻の入学資格）

第15条 医学又は歯学を履修する博士課程医歯学専攻（以下「博士課程医歯学専攻」という。）に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 大学の医学、歯学、薬学又は獣医学（修業年限が6年のものに限り。）を履修する課程を卒業した者

二 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬

- 学又は獣医学)を修了した者
- 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者
- 四 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 五 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が5年以上である課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設(前号の指定を受けたものに限る。)において課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- 六 文部科学大臣の指定した者(昭和30年文部省告示第39号)
- 七 学教法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者を本学大学院において大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
- 八 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学(医学、歯学、薬学(修業年限が6年のものに限る。))又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者
- 九 大学(医学、歯学、薬学(修業年限が6年のものに限る。))又は獣医学)に4年以上在学し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
- 十 外国において学校教育における16年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
- 十一 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
- 十二 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得した

ものと認めた者

(医学又は歯学を履修する博士課程のうち国際連携専攻の入学資格)

第16条 医学又は歯学を履修する博士課程国際連携専攻（以下「博士課程国際連携専攻」という。）に入学することのできる者は、前条各号のいずれかに該当し、かつ、共同で教育課程を編成した外国の大学院（以下「国際連携大学」という。）の入学資格を満たす者とする。

(進学)

第17条 学院の修士課程又は専門職学位課程を修了して、引き続き学院の博士後期課程に進学（志願する学院又は系が、修士課程又は専門職学位課程における学院又は系若しくは技術経営専門職学位課程と異なる場合も含む。）することを願い出た者に対しては、選考の上、進学を許可する。

2 医歯学総合研究科の修士課程を修了して、引き続き医歯学総合研究科の医学又は歯学を履修する博士課程である医歯学専攻又は後期3年博士課程である生命理工医療科学専攻に進学することを願い出た者に対しては、選考の上、進学を許可する。

(入学の時期)

第18条 入学の時期は、学期の始めとする。

(入学志願の手続)

第19条 入学志願者は、入学願書に所定の書類と別に定める検定料を添えて、願出なければならない。

2 前項の検定料は、別に定めるところにより、免除することがある。

3 一度納付した検定料は、別に定めがある場合を除き返還しない。

4 入学志願の時期は、その都度決定して公告する。

(入学者選考)

第20条 入学志願者に対しては、学力その他に基づき選考の上、入学者を決定する。

2 前項の入学者選考の方法、期日等については、その都度決定して公告する。

3 入学者選考に関し必要な事項は、別に定める。

(再入学)

第21条 本学大学院を修了した者又は第27条の規定により退学した者が再び入学を願い出たときは、前条の規定にかかわらず、収容定員に余裕がある場合に限り、別に定めるところにより、選考の上、入学を許可することがある。

(転入学)

第22条 他の大学の大学院に在学している者で、本学大学院に転入学を願い出る者があるときは、収容定員に余裕がある場合に限り、別に定めるところにより、学力その他に基づき選考の上、入学を許可することがある。

第23条 削除

(誓約書)

第24条 入学を許可された者は、所定の誓約書を提出し、これに記載された事項を守らなければならない。

### 第3章 休学、留学、退学、転学並びに転学院及び転系等

#### (休学)

第25条 傷病その他やむをえない理由のため一定期間以上学修することができないときは、許可を受けて休学することができる。

- 2 傷病のため学修することが不相当と認められる学生及び行方不明の学生に対しては、休学を命ずることがある。
- 3 休学した期間は、在学期間に算入しない。
- 4 休学に関し必要な事項は、別に定める。

#### (留学)

第26条 外国の大学又はこれに相当する高等教育機関等に留学しようとするときは、願い出て留学することができる。

- 2 留学した期間は、在学期間に算入する。
- 3 留学に関し必要な事項は、別に定める。

#### (願いによる退学)

第27条 傷病その他やむをえない事情があるときは、願い出て退学することができる。

#### (転学)

第28条 他の大学の大学院に転学しようとするときは、あらかじめ許可を受けなければならない。

#### (転学院、転系及びコースの変更並びに転専攻)

第29条 学院に所属する者のうち、転学院若しくは転系（技術経営専門職学位課程を含む。）又は選択するコースの変更を志願するものについては、別に定めるところにより、許可することがある。

- 2 研究科に所属する者のうち、転専攻を志願するものについては、別に定めるところにより、許可することがある。

#### (教育研究分野の変更)

第30条 研究科に所属する者が教育研究分野の変更を願い出たときは、やむを得ない理由があると研究科長が判断した場合に限り、変更を許可することがある。

### 第4章 授業科目、単位数及び履修方法等

#### (授業科目、単位数及び履修方法等)

第31条 本学大学院の教育上の目的を達成するために必要な授業科目、単位数及び履修方法等については、別に定める。

#### (教育方法)

第32条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。

- 2 前項に定めるもののほか、専門職学位課程の教育は、専攻分野に応じ体系的かつ実践的な教育課程を編成し、第5条第3項に規定する目的を達成するために適切な方法によって行う。

#### (教育方法の特例)

第33条 本学大学院において教育上特別の必要があると認められる場合には、夜

間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育を行うことができる。

(研究指導委託)

第34条 学生が国内外の他の大学院、研究所又は高度の水準を有する病院（以下「他の大学院等」という。）において研究指導を受けることが教育上有益であると本学大学院において認めるときは、別に定めるところにより、あらかじめ、当該他の大学院等と協議の上、学生が当該他の大学院等において研究指導の一部を受けることを認めることがある。ただし、修士課程の学生にあっては、その期間は1年を超えないものとする。

(授業の方法)

第35条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの方法の併用により行う。

2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。ただし、専門職学位課程においては、十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業について、これを行うことができるものとする。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 第1項の授業及び研究指導の一部を、本学の校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

5 前各項に定めるもののほか、専門職学位課程においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うことができるよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は、双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行う等適切に配慮しなければならない。

6 授業の方法に関し必要な事項は、別に定める。

(成績評価基準等の明示等)

第36条 本学大学院においては、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本学大学院においては、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第37条 本学大学院においては、学生に対する教育の充実を図るため、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(学院に置く教育プログラム等及び研究科に置くコース等)

第38条 本学大学院に、学院における修士課程及び博士後期課程の一貫教育プログラムとして、次の教育課程を置く。

リーダーシップ教育課程

グローバルリーダー教育課程  
環境エネルギー協創教育課程  
情報生命博士教育課程  
物質・情報卓越教育課程  
超スマート社会卓越教育課程  
エネルギー・情報卓越教育課程

- 2 前項の教育課程に関し必要な事項は、別に定める。
- 3 本学大学院に、学院と清華大学が共同して実施する大学院の合同プログラム（以下「清華大学との大学院合同プログラム」という。）を置く。
- 4 医歯学総合研究科に、履修上の区分として、次のコース又はプログラムを置く。  
先制医療学コース  
先制医歯理工学コース  
臨床疫学プログラム
- 5 保健衛生学研究科看護先進科学専攻に、履修上の区分として、災害看護グローバルリーダー養成コースを置く。

#### 第5章 履修の認定及び学位等

（授業科目の履修の認定）

第39条 授業科目の履修の認定については、別に定める。

（他の研究科における研究指導）

第40条 本学大学院の研究科において教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院の他の研究科において研究指導の一部を受けることを認めることがある。

（他の大学院における授業科目の履修等）

第41条 本学大学院において教育上有益と認めるときは、学生が他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、15単位（区分制博士課程にあつては、修士課程及び博士後期課程を通じて15単位）を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとして認定することができる。

- 2 前項の規定は、学生が、第25条の規定により休学し、当該休学期間中に外国の大学において授業科目を履修する場合、第26条の規定により外国の大学に留学する場合及び外国の大学等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学等の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

（入学前の既修得単位の認定）

第42条 本学大学院において教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準第15条において準用する大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第1項に規定する科目等履修生及び同条第2項に規定する特別の課程の履修（いわゆる履修証明プログラムをいう。）により修得した単位を含む。）を、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとして認定することができる。

- 2 前項の規定により本学大学院（専門職学位課程を除く。以下この項において同

じ。)において認定することができる単位数は、編入学及び転入学の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとし、かつ、前条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により本学大学院において修得したものとして認定する単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

- 3 第1項の規定により専門職学位課程において認定することができる単位数は、転入学の場合を除き、当該課程において修得した単位以外のものについては、前条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により本学専門職学位課程において修得したものとして認定する単位数と合わせて15単位を超えないものとする。ただし、別に定めがある場合はこの限りでない。

(修士課程修了の要件)

第43条 修士課程の修了の要件は、当該課程に2年(清華大学との大学院合同プログラムを履修する者にあつては2年6月、第4条第9項第1号に規定する医療管理学コースを履修する者にあつては1年)以上在学し、所定の授業科目について30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の場合において、学院又は研究科が修士課程の目的に応じ適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

- 3 第1項の規定にかかわらず、学院に所属する者の在学期間に関しては、前条の規定により当該学院の修士課程に入学する前に修得した単位(学教法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該課程において修得したものとして認定する場合であつて、当該単位の修得により当該課程の教育課程の一部を履修したと教授会が認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で当該課程に在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(学院の博士課程修了の要件)

第44条 区分制博士課程の修了の要件は、本学大学院の学院に5年(修士課程又は専門職学位課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、所定の授業科目について54単位以上(博士後期課程における24単位以上の修得単位を含む。)修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3年(修士課程又は専門職学位課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の区分制博士課程の修了の要件については、前項中「5年(修士課程又は専門職学位課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2

年の在学期間を含む。）」とあるのは「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年（修士課程又は専門職学位課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「3年（修士課程における在学期間を含む。）」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 前2項の規定にかかわらず、第14条各号のいずれかに該当する者（第17条に規定する進学を許可された者を除く。）が、博士後期課程に入学した場合の区分制博士課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、所定の授業科目について24単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年（2年未満の在学期間をもって修士課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りるものとする。

4 第1項ただし書及び前項ただし書の規定による在学期間をもって修了する場合の修了の要件としての修得すべき単位数は、別に定める。

（研究科の博士課程修了の要件）

第45条 博士課程医歯学専攻の修了の要件は、当該専攻に4年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士課程国際連携専攻の修了の要件は、当該専攻に第6条第1項に定める標準修業年限以上在学し、研究科が定めた所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、修了に必要な単位数には、第41条及び第42条の規定により修得したものとみなす単位を含まないものとする。

3 後期3年博士課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、所定の授業科目について20単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年（2年未満の在学期間をもって修士課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りるものとする。

（専門職学位課程修了の要件）

第46条 専門職学位課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、所定の授業科目について40単位以上の修得その他の教育課程の履修により課程を修了することとする。

2 前項の規定にかかわらず、在学期間に関しては、第42条の規定により専門職学位課程に入学する前に修得した単位（学教法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該課程において修得したものとして認定する場合であつて、当該単位の修得により当該課程の教育課程の一部を履修したと教授会が認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で当該課程に在学したものとみなすことができる。

(学位)

第47条 本学大学院を修了した者には、別表2の区分により学位を授与する。

2 前項に定めるもののほか、学院においては、学際領域等の分野を専攻した者で、当該学院が適当と認めるときは、学位に付記する専攻分野の名称を学術とすることができる。

(学位の授与)

第48条 学位の授与については、東京科学大学学位規程（令和6年規程第91号）による。

(教育職員免許状)

第49条 学院において教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に規定する所定の単位を修得した者が取得できる教育職員免許状の種類及び免許教科は、別表3のとおりとする。

#### 第6章 入学料及び授業料

(入学料)

第50条 入学、再入学、転入学及び編入学の選考に合格した者で入学のため所要のしるしをとろうとする者は、所定の期日までに別に定める入学料を納付しなければならない。ただし、第55条の規定により入学料の免除又は徴収猶予を申請した者については、免除又は徴収猶予を許可し、又は不許可とするまでの間、入学料の徴収を猶予する。

(授業料)

第51条 授業料の額は、別に定めるところによるものとし、各年度に係る授業料について、次の区分で納付しなければならない。この場合において、それぞれの学期において納付する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

納付区分	納期
前期分	5月31日まで
後期分	11月30日まで

2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期分の授業料を徴収するときに、当該年度の後期分の授業料を併せて徴収するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、研究科の入学を許可される者の申出があったときは、入学年度の前期分又は前期分及び後期分の授業料を、入学を許可するときに併せて徴収するものとする。

(既納の入学料及び授業料)

第52条 一度納付した入学料及び授業料は返還しない。

(休学者及び復学者の授業料)

第53条 学生が休学を許可され、又は命ぜられ、次の各号のいずれかに該当する場合は、月割（前期の最終月は9月1日から前期の最終日まで、後期の初月は後期の開始日から10月末日までとみなす。以下同じ。）により、休学当月の翌月（休学の開始日が月の初日である場合にあっては、休学当月）から復学当月の前月までの授業料を免除する。

- 一 第51条第1項に規定する授業料の納期までに休学を願い出た場合
  - 二 第55条の規定により、授業料の徴収猶予の許可を受けている場合
- 2 前項の規定により、授業料の免除を受けた学生が、第51条第1項に規定する授業料の納期より後に復学した場合にあっては、復学当月から当該学期末までに係る授業料を、直ちに納付しなければならない。

(退学者等の授業料)

第54条 退学又は除籍の場合であっても、その学期に属する分の授業料は、納付しなければならない。ただし、学生が退学を許可され、次の各号のいずれかに該当する場合は、月割により、退学当月の翌月以降の授業料を免除する。

- 一 第51条第1項に規定する授業料の納期までに退学を願い出た場合
  - 二 次条の規定により、授業料の徴収猶予の許可を受けている場合
- 2 停学を命ぜられた場合であっても、その期間中の授業料は、納付しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第59条第7号に規定する死亡による除籍となった者その他別に定める者の除籍日の属する学期の未納の授業料は、全額を免除することがある。

(入学科及び授業料の免除又は徴収猶予)

第55条 入学科及び授業料は、別に定める基準により、免除又は徴収猶予することができる。

(授業料返還の特例)

第56条 第52条の規定にかかわらず、第51条第3項の規定に基づき授業料を納付した者が、入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合には、納付した者の申出により、当該授業料を返還する。

- 2 第52条の規定にかかわらず、授業料を納付した者において、当該授業料に係る期間に、休学した者については、月割により、休学当月の翌月（休学の開始日が月の初日である場合にあつては、休学当月）から復学当月の前月までの授業料を、修了、退学又は除籍により在籍しなくなった者については、月割により、修了日、退学日又は除籍日の属する月の翌月以降の授業料を返還する。

#### 第7章 表彰及び懲戒並びに除籍

(表彰)

第57条 学生に表彰に値する行為があつたときは、表彰することがある。

- 2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第58条 学生が法令若しくは本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為を行ったときは、懲戒する。

- 2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

(除籍)

第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍する。

- 一 学力劣等で成業の見込みがないと認められるとき。

- 二 在学期間が第8条に定める在学年限（研究科の学生については、同条第2項ただし書きにより学長が在学を許可した期間）を超えるとき
- 三 休学期間が第25条第4項に基づき別に定める期間を超えるとき。
- 四 入学料の免除若しくは徴収猶予を許可されなかった者又は半額免除若しくは徴収猶予を許可された者が、納付すべき入学料を所定の期日までに納付しなかったとき。
- 五 授業料の納付を怠り、督促しても、なお、納付しなかったとき。
- 六 第25条第2項の規定により休学を命ぜられた行方不明の学生が、別に定める休学期間を経過しても復学できないとき。
- 七 死亡したとき。

#### 第8章 科目等履修生等

##### （科目等履修生）

第60条 本学大学院の学生以外の者で、本学大学院が開設する授業科目のうち一又は複数の授業科目を履修することを願ひ出る者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

##### （大学院研究生）

第61条 本学大学院において特定の事項について研究することを願ひ出る者があるときは、本学が適当と認め、かつ、支障のない場合に限り、大学院研究生として入学を許可することがある。

- 2 大学院研究生に関し必要な事項は、別に定める。

##### （特別聴講学生）

第62条 他の大学との協定に基づき、国内の他の大学の大学院の学生で本学大学院が開設する授業科目を履修することを願ひ出る者があるときは、特別聴講学生として入学を許可することがある。

- 2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

##### （特別研究学生）

第63条 国内の他の大学の大学院の学生で、本学の学院及び研究科において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該他の大学の大学院と協議して定めるところにより、特別研究学生として入学を許可することがある。

- 2 特別研究学生に関し必要な事項は、別に定める。

##### （海外交流学生）

第64条 本学と外国の大学との学術交流協定等に基づき、本学の教員の下で教育研究指導を受けることについて当該大学の学部学生及び大学院学生から志願がある場合には、海外交流学生として入学を許可することがある。

- 2 海外交流学生に関し必要な事項は、別に定める。

##### （海外訪問学生）

第65条 本学と外国の大学との相互了解に基づき、本学の教員の下で教育研究指導を受けることについて当該大学の学部学生及び大学院学生から志願がある場合には、本学において教育研究上有益と認められ、支障のない場合に限り、海外訪

問学生として入学を許可することがある。

2 海外訪問学生に関し必要な事項は、別に定める。

(短期交流学生)

第66条 国内の他の大学院等の学生で、本学と国内の他の大学院等との間における学術交流のため、当該他の大学院等の授業科目（別に定めるものを除く。）の一環として本学の教員から指導又は助言を受けることを志願する者があるときは、支障のない場合に限り、短期交流学生として入学を許可することがある。

2 短期交流学生に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第9章 寄宿舍

第67条 本学に、寄宿舍を置く。

2 寄宿舍に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第10章 国際連携専攻の特例

(協議及び措置)

第68条 本学大学院に国際連携専攻を設けるときは、国際連携大学と連携した教育課程（以下「国際連携教育課程」という。）を編成し円滑に実施するため、協議の場に関する事項を別に定める。

2 前項の規定による協議の場は、学長又は学長が指名した者により構成する。

3 学長は、博士課程国際連携専攻の維持に関し相手国の状況（天災、騒乱等）により正常な運営を行うことができないと判断した場合には、国際連携大学の長と協議の上、運営に関し緊急に講ずべき措置について決定する。

(共同開設科目)

第69条 博士課程国際連携専攻は、国際連携大学と共同して授業科目（以下「共同開設科目」という。）を開設することができる。

2 前項の共同開設科目を開設した場合、当該国際連携専攻の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、5単位を超えない範囲で当該国際連携専攻又は国際連携大学のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、国際連携大学において修得した単位数が第72条の規定により国際連携大学において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を国際連携大学において修得した単位数とすることはできない。

(国際連携教育課程の単位認定)

第70条 博士課程国際連携専攻は、国際連携大学において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなす。

(国際連携専攻の研究指導)

第71条 博士課程国際連携専攻は、学生が国際連携大学において受けた国際連携教育課程に係る研究指導を、当該国際連携教育課程に係るものとみなす。

(国際連携専攻の修了要件)

第72条 博士課程国際連携専攻の修了要件は、第45条第2項に定めるもののほか、国際連携専攻において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により15単位以上を修得するとともに、それぞれの国際連携大学において当該国際連携教育課程に

係る授業科目の履修により10単位以上修得する。

(国際連携専攻の転学、科目等履修生及び大学院研究生に係る規定の適用除外)

第73条 博士課程国際連携専攻については、第28条、第60条及び第61条の規定は適用しない。

附 則

- 1 この学則は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 次に掲げる学則は、廃止する。
  - 一 東京工業大学大学院学則（平成23年学則第4号）
  - 二 東京医科歯科大学大学院学則（平成16年規程第5号）
- 3 第2条第2項及び別表1に定める専攻のほか、次表に掲げる研究科に、同表に定める専攻を置く。

研究科	専攻	課程
医歯学総合研究科	医歯学系専攻	医学又は歯学を履修する博士課程
保健衛生学研究科	共同災害看護学専攻（※）	一貫制博士課程

（※）共同災害看護学専攻は、大学院設置基準第31条に定める共同教育課程を編成する専攻である。

- 4 令和6年度における保健衛生学研究科共同災害看護学専攻の収容定員は、2人（構成大学全体の収容定員は10人）とする。
- 5 第3項に定める専攻（以下「旧専攻」という。）は、この学則の施行の日（以下「施行日」という。）前に東京医科歯科大学（保健衛生学研究科共同災害看護学専攻については、当該専攻の構成大学）に入学し、施行日において引き続き当該旧専攻に在学する者が当該旧専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 6 この学則第8章に定めるもののほか、当分の間、社会環境的な要因により、在籍している外国の大学での継続的な学修が困難となった者又は在籍予定の外国の大学での学修が困難となった者については、東京科学大学学則附則第6項及び大学院学則附則第6項に基づく海外特例学生に関する暫定取扱規程（令和7年規程第71号）の規定に基づき、海外特例学生として入学を許可することがある。

附 則（令7.3.7学1）

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 ライフエンジニアリングコースは、令和7年3月31日に当該コースを選択する者（令和7年4月1日以降に再入学及び転入学する者並びに選択するコースを変更する者であって、当該コースを選択する者を含む。以下「在学生」という。）が在学生でなくなる日までの間、存続するものとし、在学生については、改正前の東京科学大学大学院学則別表1及び別表2の規定は、なおその効力を有する。

附 則（令7.7.4学4）

この学則は、令和7年7月4日から施行する。

附 則（令7.11.5学6）

- 1 この学則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 保健衛生学研究科看護先進科学専攻に置く一貫制博士課程（以下「旧課程」という。）は、令和8年3月31日に旧課程に在学する者（令和8年4月1日以降に旧課程に再入学、転入学及び編入学する者を含む。この項において「在学生」という。）が旧課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとし、在学生については、改正前の東京科学大学大学院学則第3条、第6条、第13条、第23条、第45条、第47条、別表1及び別表2の規定は、なおその効力を有する。
- 3 修士課程及び一貫制博士課程の収容定員のうち、保健衛生学研究科の人数及び研究科の合計の人数については、改正後の東京科学大学大学院学則別表1の規定にかかわらず、令和8年度から令和11年度までの間、次表のとおりとする。

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
修士課程	保健衛生学研究科	19	38	38	38
	合計	276	295	295	295
一貫制博士課程	保健衛生学研究科	52	39	26	13
	合計	52	39	26	13

別表1（第2条及び第4条関係）

(1) 学院

学院	系・コース	区分制博士課程				専門職学位課程	
		修士課程		博士後期課程		入学定員 収容定員	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員		
理学院	数学系 数学コース 物理学系 物理学コース 物質・情報卓越コース （博士後期課程のみ） ※ 化学系 化学コース エネルギー・情報コース※ 物質・情報卓越コース （博士後期課程のみ） ※	154	308	52	156	—	—

	地球惑星科学系 地球惑星科学コース 地球生命コース※						
工学院	機械系 機械コース エネルギー・情報コース※ エンジニアリングデザインコース※ 人間医療科学技術コース※ 原子核工学コース※ システム制御系 システム制御コース エンジニアリングデザインコース※ 人間医療科学技術コース※ 電気電子系 電気電子コース エネルギー・情報コース※ 人間医療科学技術コース※ 原子核工学コース※ 物質・情報卓越コース (博士後期課程のみ) ※ 情報通信系 情報通信コース エンジニアリングデザインコース※ 人間医療科学技術コース※ 経営工学系 経営工学コース エンジニアリングデザインコース※	477	954	169	507	—	—
物質理	材料系	347	694	129	387	—	—

工学院	材料コース エネルギー・情報コース※ 人間医療科学技術コース※ 原子核工学コース※ 物質・情報卓越コース (博士後期課程のみ) ※ 応用化学系 応用化学コース エネルギー・情報コース※ 人間医療科学技術コース※ 原子核工学コース※ 地球生命コース※ 物質・情報卓越コース (博士後期課程のみ) ※						
情報理工学院	数理・計算科学系 数理・計算科学コース 知能情報コース※ 情報工学系 情報工学コース 知能情報コース※ 人間医療科学技術コース※ エネルギー・情報コース※ 物質・情報卓越コース (博士後期課程のみ) ※	135	270	50	150	—	—
生命理工学院	生命理工学系 生命理工学コース 人間医療科学技術コース※ 地球生命コース※ 物質・情報卓越コース	168	336	52	156	—	—

	(博士後期課程のみ) ※						
環境・ 社会理 工学院	建築学系 建築学コース 都市・環境学コース※ エンジニアリングデザ インコース※ 土木・環境工学系 土木工学コース 都市・環境学コース※ エンジニアリングデザ インコース※ 融合理工学系 地球環境共創コース エネルギー・情報コー ス※ エンジニアリングデザ インコース※ 原子核工学コース※ 物質・情報卓越コース (博士後期課程のみ) ※ 社会・人間科学系 社会・人間科学コース イノベーション科学系 イノベーション科学コ ース(博士後期課程の み) 人間医療科学技術コー ス(博士後期課程のみ) ※	263	526	115	345	—	—
環境・ 社会理 工学院	技術経営専門職学位課 程	—	—	—	—	40	80
合計		1,544	3,088	567	1,701	40	80
備考：※印は、第4条第5項に規定する複合系コースを示す。							

(2) 研究科

研究科	専攻・コース	修士課程	医学又は歯学	後期3年博士課
-----	--------	------	--------	---------

				を履修する博士課程		程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医歯学総合研究科	医歯理工保健学専攻 医療管理政策学コース (医療管理学コース)	131 (5)	257 (5)	—	—	—	—
	(医療政策学コース)	(10)	(20)				
	グローバルヘルスリーダー養成コース	(9)	(18)				
	医歯学専攻	—	—	181	724	—	—
	東京科学大学・チリ大学 国際連携医学系専攻 (*)	—	—	3	15	—	—
	東京科学大学・チュラロンコーン大学 国際連携歯学系専攻 (*)	—	—	3	15	—	—
	東京科学大学・マヒドン大学 国際連携医学系専攻 (*)	—	—	3	12	—	—
生命理工医療科学専攻	—	—	—	—	25	75	
保健衛生学研究科	看護先進科学専攻	19	38	—	—	—	—
合計		150	295	190	766	25	75
備考： ・ *印は、第2条第3項に規定する国際連携専攻を示す。 ・ 括弧内の数字は、医療管理政策学コース及びグローバルヘルスリーダー養成コースに係る定員の数を内数で示す。							

別表2 (第47条関係)

(1) 修士及び博士

学院又は	系・コース又は専攻	授与する学位 (専攻分野)
------	-----------	---------------

研究科		修士	博士
理学院	数学系		
	数学コース	修士（理学）	博士（理学）
	物理学系		
	物理学コース	〃	〃
	物質・情報卓越コース※	----- —	〃
	化学系		
	化学コース	修士（理学）	〃
	エネルギー・情報コース※	〃	〃
	物質・情報卓越コース※	----- —	〃
	地球惑星科学系		
地球惑星科学コース	修士（理学）	〃	
地球生命コース※	〃	〃	
工学院	機械系		
	機械コース	修士（理学）又は修士（工学）	博士（理学）又は博士（工学）
	エネルギー・情報コース※	〃	〃
	エンジニアリングデザインコース※	〃	〃
	人間医療科学技術コース※	〃	〃
	原子核工学コース※	〃	〃
	システム制御系		
	システム制御コース	〃	〃
	エンジニアリングデザインコース※	〃	〃
	人間医療科学技術コース※	〃	〃
電気電子系			

	電気電子コース	〃	〃
	エネルギー・情報コース※	〃	〃
	人間医療科学技術コース ※	〃	〃
	原子核工学コース※	〃	〃
	物質・情報卓越コース※	----- —	〃
	情報通信系		
	情報通信コース	修士（理学）又は修 士（工学）	〃
	エンジニアリングデザイ ンコース※	〃	〃
	人間医療科学技術コース ※	〃	〃
	経営工学系		
	経営工学コース	〃	〃
	エンジニアリングデザイ ンコース※	〃	〃
物質理工 学院	材料系		
	材料コース	修士（理学）又は修 士（工学）	博士（理学）又は博 士（工学）
	エネルギー・情報コース※	〃	〃
	人間医療科学技術コース ※	〃	〃
	原子核工学コース※	〃	〃
	物質・情報卓越コース※	----- —	〃
	応用化学系		
	応用化学コース	修士（理学）又は修 士（工学）	〃
	エネルギー・情報コース※	〃	〃
	人間医療科学技術コース	〃	〃

	※ 原子核工学コース※ 地球生命コース※ 物質・情報卓越コース※	〃 〃 ————— —	〃 〃 〃
情報理工 学院	数理・計算科学系 数理・計算科学コース 知能情報コース※ 情報工学系 情報工学コース 知能情報コース※ 人間医療科学技術コース ※ エネルギー・情報コース※ 物質・情報卓越コース※	修士（理学） 〃 修士（理学）又は修 士（工学） 〃 〃 〃 ————— —	博士（理学） 〃 博士（理学）又は博 士（工学） 〃 〃 〃 〃
生命理工 学院	生命理工学系 生命理工学コース 人間医療科学技術コース ※ 地球生命コース※ 物質・情報卓越コース※	修士（理学）又は修 士（工学） 〃 〃 ————— —	博士（理学）又は博 士（工学） 〃 〃 〃
環境・社会 理工学院	建築学系 建築学コース 都市・環境学コース※ エンジニアリングデザイ ンコース※ 土木・環境工学系 土木工学コース	修士（工学） 〃 〃 〃	博士（工学） 〃 〃 〃

	都市・環境学コース※	〃	〃
	エンジニアリングデザインコース※	〃	〃
	融合理工学系		
	地球環境共創コース	修士（理学）又は修士（工学）	博士（理学）又は博士（工学）
	エネルギー・情報コース※	〃	〃
	エンジニアリングデザインコース※	〃	〃
	原子核工学コース※	〃	〃
	物質・情報卓越コース※	----- —	〃
	社会・人間科学系		
	社会・人間科学コース	修士（理学）又は修士（工学）	〃
	イノベーション科学系		
	イノベーション科学コース	----- —	博士（技術経営）又は博士（工学）
	人間医療科学技術コース※	----- —	〃
医歯学総合研究科	医歯理工保健学専攻（医療管理政策学コース及びグローバルヘルスリーダー養成コースを除く。）	修士（医科学）、修士（歯科学）、修士（理学）、修士（工学）、修士（保健学）又は修士（口腔保健学）	----- —
	医歯理工保健学専攻（医療管理政策学コース）	修士（医療管理学）又は修士（医療政策学）	----- —
	医歯理工保健学専攻（グローバルヘルスリーダー養成コース）	修士（グローバル健康医学）	----- —
	医歯学専攻	----- —	博士（医学）、博士（歯学）、博士（数

			理医科学)又は博士 (学術)
	東京科学大学・チリ大学国際連携医学系専攻(*)	————— —	博士(医学)
	東京科学大学・チュラロンコーン大学国際連携歯学系専攻(*)	————— —	博士(歯学)
	東京科学大学・マヒドン大学国際連携医学系専攻(*)	————— —	博士(医学)
	生命理工医療科学専攻	————— —	博士(理学)、博士(工学)、博士(保健学)又は博士(口腔保健学)
保健衛生学研究科	看護先進科学専攻	修士(看護学)	————— —

※印は複合系コース

\*印は第2条第3項に規定する国際連携専攻を示す。

(2) 専門職学位

学院	系・コース等	授与する学位(専攻分野)
環境・社会理工学院	技術経営専門職学位課程	技術経営修士(専門職)

別表3(第49条関係)

学院	免許状の種類	免許教科
理学院	中学校教諭専修免許状	数学、理科
	高等学校教諭専修免許状	数学、理科
工学院	高等学校教諭専修免許状	情報、工業
物質理工学院	中学校教諭専修免許状	理科
	高等学校教諭専修免許状	理科、工業
情報理工学院	中学校教諭専修免許状	数学
	高等学校教諭専修免許状	数学、情報
生命理工学院	中学校教諭専修免許状	理科
	高等学校教諭専修免許状	理科
環境・社会理工学院	高等学校教諭専修免許状	工業

(趣旨)

第1条 東京科学大学大学院（以下「大学院」という。）の修士課程、博士課程及び専門職学位課程における学修については、東京科学大学大学院学則（令和6年学則第2号。以下「大学院学則」という。）に定めるもののほか、この規程による。

(研究指導)

第2条 学院に所属する学生が大学院において教育を受けるためには、その所属する系において選択したコース又は所属する技術経営専門職学位課程（以下「コース等」という。）を担当する教員を指導教員としなければならない。

- 2 学修上の理由があるときは、許可を得て、指導教員を変更することができる。
- 3 研究科においては、研究指導を行うことができる教員を別に定める。

(授業科目及び単位数等)

第3条 大学院の授業科目及び単位数は、各学院若しくは各研究科（以下「各学院等」という。）又は学長が認める教育課程の定めるところによる。

- 2 各学院等は、授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分けて体系的に編成するものとし、修了要件として修得を必要としている授業科目のほか、修了要件に算入しない授業科目を置くことができる。
- 3 学院において必要と認める場合は、前項の授業科目のほか、選択必修科目を設けて、体系的に編成することができる。
- 4 授業科目及び単位数等に関し必要な事項は、別に定める。

(単位の計算方法及び授業期間)

第4条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間以上30時間以内の別に定める時間数の授業をもって1単位とする。
  - 二 実験、実習、製図及び実技については、30時間以上45時間以内の別に定める時間数の授業をもって1単位とする。
- 2 各授業科目の授業は、各学院では、各クォーター（大学院学則第10条第2項に基づき各学期を前半と後半に分けた期間をいう。）において8週にわたる期間を単位として行うものとし、各研究科では、各学期において10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上の必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

(履修申告及び再履修)

第5条 学生は、所定の期間内に、履修申告を行うものとする。

- 2 学生は、第7条第2項の規定により不合格となった授業科目を再履修することができる。

3 履修申告及び再履修に関し必要な事項は、別に定める。

(履修申告の上限単位数)

第6条 専門職学位課程の学生の履修申告は、各学期22単位を上限とする。ただし、学院への入学時において次の各号のいずれかに該当すると見込まれる学生にあっては、各学期30単位を上限とすることができる。

一 大学院学則第6条第3項の規定により、標準修業年限を1年とされる者

二 大学院学則第46条第2項の規定により、1年在学したものとみなされる者

2 医歯学総合研究科の医学又は歯学を履修する博士課程の学生のうち、大学院学則第7条に規定する長期履修学生の履修申告は、各年度12単位を上限とする。

(授業科目の履修の認定及び学修の評価)

第7条 授業科目の履修の認定は、授業の目的、形態又は内容に応じ、平常の学修成果や試験等の評価により、総合的に行う。

2 前項の規定による評価は、100点満点をもって表し、60点以上を合格とする。

ただし、点数をもって評価しがたい場合は、合格(到達目標を最低限達成している。)及び不合格(到達目標を達成していない。)の評価をもってこれに代えることがある。

3 前項の評価基準は、次の表のとおりとする。

評価基準	評価	単位認定
当該科目の到達目標を期待された水準を超えて達成した	90～100	合格
当該科目の到達目標を全て達成した	80～89	
当該科目の到達目標を概ね達成した	70～79	
当該科目の到達目標のうち最低限を達成した	60～69	
当該科目の到達目標を達成していない	0～59	不合格

4 第2項の評価により合格した者には、学期ごとに所定の単位を与える。なお、既修得単位の取り消し及び成績の更新はできない。

5 学生は、第2項の評価の結果に疑義があるときは、別に定めるところにより、成績の確認又は不服申立てを行うことができる。

6 前各項のほか、授業科目の履修の認定及び学修の評価に関し必要な事項は、別に定める。

(学修の評価におけるGrade Point制度)

第8条 Grade Point (以下「GP」という。)とは、前条の学修の評価に基づき算出される0又は0.5から4.5までの数値をいう。

2 GPは、次の計算式により算出するものとする。ただし、学修の評価が59点以下の授業科目については「0」とする。

$$GP = (\text{学修の評価} - 55) / 10$$

3 Grade Point Average (以下「GPA」という。)は、個々の学生の学習到達度を計る数値であって、履修申告した授業科目ごとのGPに単位数を乗じ、その総和を履修申告した授業科目の単位数の総和で除して算出されるものをいう。

4 Grade Point Total (以下「GPT」という。)とは、履修申告した授業科目ごとのGPに単位数を乗じ、その総和を特定の値で除して算出されるものをいう。

5 前各項のほか、GP、GPA及びGPTに関し必要な事項は、別に定める。

(試験等)

第9条 第7条第1項に定める試験等は、学院における期末試験及び独自に実施する試験等並びに研究科における本試験、追試験及び再試験とする。

2 試験方法は、授業の目的、形態に応じ、授業担当教員が決定する。

3 本試験をやむを得ない理由により受けられなかった者については、別に定めるところにより、追試験を行うことがある。

4 本試験又は追試験を受験し、第7条第2項の評価に合格しなかった者については、別に定めるところにより、再試験を行うことがある。

5 前各項のほか、試験等に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第10条 学生は、大学院学則第41条第1項の規定に基づき、他の大学の大学院(次項において「他大学大学院」という。)の授業科目の履修を希望する場合は、所定の書類により所定の期間内に、所属する学院の長又は研究科の長に申請し、許可を受けなければならない。この場合において、学院に所属する学生においては、所属する学院の長への申請に先立ち、当該授業科目の授業担当教員の承認を得た上で、必要に応じて、指導教員及びコース主任又は技術経営専門職学位課程主任の承認を得るものとする。

2 履修を許可された者は、授業に関する諸事項については、当該授業科目を開設する他大学大学院の指示に従うものとする。

3 前項の授業科目を履修し単位を修得した場合は、所属する学院又は研究科の判断により、修士課程、博士課程又は専門職学位課程いずれかの修了の要件の単位として認める。

(外国の大学における授業科目の履修等)

第11条 大学院学則第41条第2項の規定に基づき、外国の大学における授業科目の履修等を希望する場合の取扱いについては、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第12条 大学院学則第42条の規定による単位認定を願い出た学生がある場合は、各学院等において教育上有益と認めるときは、認定することができる。

(修士論文、博士論文及びプロジェクトレポートの審査等)

第13条 修士論文(大学院学則第43条第2項の規定による特定の課題についての研究の成果を含む。)、博士論文及びプロジェクトレポートの審査等については、東京科学大学学位規程(令和6年規程第91号)、東京科学大学大学院の学院における修士、博士及び修士(専門職)学位審査等取扱細則(令和6年細則52号)及び各学院等が定める関連内規等の定めるところによる。

(修士課程、博士課程又は専門職学位課程における単位の修得)

第14条 大学院学則第43条から第46条までに規定する各課程の修了の要件として定める単位の修得については、学院については東京科学大学大学院の学院にお

ける学修に関する細則（令和6年細則第50号）に、研究科については東京科学大学大学院の研究科における学修に関する細則（令和6年細則第51号）に、それぞれ定める。

（博士課程への進学）

第15条 大学院学則第17条に規定する進学にあたっては、各学院等が行う選考試験に合格していなければならない。

（広域学修制度）

第16条 本学に、学生の選択したコース等又は所属する専攻における専門分野以外の分野における幅広い教養及び専門力の涵養を目的として、広域学修制度を設ける。

2 前項の広域学修制度の目的を達成するため、本学に、学生が広域な学修を可能とするプログラムを置くものとする。

3 前項のプログラムは、次の各号に掲げるプログラムに分類するものとし、その趣旨は当該各号に定めるものとする。

一 挑戦的学修プログラム 新たな分野の学修に挑むことで、分野を横断した多様な素養及び幅広い視野や見識を身につけた人材を養成する。

二 特別専門学修プログラム 分野横断的、かつ、機動的に編成された教育拠点において、プロジェクト的に、大学院課程の異なる専門分野を有機的に連携した教育を実施し、先端的分野や社会の課題に対応できる実務的人材を養成する。

三 副専門学修プログラム 学生が選択したコース等又は所属する専攻における高度な専門知識の体系的な修得のほか、選択したコース等又は所属する専攻以外の分野の広範な知識・技能の修得により、複眼的並びに学際的及び俯瞰的な視点を有する人材を養成する。

4 前項の分類に基づき置かれるプログラムの履修要件等については、別に定める。

（雑則）

第17条 この規程に定めるもののほか、大学院の修士課程、博士課程及び専門職学位課程における学修に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和6年10月1日から施行する。

2 次に掲げる規程は、廃止する。

一 東京工業大学大学院学修規程（平成16年規程第12号）

二 東京医科歯科大学大学院GPA制度に関する要項（平成24年3月12日制定）

3 令和6年9月30日において現に東京医科歯科大学の各研究科に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和6年10月1日以降在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者が適用するGPA制度については、第8条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○東京科学大学大学院の研究科における学修に関する細則

令和6年10月1日

細則第51号

(趣旨)

第1条 この細則は、東京科学大学大学院学修規程（令和6年規程第94号。以下「大学院学修規程」という。）第17条の規定に基づき、東京科学大学大学院に置く医歯学総合研究科及び保健衛生学研究科における授業科目の履修等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(授業)

第3条 授業は、講義、演習、実験又は実習により行う。

2 授業科目は、必修科目又は選択科目とする。

(1単位当たりの授業時間)

第4条 大学院学修規程第4条に定める1単位当たりの授業時間は、次のとおりとし、授業科目ごとに設定する。

一 医歯学総合研究科

イ 講義及び演習については、15時間から30時間まで

ロ 実験及び実習については、30時間から45時間まで

二 保健衛生学研究科

イ 講義及び演習については、15時間から30時間まで

ロ 実験及び実習については、30時間から45時間まで

2 前項の授業時間の設定においては、次の事項に配慮しなければならない。

一 学習目標を十分に満たすこと。

二 自主的学修時間の確保

(雑則)

第5条 この細則に定めるもののほか履修に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この細則は、令和6年10月1日から施行する。

2 東京医科歯科大学大学院履修規則（平成22年規則第42号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

3 この細則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、東京医科歯科大学の各研究科に在学する学生（以下「在学者」という。）であって、施行日以後、引き続き東京科学大学の各研究科に在学する者に係る授業科目の履修等については、旧規則の規定は、なお効力を有する。

附 則（令6.11.5細77）

この細則は、令和6年11月5日から施行し、改正後の東京科学大学大学院の研究科における学修に関する細則の規定は、令和6年10月1日から適用する。

附 則（令7.5.9細13）

この細則は、令和7年5月9日から施行し、改正後の東京科学大学大学院の研究科における学修に関する細則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

## ○東京科学大学大学院保健衛生学研究科修士課程学修内規

令和7年11月5日  
保健衛生学研究科長制定

(趣旨)

第1条 この内規は、東京科学大学大学院学則（令和6年学則第2号。以下「大学院学則」という。）第31条、東京科学大学大学院学修規程（令和6年規程第94号。以下「学修規程」という。）第3条及び第7条並びに東京科学大学大学院の研究科における学修に関する細則（令和6年細則第51号。以下「学修細則」という。）第5条の規定に基づき、大学院保健衛生学研究科修士課程における授業科目の履修に関し、必要な事項を定めるものとする。

(授業科目の区分)

第2条 大学院保健衛生学研究科修士課程の授業科目は、次に掲げる主科目及び副科目とする。

一 主科目は、所属分野が開設する授業科目とする。

二 副科目は、前号以外の授業科目及び共通科目とする。

2 大学院保健衛生学研究科修士課程の授業科目及び修得すべき単位数は、別表に定めるものとする。

(履修届)

第3条 学生は、別表に定める授業科目のうちから、履修しようとする授業科目を所定の期日までに届け出なければならない。

(追加履修)

第4条 履修科目の追加を行う学生は、各年度当初に定められた期日までに届け出なければならない。

(履修取消し)

第5条 履修登録済みの授業科目のうち、履修を継続しない科目については、本人からの願い出により取り消すことができる。

2 履修取消しを行う学生は、集中講義科目以外の授業科目については各授業科目の第5回目の講義開始までに、集中講義科目については当該科目の履修期間内に、別に定める履修登録科目取消願により研究科長に願い出るものとする。ただし、MPH科目は3日目の講義開始前までとする。

3 前2項によらず、科目責任者の判断により履修取消しを認める場合がある。

(授業方法等)

第6条 授業方法、内容及び1年間の授業計画は、履修要項において明示するものとする。

(成績評価)

第7条 成績評価について不服がある学生は、所定の期日までに所定の申立書を教育推進部教務課湯島教務室に提出しなければならない。

(再履修)

第8条 不合格の評価を得た科目については、所定の手続により再履修できるものとする。

2 再履修した科目の成績については、再履修をした年度の成績をもって評価する。

(再入学の単位認定)

第9条 大学院学則第21条に基づき再入学を許可された者の本学大学院における既修得単位については、別表に定める科目の一部又は全部を認定する。

(雑則)

第10条 この内規に定めるもののほか、保健衛生学研究科修士課程における授業科目の履修に関する必要事項は、研究科委員会において別に定める。

附 則

- 1 この内規は、令和8年4月1日から施行する
- 2 東京科学大学大学院保健衛生学研究科博士課程学修内規（令和7年5月9日保健衛生学研究科長制定）は、廃止する。

別表

(1) 大学院保健衛生学研究科修士課程看護先進科学専攻

科目区分		授業科目の名称	単位数
専門科目	基礎看護開発学	ヘルスサービスリサーチ看護学特論Ⅰ	2
		ヘルスサービスリサーチ看護学演習Ⅰ	2
		公衆衛生看護学特論Ⅰ	2
		公衆衛生看護学演習Ⅰ	2

臨床看護開発学	成人看護学特論Ⅰ	2
	成人看護学演習Ⅰ	2
	精神保健看護学特論Ⅰ	2
	精神保健看護学演習Ⅰ	2
	小児・家族発達看護学特論Ⅰ	2
	小児・家族発達看護学演習Ⅰ	2
	リプロダクティブヘルス看護学特論Ⅰ	2
	リプロダクティブヘルス看護学演習Ⅰ	2
	助産学概論*	1
	リプロダクティブ&ウィメンズヘルス*	1
	周産期・新生児生理病態学*	2
	助産診断・技術学Ⅰ*	2
	助産診断・技術学Ⅱ*	4
	助産診断・技術学Ⅲ*	1
	助産診断・技術学Ⅳ*	2
	周産期ハイリスク管理*	1
	女性と母子の薬理*	1
	周産期技術演習*	1
	地域国際母子保健*	2
	助産管理*	2
	周産期助産学実習Ⅰ*	3
	周産期助産学実習Ⅱ*	5
	ウィメンズヘルス・NICU実習*	1
	助産マネジメント実習*	1
	総合管理・継続実習*	1
	在宅・緩和ケア看護学特論Ⅰ	2
在宅・緩和ケア看護学演習Ⅰ	2	

専門科目	先導的看護システム開発学	国際看護開発学特論 I 国際看護開発学演習 I 看護管理・高齢社会看護学特論 I 看護管理・高齢社会看護学演習 I 災害看護学特論 I 災害看護学演習 I 災害看護学インターンシップ クリティカルケア看護学特論 I クリティカルケア看護学演習 I A クリティカルケア看護学演習 I B 急性・重症患者フィジカルアセスメント 急性・重症患者治療管理論 クリティカルケア高度実践実習 A クリティカルケア高度実践実習 B クリティカルケア高度実践実習 C	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 3 4 3
必修科目		看護学研究法特論 看護理論 特別研究 I 特別研究 II	2 1 4 4
共通科目（看護系）		看護管理学特論 看護政策学特論 家族看護学特論 看護情報統計学特論 看護教育学特論 国際看護研究方法論 看護倫理 コンサルテーション論 フィジカルアセスメント 臨床薬理学 病態生理学 インディペンデントスタディ A インディペンデントスタディ B	1 1 2 2 2 2 1 1 2 2 2 2 2
共通科目（看護系以外）	グローバル健康医学科目	疫学入門 社会疫学 保健医療システム・マネジメント グローバルヘルス 母子保健学 行動科学	2 2 2 4 2 2

		地球環境と健康	2
	臨床疫学科目	疫学基礎	1
		生物統計学基礎	1
		生物統計学応用Ⅰ	1
		生物統計学応用Ⅱ	1
		臨床試験方法論基礎	1
		臨床試験方法論応用	1
		口腔疫学基礎	1
		疫学応用	1
	その他科目	生命理工学概論（英語）	2

- 1 下記に示す修了要件単位を全て修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし、教育研究分野の改組等に伴う所属異動の場合には、異動前の所属教育研究分野が開設する授業科目の履修をもって、所属教育研究分野が開設する授業科目の履修とみなす。
  - 一 所属教育研究分野の特論Ⅰより2単位
  - 二 所属教育研究分野の演習Ⅰ又はⅠA又はⅠBより2単位
  - 三 看護学研究法特論2単位及び看護理論1単位
  - 四 特別研究Ⅰ4単位及び特別研究Ⅱ4単位
  - 五 一～四を除く授業科目より15単位以上（ただし、共通科目（看護系）は7単位以上修得することとする。）
- 2 助産師関係科目（\*）は、助産師教育コースを履修する学生が選択できる授業科目とする。
- 3 助産師教育コースを履修する学生は、助産師関係科目（\*）31単位を修得し、あわせて第1項の修了要件を満たすものとする。

(2) 人間医療科学技術コース科目

授業科目の名称	単位数
人間医療科学技術修士論文研究計画論第一 *2	1
人間医療科学技術修士論文研究計画論第二 *2	1
人間医療科学技術実践プロジェクト *2	2
人間医療科学技術他分野専門基礎第一 *1	1
人間医療科学技術他分野専門基礎第二 *1	1
人間医療科学技術概論第一 *1	1
人間医療科学技術概論第二 *1	1
先端人間医療科学技術第一 *1	1
先端人間医療科学技術第二 *1	1
デザイン創造基礎 *1	2

- 1 これらの科目は、人間医療科学技術コースを履修する学生が選択できる授業科目とする。
- 2 \*1 及び 2：人間医療科学技術コースを履修する学生は、看護先進科学専攻の修了要件を満たし、人間医療科学技術コース科目から選択科目（\*1）を3単位以上かつ必修科目（\*2）を全て履修し、単位を修得した場合、人間医療科学技術コースに関する学修成果を認定する。

○東京科学大学学位規程

令和6年10月1日  
規程第91号

(趣旨)

第1条 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項の規定に基づき、東京科学大学（以下「本学」という。）が授与する学位については、東京科学大学学則（令和6年学則第1号）及び東京科学大学大学院学則（令和6年学則第2号。以下「大学院学則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(学位及び専攻分野の名称)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び修士（専門職）とする。

2 学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記するものとする。

学位	専攻分野の名称
学士	理学 工学 医学 看護学 保健学 歯学 口腔保健学
修士	理学 工学 医科学 歯科学 医療管理学 医療政策学 グローバル健康医学 看護学 保健学 口腔保健学 学術
博士	理学 工学 技術経営 医学 歯学

	数理医科学 看護学 保健学 口腔保健学 学術
修士（専門職）	技術経営

（学士の学位授与の要件）

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

（修士の学位授与の要件）

第4条 修士の学位は、修士課程を修了した者に授与する。

2 前項に定めるもののほか、修士の学位は、大学院保健衛生学研究科看護先進科学専攻の一貫制博士課程において、修士課程の修了に相当する要件を満たした者にも授与することができる。

（博士の学位授与の要件）

第5条 博士の学位は、博士課程を修了した者に授与する。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の行う学位論文審査に合格し、かつ、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与することができる。

（修士（専門職）の学位授与の要件）

第6条 修士（専門職）の学位は、専門職学位課程を修了した者に授与する。

（学位論文又はレポート等の提出）

第7条 修士及び第5条第1項の規定による博士の学位の授与を申請する者は、学位論文（大学院学則第43条第2項の規定による特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。）に所定の書類を添えて、又は修士（専門職）の学位の授与を申請する者は、特定研究課題の成果をまとめたプロジェクトレポート（以下「レポート」という。）に所定の書類を添えて、所属する学院又は研究科の長を経て、学長に提出するものとする。

2 第5条第2項の規定による博士の学位の授与を申請する者は、学位論文に所定の書類を添えて、学長に提出するものとする。

3 第5条第2項の規定による博士の学位の授与を申請する者は、別に定める論文審査手数料を納付しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定により提出した申請書類及び前項の規定により納付した論文審査手数料は、返還しない。

（審査機関等）

第8条 修士、博士及び修士（専門職）の学位に係る審査は、学院教授会又は研究科委員会において行うものとする。

2 学長は、前条第1項の規定により学位論文又はレポートの提出があったときは、申請者の所属する学院又は研究科の長に審査を付託するものとする。

3 学長は、前条第2項の規定により学位論文の提出があったときは、学院又は研

究科を指定し、当該学院長又は研究科長に審査を付託するものとする。

(審査委員会)

第9条 学院長又は研究科長は、前条第2項又は第3項の規定により学位論文又はレポートの審査を付託されたときは、学院長は申請者が選択するコースのコース担当教員会議に、研究科長は研究科委員会に、それぞれ審査員の指名及び審査委員会の設置を依頼するものとする。

2 コース担当教員会議又は研究科委員会は、学位論文又はレポートごとに、本学の教員3人以上の審査員を指名し、審査委員会を設置するものとする。この場合において、審査員のうち1人を審査員主査として指名するものとする。

3 学院長又は研究科長は、専攻分野に応じて特に必要と認めるときは、あらかじめ3人を超える審査員の数を指定して、審査員の指名を依頼することができる。

4 指名した審査員主査及び審査員について、コース担当教員会議は学院長及び学院教授会に、研究科委員会は研究科長に報告する。

5 前各項の規定にかかわらず、国際連携専攻にあつては、前条第2項の規定により学位論文審査を付託された研究科長は、共同で教育課程を編成した外国の大学院（以下「国際連携大学」という。）と協議の上、学位論文ごとに選出する審査員で構成される合同の審査委員会を設置するものとする。

6 第2項及び前項の審査員として指名又は選出できる者については、学院長又は研究科長が別に定める。

(審査期間)

第10条 第4条及び第6条の規定に係る学位論文又はレポートの審査期間は3月以内、第5条の規定に係る学位論文の審査期間は1年以内とする。ただし、特別の事情があるときは、学院教授会又は研究科委員会の議を経て審査期間を延長することができる。

(最終試験及び学力の確認)

第11条 大学院学則第43条から第45条までの規定による最終試験及び第5条第2項の規定による学力の確認は、専攻分野の学識及び外国語能力を有することを確認するために、学位論文に関連のある学術分野について、口頭又は筆答により行うものとする。

2 大学院学則第46条に規定する専門職学位課程の修了のための学力の確認については、専攻分野の学識及び外国語能力を有することを確認するために、レポートの発表及びレポートに関連のある学術分野について口頭又は筆答による最終試験を行うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、国際連携専攻における最終試験は、学位論文に関連のある学術分野についてのみ行う。

(審査等の結果報告)

第12条 学位論文又はレポートの審査が終了したときは、審査員主査は、その結果に第4条、第5条第1項又は第6条の規定による者については最終試験の結果を、第5条第2項の規定による者については学力の確認の結果を添えて、学院教授会又は研究科委員会に報告しなければならない。

(学位授与の審議)

第13条 学院教授会又は研究科委員会は、前条の規定による報告を基にして、修士、博士及び修士(専門職)の学位を授与すべきか否かを審議する。

(博士の学位授与の審議)

第14条 博士の学位授与の審議については、学院教授会又は研究科委員会の構成員の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、審議結果を可とするには、可とする者が当該出席者の3分の2以上でなければならない。

2 学院教授会又は研究科委員会が特に認めた事由で出席できない者は、前項の構成員数に算入しない。

(学位授与の審議の結果報告)

第15条 学院教授会又は研究科委員会において、修士、博士及び修士(専門職)の学位授与に関する審議を行ったときは、学院長又は研究科長は、学位審査及び最終試験又は学力の確認の結果を学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第16条 学長は、前条の報告に基づき、修士、博士及び修士(専門職)の学位授与の可否を決定し、当該結果を申請者に通知する。

2 学長は、学位を授与すべき者には、学位記を授与する。

(学位記の様式)

第17条 学位記の様式は、別紙のとおりとする。

(論文要旨等の公表)

第18条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び学位論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

第19条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得てインターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称)

第20条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、本学名を付記するものとする。ただし、国際連携専攻に係る学位にあつては本学名に加えて、国際連携大学名を付記するものとする。

(学位授与の取消し)

第21条 学位を授与された者が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、学院教授会、学部教授会又は研究科委員会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

- 一 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。
  - 二 学位の榮譽を汚す行為があったとき。
- 2 前項の審議を行う場合の定足数及び議決については、第14条の規定を準用する。  
(学位授与の報告)

第22条 本学において博士の学位を授与したときは、学長は、当該学位を授与した日から3月以内に、文部科学大臣に報告するものとする。

(雑則)

第23条 この規程に定めるもののほか、学位審査等に関し必要な事項は、別に定める。ただし、国際連携専攻にあつては、国際連携大学と協議し、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 次に掲げる規程及び規則は、廃止する。
  - 一 東京工業大学学位規程(平成16年規程第13号。以下「旧東工大規程」という。)
  - 二 東京医科歯科大学学位規則(平成16年規則第56号。以下「旧医科歯科大規則」という。)
- 3 この規程施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、東京工業大学学部又は東京医科歯科大学院保健衛生学研究科共同災害看護学専攻に所属する学生であつて、施行日以降、引き続き東京科学大学に在学する学生については、当該学生が東京科学大学に在学しなくなるまでの間、旧東工大規程又は旧医科歯科大規則の規定は、なおその効力を有する。

附 則 (令7.3.7程29)

この規程は、令和7年3月7日から施行し、改正後の東京科学大学学位規程の規定は、令和6年10月1日から適用する。

別紙

1 学士課程を卒業した場合（第3条関係）

<p><i>Institute of Science Tokyo</i></p> <p>THE PRESIDENT AND CHIEF ACADEMIC OFFICER HEREBY CONFERS UPON</p> <p>〇〇 〇〇 BORN 〇〇 〇, 〇〇 THE DEGREE OF 〇〇〇〇</p> <p>upon affirming recognition by the Dean of the successful completion of the course of study in the</p> <p>Department of 〇〇〇〇 School of 〇〇〇〇</p> <p>being of Tokyo Institute of Technology (Tokyo Medical and Dental University) at the time of enrollment and for fulfilling all the requirements prescribed by the Institute for that degree</p>	<p style="text-align: right;">〇学第 号</p> <p>学 位 記</p> <p>氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p style="text-align: right;">(東京工業 (東京医科歯科) 大学入学)</p> <p>本学〇学院 (学部) 〇系 (学科) 所定の課程を修めたことを認める</p> <p>年 月 日</p> <p>東京科学大学〇学院 (学部) 長</p> <p>氏 名</p> <p>本学〇学院 (学部) 長の認定により本学を卒業したことを認め学士 (〇 〇) の学位を授与する</p> <p>東京科学大学長 氏 名 国立大学法人東京科学大学理事長 氏 名</p>
<p>〇〇 〇, 〇〇 Signature                      Signature President and Chief Academic    President and Chief Executive Officer                            Officer</p> <p>Signature Dean of the School</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p style="margin: 0;">大 学 之 印</p> </div>

2 大学院の課程を修了した場合（第4条及び第5条関係）

<p><i>Institute of Science Tokyo</i></p> <p>THE PRESIDENT AND CHIEF ACADEMIC OFFICER HEREBY CONFERS UPON</p> <p>○○ ○○ BORN ○○ ○. ○○ THE DEGREE OF ○○○○</p> <p>in recognition of the completion of the course of study in the</p> <p>Department of ○○○○ School of ○○○○ (Graduate School of ○○○○)</p> <p>being of Tokyo Institute of Technology (Tokyo Medical and Dental University) at the time of enrollment and for fulfilling all the requirements prescribed by the Institute for that degree</p> <p>○○ ○. ○○</p>	<p style="text-align: right;">○修（博）第 号</p> <p style="text-align: center;">学 位 記</p> <p style="text-align: center;">氏 名 年 月 日生 (東京工業（東京医科歯科）大学大学院入学)</p>
<p style="text-align: center;">大 学 之 印</p>	<p>本学○○○学院（研究科）○○系○○コース（専攻）の修士（博士）課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士（博士）（○○）の学位を授与する</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">東京科学大学長 氏 名</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人東京科学大学理事長 氏 名</p>
<p style="text-align: center;">大 学 之 印</p> <p>Signature President and Chief Academic Officer</p>	<p>Signature President and Chief Executive Officer</p>

備考 大学院学則第38条第1項に定める教育課程、同条第4項に定めるコース又はプログラム及び同条第5項に定める災害看護グローバルリーダー養成コースを修了した場合を除く。

3 大学院学則第 38 条第 4 項に定めるコース又はプログラムを修了した場合（第 4 条及び第 5 条関係）

<p><i>Institute of Science Tokyo</i></p> <p>THE PRESIDENT AND CHIEF ACADEMIC OFFICER HEREBY CONFERS UPON</p> <p>○○ ○○ BORN ○○ ○. ○○ THE DEGREE OF ○○○○</p>		<p>○修（博）第 号</p>
<p>in recognition of the completion of the course of study in the</p> <p style="text-align: center;">Department of ○○○○ Graduate School of Medical and Dental Sciences</p> <p>being of Tokyo Medical and Dental University at the time of enrollment and for fulfilling all the requirements prescribed by the Institute for that degree</p>		<p>学 位 記</p> <p>氏 名</p> <p>年 月 日生 (東京医科歯科大学大学院入学)</p>
<p>This is also to certify that the above-named person has completed all the requirements of □□□□</p>		<p>年 月 日</p> <p>東京科学大学長 氏 名</p> <p>国立大学法人東京科学大学理事長 氏 名</p>
<p>大 学 之 印</p>	<p>○○ ○. ○○ Signature President and Chief Academic Officer</p> <p>Signature President and Chief Executive Officer</p>	<p>本学大学院医歯学総合研究科○○専攻の修士（博士）課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士（博士）（○○）の学位を授与する</p> <p>本学□□□□を修了したことを証する</p>

備考 □□□□には、大学院学則第 38 条第 4 項に定めるコース又はプログラムの名称を記入する。

4 大学院学則第 38 条第 1 項に定める教育課程を修了した場合（第 5 条関係）

<i>Institute of Science Tokyo</i>		○博第 号
THE PRESIDENT AND CHIEF ACADEMIC OFFICER HEREBY CONFERS UPON		学 位 記
○○ ○○ BORN ○○ ○. ○○ THE DEGREE OF ○○○○		氏 名 年 月 日生 (東京工業大学大学院入学)
in recognition of the completion of the course of study in the		<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">大 学 之 印</div> 本学○○○学院○○系○○コースの博士課程において所定の 単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博 士（○○）の学位を授与する
Department of ○○○○ School of ○○○○		
being of Tokyo Institute of Technology at the time of enrollment and for fulfilling all the requirements prescribed by the Institute for that degree		本学□□□□を修了したことを証する 年 月 日
This is also to certify that the above-named person has completed all the requirements of □□□□		東京科学大学長 氏 名
○○ ○. ○○		国立大学法人東京科学大学理事長 氏 名
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">大 学 之 印</div>	Signature President and Chief Academic Officer	Signature President and Chief Executive Officer

備考 □□□□には、大学院学則第 38 条第 1 項に定める教育課程の名称を記入する。

5 大学院学則第 38 条第 5 項に定める災害看護グローバルリーダー養成コースを修了した場合（第 5 条関係）

<p><i>Institute of Science Tokyo</i></p> <p>THE PRESIDENT AND CHIEF ACADEMIC OFFICER HEREBY CONFERS UPON</p> <p>〇〇 〇〇 BORN 〇〇 〇. 〇〇 THE DEGREE OF Doctor of Philosophy in Nursing Science</p> <p>in recognition of the completion of the course of study in the</p> <p>Department of Nursing Innovation Science Graduate School of Health Care Sciences</p> <p>being of Tokyo Medical and Dental University at the time of enrollment and for fulfilling all the requirements prescribed by the Institute for that degree</p> <p>This is also to certify that the above-named person has completed all the requirements of the Disaster Nursing Global Leader degree program</p> <p>〇〇 〇. 〇〇</p>	<p style="text-align: right;">○博第 号</p> <p style="text-align: center;">学 位 記</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生</p> <p style="text-align: center;">(東京医科歯科大学大学院入学)</p>
<p>大学 之 印</p>	<p>本学大学院保健衛生学研究科看護先進科学専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士（看護学）の学位を授与する</p>
<p>Signature President and Chief Academic Officer</p>	<p>Signature President and Chief Executive Officer</p>
<p>大学 之 印</p>	<p>本学災害看護グローバルリーダー養成コース（Disaster Nursing Global Leader）を修了したことを証する</p> <p>年 月 日</p> <p>東京科学大学学長 氏 名</p> <p>国立大学法人東京科学大学理事長 氏 名</p>

6 大学院の課程を修了した場合（第6条関係）

<p><i>Institute of Science Tokyo</i></p> <p>THE PRESIDENT AND CHIEF ACADEMIC OFFICER HEREBY CONFERS UPON</p> <p>○○ ○○ BORN ○○ ○. ○○</p> <p>THE DEGREE OF Master of Management of Technology</p> <p>in recognition of the completion of the course of study in the</p> <p>Department of Technology and Innovation Management School of Environment and Society</p> <p>being of Tokyo Institute of Technology at the time of enrollment</p> <p>and for fulfilling all the requirements prescribed by the Institute for that degree</p> <p>○○ ○. ○○</p>	<p style="text-align: right;">専第 号</p> <p style="text-align: center;">学 位 記</p> <p>氏 名 年 月 日生 (東京工業大学大学院入学)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>東京科学大学長 氏 名</p> <p>国立大学法人東京科学大学理事長 氏 名</p>
<p style="text-align: center;">大 学 之 印</p>	<p>本学環境・社会理工学院技術経営専門職学位課程を修了したことを認め技術経営修士（専門職）の学位を授与する</p>
<p>Signature President and Chief Academic Officer</p>	<p>Signature President and Chief Executive Officer</p>

7 論文提出による場合（第2項関係）

<i>Institute of Science Tokyo</i>		○学位第 号
THE PRESIDENT AND CHIEF ACADEMIC OFFICER HEREBY CONFERS UPON ○○○○ BORN ○○ ○. ○○		学 位 記  氏 名 年 月 日生
having submitted a dissertation and having passed the required examinations the degree of  Doctor of ○○○○		大 学 之 印  本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士（○○）の学位を授与する
with all the rights, privileges, and honors pertaining thereto		
○○ ○. ○○  大 学 之 印		年 月 日  東京科学大学長 氏 名  国立大学法人東京科学大学理事長 氏 名
Signature	Signature	
President and Chief Academic Officer	President and Chief Executive Officer	

別紙

(趣旨)

第1条 東京科学大学学位規程(令和6年規程第91号)第23条の規定に基づき、東京科学大学(以下「本学」という。)において授与する修士、博士及び修士(専門職)の学位に係る学位論文(東京科学大学大学院学則(令和6年学則第2号)第43条第2項の規定による特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。)又は特定研究課題の成果をまとめたプロジェクトレポート(以下「レポート」という。)の審査基準について定める。

(修士)

第2条 修士の学位に係る学位論文審査では、本学学位授与の方針(ディプロマポリシー)等を踏まえ、学位論文の内容が、次に掲げる要件を満たし、当該研究領域において、十分な研究能力を修得しているかという観点で審査する。

一 研究目的の適切性

当該研究領域に関する基礎的な知識を有し、先行研究を十分に理解・検討した上で、意義のある研究目的が適切に設定されているか。

二 研究方法の適切性

高い倫理観に裏打ちされた、適切な研究計画、研究方法となっているか。

三 考察の適切性

得られた研究データ・結果を正しく評価し、適切な考察がなされた上で、論理一貫性をもって記述できているか。

(博士)

第3条 博士の学位に係る学位論文審査では、本学学位授与の方針(ディプロマポリシー)等を踏まえ、学位論文の内容が、次に掲げる要件を満たし、当該研究領域において、自立した研究者として高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を修得しているかという観点で審査する。

一 研究目的の先駆性・独創性

当該研究領域に関する多面的かつ専門的な知識を有し、先行研究を十分に理解・検討した上で、先駆的又は独創的な発想に基づき研究目的が設定されているか。

二 研究の社会的意義

当該研究領域の発展に寄与し、人類の健康と福祉や、知的発展への貢献につながる研究内容であるか。

三 研究方法の倫理性・論証性

研究計画、研究方法が、高い倫理観と幅広い視野に基づき策定されたものであり、十分な論証性を備えているか。

四 考察の俯瞰性

得られた研究データ・結果を正しく評価し、適切かつ十分な考察がなされた上で、論理一貫性をもって記述できているか。また、当該分野における研究成

果の貢献と、今後の学問的・社会的発展性に関して、俯瞰性を備えた記述となっているか。

(修士(専門職))

第4条 修士(専門職)の学位に係るレポート審査では、本学学位授与の方針(ディプロマポリシー)等を踏まえ、レポートの内容が、次に掲げる要件を満たし、当該研究領域において、十分な研究能力を修得しているかという観点で審査する。

一 研究目的の適切性

当該研究領域に関する基礎的な知識を有し、先行研究を十分に理解・検討した上で、イノベーション実現のための実践力を習得するために意義のある研究目的が適切に設定されているか。

二 研究方法の適切性

高い倫理観に裏打ちされた、適切な研究計画、研究方法となっているか。

三 考察の適切性

得られた研究データ・結果を正しく評価し、適切な考察がなされた上で、論理一貫性をもって記述できているか。

附 則

- 1 この基準は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 東京医科歯科大学大学院学位論文審査基準(平成27年2月17日制定)は、廃止する。

○東京科学大学大学院保健衛生学研究科委員会修士（看護学）に係る学位論文審査及び試験内規

令和7年10月8日  
保健衛生学研究科長制定

（趣旨）

第1条 この内規は、東京科学大学学位規程（令和6年規程第91号）第23条の規定に基づき、東京科学大学大学院保健衛生学研究科（以下「本研究科」という。）における修士（看護学）の学位論文の審査及び試験に関し必要な事項を定めるものとする。

（学位論文提出の資格）

第2条 学位論文提出の資格を有する者は、本研究科看護先進科学専攻に在学する学生で、東京科学大学大学院学則（令和6年学則第2号。以下「大学院学則」という。）第3条第2項第2号に規定する博士課程に1年6月以上在学し、原則として、大学院学則第45条第4項に規定する所定の単位中26単位以上を修得した者とする。

（学位論文）

第3条 学位論文は、「要旨、背景、方法、結果、考察、文献」の順に記載された、課題研究の成果等に基づく高度な学術的内容を含む提出者単独の著作を原則とする。ただし、共著の場合については、提出者が筆頭者となったものであって、かつ、公表されたものに限り、学位論文とすることができる。

（学位論文に添付する書類）

第4条 学位論文に添付する書類は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

- 一 申請書（別紙様式1）
- 二 履歴書（別紙様式2）
- 三 論文目録（別紙様式3）
- 四 学位論文要旨（1千字以内）
- 五 審査員 候補者記入表（別紙様式4）

（課題研究報告書）

第5条 看護先進科学専攻における学位論文審査は、課題研究報告書の審査に代えることができる。

2 課題研究報告書に添付する書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 申請書（別紙様式1）
- 二 履歴書（別紙様式2）
- 三 課題研究目録（別紙様式3）
- 四 課題研究報告書要旨（1千字以内）
- 五 審査員候補者記入表（別紙様式4）

3 課題研究報告書の審査は、学位論文審査に準じて行う。

（審査委員会）

第6条 審査委員会は、主査1人及び副査2人により構成する。

- 2 主査は、本研究科の教授のうちから選出する。ただし、主指導教員及び副指導教員は、主査となることはできない。
- 3 副査は、博士の学位を有する本学の教授、准教授、講師及び助教のうちから選出する。ただし、主指導教員及び副指導教員については、副査となることはできない。
- 4 前項ただし書にかかわらず、本研究科研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）で特に必要と認めるときは、副指導教員は、副査になることができる。
- 5 副査のうち1人以上は教授又は准教授とする。
- 6 必要があるときは、第1項に定める者のほか、副査2人以内を加えることができる。
- 7 研究科委員会は、本研究科教育委員会（以下「教育委員会」という。）で選出された審査員候補者について審議し、審査委員会を設置する。
- 8 審査委員会は、学位論文の審査を行う。
- 9 前項の審査は、学位論文提出者及び審査委員会審査員が一堂に会して、公開で行う。
- 10 審査委員会が必要と認めた場合には、学位論文の訳文及び標本等の提出を求めることができるほか、審査員以外の者の出席を求め質疑を行うことができる。  
（最終試験）

第7条 審査委員会は、学位論文の審査を終了した後、専攻分野の学識及び外国語能力を有することを確認するために、学位論文に関連のある学術分野について、口頭又は筆答による最終試験を行う。

- 2 最終試験の期日、内容及び問題等最終試験の方法は、審査委員会が決定する。  
（審査委員会の報告）

第8条 審査委員会は、研究科委員会において審査委員会が設置された後3月以内に、学位論文の審査及び最終試験を行い、研究科委員会に審査結果を報告するものとする。

- 2 審査結果の報告は、審査報告書に次の各号に掲げる書類を添付して行うものとする。
  - 一 学位論文の内容の要旨（1千字以内）
  - 二 学位論文の審査の要旨（4百字以内）
  - 三 最終試験の結果の要旨

- 3 前項第3号の最終試験の結果の要旨には、最終試験の方法と結論の要旨を記載するものとする。

（研究科委員会の審議）

第9条 研究科長は、前条の審査報告を受けた後、研究科委員会を開催し、学位授与の可否について審議するものとする。

- 2 研究科長は、研究科委員会開催日の7日前までに、次に掲げる書類を研究科委員会委員に配付するものとする。
  - 一 学位論文の内容の要旨
  - 二 学位論文の審査の要旨（審査委員会主査名を記載したもの）

三 最終試験の結果の要旨（審査委員会主査名を記載したもの）

四 履歴書

五 論文目録

六 学位論文の写し

3 第1項の審議を行うには、研究科委員会委員の3分の2以上の出席を必要とする。

4 学位を授与できるものと議決するには、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

5 研究科委員会が特に認めた事由で出席できない者は、第3項の構成員数に算入しない。

（学位論文提出の時期）

第10条 学位論文は、各年度において教育委員会が定める日までに、所定の書類を添えて提出するものとする。

（適宜の処置）

第11条 学位論文の審査並びに試験等に関し、この内規を適用し得ない場合は、研究科委員会の議を経て、適宜の処置をとるものとする。

附 則

1 この内規は、令和7年10月8日から施行し、次項の規定以外の規定は、令和6年10月1日から適用する。

2 東京医科歯科大学大学院保健衛生学研究科修士（看護学）に係る学位論文審査及び試験内規（平成16年4月1日研究科長制定）は、廃止する。

別紙様式 1

年 月 日

保健衛生学研究科長 殿

年度入学 大学院保健衛生学研究科

学専攻

分野

氏 名

⑩(※)

(※)本人が自署しない場合は、記名押印してください。

学 位 論 文 ( 課 題 研 究 報 告 書 ) 審 査 申 請 書

わたくしは、このたび修士( )に係る学位論文(課題研究報告書)の審査を受けた  
いので学位論文(課題研究報告書)に所定の書類を添えて提出いたします。

(別紙様式2)

履 歴 書

氏 名	ふりがな	男 女
生年月日	年 月 日生	
本 籍 (都道府県名)		
現 住 所	〒  Tel :	

学歴

職歴

研究歴

別紙様式 3

(表面)

## 論 文 目 録

学 位 論 文

題名

---

(裏面)

参 考 論 文

題名

年 月 日

氏名：

## 審査員候補者表

申請者氏名

主指導教員 印(※)

(※)本人が自署しない場合は、記名押印してください。

主査	分野名	氏名

<副指導教員>審査委員候補者選出の参考にするので、記載をお願いいたします。

- ※ 原則として4名以上、五十音順で記入願います。  
主査候補者1名には◎を付してください。
- ※ 主査は保健衛生学研究科の教授から選んでください。主指導教員と副指導教員は主査にはなれません。
- ※ 副査は本学の教授、准教授、講師及び助教の中から選んでください。主指導教員は、副査になれません。副指導教員については、原則、副査になれません。

別紙様式 1  
別紙様式 2  
別紙様式 3  
別紙様式 4

○東京科学大学におけるGPA制度に関する要項

令和6年10月1日  
制定

(趣旨)

第1条 この要項は、東京科学大学学修規程（令和6年規程第88号。以下「学修規程」という。）第7条第5項及び東京科学大学大学院学修規程（令和6年規程第94号。以下「大学院学修規程」という。）第8条第5項の規定に基づき、東京科学大学（以下「本学」という。）に置く学院並びに医学部、歯学部及び研究科における学修の評価におけるGrade Point Average（以下「GPA」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 Grade Point（以下「GP」という。） 学修規程第7条第1項及び第2項並びに大学院学修規程第8条第1項及び第2項に規定する履修申告した授業科目の成績に基づき算出される0又は0.5から4.5までの数値をいう。
- 二 Grade Point Average（以下「GPA」という。） 学修規程第9条第3項及び大学院学修規程第8条第3項に規定する授業科目のGPと単位数の積の総和を履修申告した授業科目の単位数の総和で除した数値をいう。
- 三 クォーターGPA 各クォーターにおけるGPAをいう。
- 四 学期GPA 各学期におけるGPAをいう。
- 五 年度GPA 各年度におけるGPAをいう。
- 六 通算GPA 在学期間におけるGPAをいう。

(対象学生)

第3条 GPA制度を適用する対象学生は、本学の学士課程、修士課程、博士課程及び専門職学位課程に在学する全ての学生とする。ただし、工学部に在学する学生を除く。

(対象授業科目)

第4条 GPA制度の対象とする授業科目（以下「対象授業科目」という。）は、各課程において卒業又は修了の要件となる全ての授業科目とする。ただし、次に掲げる授業科目は、対象としない。

- 一 学修規程第6条第2項ただし書及び大学院学修規程第7条第2項ただし書の規定により「合格」又は「不合格」をもって学修の評価を行う授業科目
- 二 学修規程第9条から第12条まで並びに大学院学修規程第10条及び第12条の規定により単位を認定された授業科目
- 三 東京科学大学の学院における学修に関する細則（令和6年細則第48号）別表に規定する研究関連科目、横断科目（教養科目）及び横断科目（専門科目）並びに東京科学大学大学院の学院における学修に関する細則（令和6年細則第50号）別表に規定する講究科目、研究関連科目、横断科目（教養科目）及び横断科目（専門科目）に分類される授業科目

(GPAの算出方法)

第5条 学院においては、クォーターGPA、学期GPA、年度GPA及び通算GPAについて、全ての対象授業科目によるGPA並びに専門科目群及び教養科目群のGPAを算出するほか、学院の学士課程の学生については、併せて授業科目区分ごとの対象授業科目によるGPAを算出するものとする。

2 医学部、歯学部及び研究科においては、全ての対象授業科目による年度GPA及び通算GPAを算出するものとする。

3 前2項のGPAは、次の各号の計算式により算出するものとし、その数値に小数点以下第二位未満の端数があるときは、小数点以下第三位の値を四捨五入するものとする。

一 クォーターGPA = (当該クォーターに履修申告した対象授業科目のGP×単位数)の総和 / (当該クォーターに履修申告した対象授業科目の単位数)の総和

二 学期GPA = (当該学期に履修申告した対象授業科目のGP×単位数)の総和 / (当該学期に履修申告した対象授業科目の単位数)の総和

三 年度GPA = (当該年度に履修申告した対象授業科目のGP×単位数)の総和 / (当該年度に履修申告した対象授業科目の単位数)の総和

四 通算GPA = (在学期間に履修申告した対象授業科目のGP×単位数)の総和 / (在学期間に履修申告した対象授業科目の単位数)の総和

(再履修科目の単位修得時の取扱い)

第6条 不合格とされた授業科目を再履修し、単位を修得した場合は、当該科目の不合格とされた成績をGPAの算出から除外し、修正するものとする。

(GPAの成績証明書等への記載)

第7条 学院においては、成績証明書及び学業成績書、医学部、歯学部及び研究科においては成績証明書に、通算GPAを記載するものとする。

2 学院においては、教務Webシステムに、クォーターGPA、学期GPA、年度GPA及び通算GPAを記載するものとする。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、GPA制度の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和6年10月1日から施行する。

附 則 (令7.3.7)

1 この要項は、令和7年4月1日から施行する。

2 この要項の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、東京科学大学の各学部<sub>に</sub>在学する学生(以下「在学者」という。)であって、施行日以後、引き続き東京科学大学の各学部<sub>に</sub>在学する者(施行日以後に在学者の属する年次に再入学、転入学又は編入学する者を含む。)に係る対象授業科目については、改正前の東京科学大学におけるGPA制度に関する要項の規定は、なおその効力を有する。

附 則 (令7.6.16)

この要項は、令和7年6月16日から施行し、改正後の東京科学大学におけるGPA制度に関する要項の規定は、令和7年4月1日から適用する。

○東京科学大学学生の懲戒等に関する規程

令和6年10月1日

規程第122号

(趣旨)

第1条 この規程は、東京科学大学学則（令和6年学則第1号。以下「学則」という。）第45条第3項及び東京科学大学大学院学則（令和6年学則第2号。以下「大学院学則」という。）第58条第3項の規定に基づき、東京科学大学（以下「本学」という。）における学生の懲戒及び教育的措置（以下「懲戒等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本的な考え方)

第2条 懲戒等は、対象となる行為の態様、経緯、結果、影響等を総合的に判断し、教育的配慮を加えて行うものでなければならない。

2 懲戒等によって学生に科せられる不利益は、過重なものとなってはならない。

3 懲戒等の取扱いについては、刑事訴追の有無を処分決定の絶対的な基準とはしないものとする。

(懲戒等の対象となる行為)

第3条 懲戒等の対象となる行為は、次に掲げるとおりとする。

一 犯罪行為又は犯罪未遂行為

二 国立大学法人東京科学大学におけるハラスメントの防止等に関する規則（令和6年規則第57号）第2条第7号に規定する行為

三 国立大学法人東京科学大学情報倫理規則（令和6年規則第69号）第3条に規定する行為

四 試験における不正又は論文の作成における不正等学問的倫理に反する行為

五 本学の教育研究活動を妨害する行為

六 本学の名誉・信用を失墜させる行為

七 本学の規則に違反する行為

八 その他学生の本分に著しく反する行為

(懲戒処分の種類及び内容)

第4条 懲戒処分の種類及び定義は、次に掲げるとおりとする。

一 退学 本学の学生としての身分を喪失させること。

二 停学 6月以下の期間を定めて、又は期間を定めずに、登校を禁ずること。

三 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること。

2 停学期間の計算は、暦日によるものとする。

3 停学期間は、在学期間に算入する。ただし、卒業又は修了に係る在学期間の要件においては、在学期間に算入しない。

4 停学期間が1月以内の場合には、前項ただし書の規定は適用しない。

5 停学又は訓告の懲戒処分を受けた学生は、学長に反省文を提出しなければならない。

(教育的措置)

第5条 学院、学部及び研究科（以下「学院等」という。）の長（以下「学院長等」

という。)は、第3条に規定する行為を行った当該学院等に所属する学生が、懲戒処分に相当しないとされた場合においても、学生の本分についての反省を促すため、当該学生に対し、次に掲げる教育的措置を行うことができる。

一 嚴重注意 口頭又は文書により、強く反省を求めること。

二 注意 口頭又は文書により、反省を求めること。

(停学期間中の措置)

第6条 停学期間中の学生は、授業科目等の履修、定期試験等の受験、学位論文審査の申請、大学施設の利用及び課外活動への参加をすることができない。ただし、大学施設の利用については、学院長等が、特に必要と認めた場合は、許可することがある。

2 停学期間中の学生に対しては、当該学院等は、面談等により、更生に向けた指導を適宜行うものとする。

3 前項に規定する面談等は、必要に応じカウンセラー等の専門家の協力を得て行うことができるものとする。

4 停学期間中の休学の願い出は、受理しないものとする。

(定期試験等における不正行為)

第7条 定期試験等における不正行為を行った学生が、当該不正行為を行った学期に受験した定期試験等は全て無効とし、当該学期に履修した授業科目の成績を0点又は不合格とする。ただし、学期又は学年をまたぎ開講される授業科目の取扱いは別に定める。

2 定期試験等における不正行為を行った学生は、当該不正行為を行った学期において、新たに授業科目の履修は認めないものとする。

(謹慎)

第8条 学生が懲戒に該当する行為を行ったことが明白であり、かつ、停学以上の懲戒がなされることが確実である場合は、学長は、当該学生に懲戒等の決定前に謹慎を命ずることができる。この場合において、謹慎開始日から懲戒等の決定した日までの間は懲戒に準じ、当該学生の登校等を禁止する。

2 謹慎の期間は、その全部又は一部を停学期間に通算することができる。

(自宅待機)

第9条 学院長等は、ハラスメントの防止その他の教育上の配慮が求められる場合は、第3条に規定する行為を行ったことが明白な学生に対し、懲戒等が決定するまでの間、自宅待機を命じることができる。

2 学院長等は、自宅待機を命じた学生に、授業科目の履修、大学施設の利用及び課外活動への参加を制限することができる。

3 自宅待機の期間は停学期間を含めないものとする。

4 自宅待機の期間中に謹慎に変更となる場合は、変更日から謹慎の扱いとする。

(懲戒等の決定前の休学又は自主退学)

第10条 学長は、第3条に規定する行為を行った学生が、懲戒等の決定前に休学又は退学を願い出た場合は、受理しないものとする。

(調査委員会)

第11条 学院長等は、学生の懲戒等の対象となる事案について、事実の確認及び当該学生を含む関係者への事情聴取（以下「事実調査」という。）を行うため、調査委員会を置くものとする。

2 異なる学院等に所属する複数の学生が関与している事案については、当該学生の所属する学院等で合同の調査委員会を置くことができる。合同の調査委員会を置かない場合であっても、各学院等の調査委員会は、相互に連携して事実調査を行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、第3条第2号に係る事案については、ハラスメント対策委員会が行う事実調査をもって、同条第3号に係る事案については、情報倫理委員会が行う事実調査をもって、調査委員会及び事実調査に代えるものとする。

（学生懲戒審査委員会）

第12条 懲戒処分の要否及び懲戒処分を要する場合のその内容の案（以下「処分案」という。）、期間の定めのない停学の解除の可否及び不服申立の調査等について審議するため、学長の下に学生懲戒審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、次に掲げる委員を持って組織する。

一 理事のうちから学長が指名する者 1人

二 副学長のうちから学長が指名する者 若干人

三 学院を主担当する専任の教授のうちから学長が指名する者 1人

四 大学院医歯学総合研究科、大学院保健衛生学研究科、医学部及び歯学部（以下「研究科等」という。）に所属する専任の教授から学長が指名する者 1人

五 学長が委嘱する学外有識者 1人

六 その他学長が必要と認める者

3 審査委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。

4 委員長は、審査委員会を招集し、その議長となる。

5 審査委員会には、必要に応じ班を設けることができる。

6 審査委員会は、必要があると認めた場合は、オブザーバーとして委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

（審査委員会に置ける議決）

第13条 審査委員会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 審査委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（懲戒等の手続）

第14条 学院長等は、学生について、懲戒等の対象となる事案が生じた場合は、速やかに事実関係を把握し、審査委員会を通じて学長に報告するとともに、調査委員会に、事実調査を行わせるものとする。

2 調査委員会は、調査に当たり当該学生に対し事情聴取を行うものとする。ただし、学生が心身の故障、身柄の拘束その他の事由により直接事情聴取を受けるこ

とができないときは、これに替えて文書による質問、照会等により事情聴取することができる。

- 3 調査委員会は、事情聴取に際し、学生から補佐人の同席及び補佐人からの陳述について求めがあった場合は、これに応じなければならない。ただし、事情聴取の妨げになると調査委員会が認めた場合、補佐人の数を制限することができる。
- 4 調査委員会は、事情聴取に際し、当該学生に口頭又は文書により弁明する機会を与えるものとする。ただし、学生が、正当な理由なく事情聴取に応ぜず、弁明しない場合は、この権利を放棄したものみなす。
- 5 学生は、本学が行う必要な調査については、誠実に協力しなければならない。
- 6 調査委員会は、事実調査の結果に基づき、調査結果報告書を作成し、学院長等に報告するものとする。
- 7 学院長等は、前項の報告を受けたときは、審査委員会に調査結果報告書を報告するものとする。
- 8 審査委員会は、前項の報告を受けたときは、学長に報告するとともに審査委員会において処分案の審議を開始するものとする。
- 9 審査委員会は、処分案の審議に当たり、事実関係の再調査が必要と認めた場合は、学生又は補佐人等から事情聴取を行うことができる。
- 10 第2項及び第3項の規定は、前項の事情聴取について準用する。
- 11 審査委員会は、処分案を作成し、学長に報告するものとする。
- 12 学長は、前項の報告を受けたときは、審査委員会を通じて学院長等に処分案を通知するものとする。
- 13 学院長等は、前項の規定により通知を受けた処分案が懲戒処分を要するものであったときは、処分案の審議を教授会に付議し、審査委員会を通じてその審議結果を学長に報告するものとする。この場合において、教授会の審議結果が審査委員会の処分案と異なる場合は、その理由を付するものとする。

(懲戒処分の決定)

第15条 学長は、前条第13項の報告に基づき、懲戒処分の要否及び懲戒処分を要する場合のその内容を決定し、審査委員会を通じて学院長等に通知するものとする。

(懲戒等の告知)

第16条 懲戒等の効力は、学生に懲戒等を告知したときに生じるものとする。

2 懲戒処分の告知は、前条の通知を受けた学院長等が学生及び保護者等又は連絡先人に懲戒処分通知書を交付して行うものとする。ただし、学生の所在を知ることができない場合においては、公示送達又は他の適切な方法により行うものとする。

3 教育的措置の告知は、学院長等が学生に行うものとする。

(懲戒処分の告示等)

第17条 学長は、懲戒処分を行ったときは、教育研究評議会に報告するとともに、学生の氏名を伏して学内に告示するものとする。

2 学院長等は、教育的措置を行ったときは、教育研究評議会に報告するものとする。

る。

(懲戒に関する記録)

第18条 懲戒処分を行ったときは、学生の学籍簿の「特記事項」又は累加記録に記載するものとする。

(逮捕・勾留時の取扱い)

第19条 学生が逮捕・勾留され、学生からの事情聴取を行うことができない場合においては、事情聴取及び弁明の機会が付与されないことにより学生の権利を損なうことがないように十分に配慮した上で懲戒等を行うことができる。

(期間を定めない停学の解除)

第20条 学院長等は、期間を定めない停学の処分を受けた学生について、その反省の程度及び学修意欲等を総合的に判断して、処分を解除することが妥当であると認めた場合は、教授会の議を経て、審査委員会を通じて学長に対し、当該処分の解除を申請することができる。

2 学長は、前項の申請があったときは、当該処分の解除の可否の審議を審査委員会に依頼するものとする。

3 審査委員会は、当該処分の解除の可否を審議し、学長に報告するものとする。

4 学長は、前項の報告を受けたときは、審査委員会を通じて学院長等に審査委員会の審議結果を通知するものとする。

5 停学処分解除の告知は、学院長等が学生に停学処分解除通知書を交付して行うものとする。

6 学長は、停学処分の解除を行ったときは、教育研究評議会に報告するものとする。

7 停学処分の解除を行ったときは、学生の学籍簿の「特記事項」又は累加記録に記載するものとする。

8 期間を定めない停学は、6月を経過した後でなければ解除することができないものとする。

(不服申立て)

第21条 懲戒処分を受けた学生は、事実誤認、新事実の発見その他正当な理由がある場合は、懲戒処分通知書を受け取った日の翌日から起算して14日以内に、文書により、学長に対し、審査委員会を通じて不服申立てをすることができる。

2 学長は、前項の不服申立てを受理したときは、不服申立てを却下する場合を除き、審査委員会の議を経て、速やかに再調査の要否を決定しなければならない。

3 前項において、学長が不服申立てを却下する場合又は再調査の必要がないと決定した場合は、速やかに、当該学生に通知するものとする。この場合の通知は、学院長等が学生に文書を交付して行うものとする。

4 第2項において、学長が再調査の必要があると決定した場合の調査等については、第14条から第18条までの規定を準用する。なお、当初の調査等を行った調査委員会の委員となった者については、再調査等を行う調査委員会の委員とすることはできない。

5 不服申立ては、懲戒処分の効力を妨げないものとする。

(科目等履修生等の懲戒等)

第22条 この規程の規定は、科目等履修生、特別聴講学生、海外交流学生、海外訪問学生、短期交流学生、大学院研究生及び特別研究学生の懲戒等について準用する。

(守秘義務)

第23条 学生の懲戒等に関する事項に関わった職員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務)

第24条 学生の懲戒等に関する事務は、教育推進部学生支援課において処理する。

(雑則)

第25条 この規程に定めるもののほか、学生の懲戒等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 次に掲げる規程等は、廃止する。
  - 一 東京工業大学学生の懲戒等に関する規程（平成24年規程第1号。以下「旧東工大規程」という。）
  - 二 東京医科歯科大学における学生の懲戒に関する申合せ（平成20年2月8日申合せ。以下「旧医科歯科大申合せ」という。）
- 3 この規程の施行の日前にした行為に係る懲戒等については、旧東工大規程及び旧医科歯科大申合せの規定は、なおその効力を有する。ただし、令和7年4月1日以降、旧東工大規程の適用においては、この規程第12条の学生懲戒審査委員会を、旧東工大申合せ第11条の学生懲戒審査委員会とみなし、旧医科歯科大申合せの適用においては、この規程第12条の学生懲戒審査委員会を、旧医科歯科大申合せ6.(5)の懲戒委員会とみなす。

# 學生周知事項

## 学生周知事項

### 1)連絡・通知

大学からの連絡・通知は掲示板への掲示又は大学のホームページにより行います。

台風等の自然災害や交通機関運休に伴う授業の休講・試験の延長を決定した場合は、本学のホームページまたはSlackに掲載します。

掲示板は 6 号館前大学院掲示板、1号館西1階教務課湯島教務室前及び 5 号館 3 階学生支援課湯島学生支援室前です。見落としがないように十分注意して下さい。

学生への個別連絡は電話、電子メール又は郵送にて行います。

大学から緊急に連絡する必要が生じて連絡が取れないことがないように入学時と連絡先が変更になった際は、忘れずに届出てください。

### 2)学生証

学生証は、本学の学生である旨を証明し、学内で名札として使用するとともに、IC カードとして学内出入口の解錠、出席登録等としても在学中使用しますので、紛失・破損等のないよう大切に取り扱いして下さい。

また、通学定期券の購入時等に提示を求められたときに提示できるよう、常に携帯するようにして下さい。

#### (1) 再交付

学生証を紛失又は破損等した場合は、速やかに教務課湯島学位審査グループ(1号館西 1 階)に申し出て、再交付の手続きをとって下さい。また、再交付を行う場合は、再交付にかかる費用を負担することとなりますので注意して下さい。

#### (2) 返却

修了、退学、除籍となった場合は、直ちに学生証を教務課湯島学位審査グループ(1号館西 1 階)に返却して下さい。なお、返却ができない場合は、再交付にかかる費用と同額を負担することとなりますので注意して下さい。

#### (3) 有効期限の更新

在学期間延長や長期履修により有効期間が経過した場合は、学生証の有効期限の更新が必要となりますので、教務課湯島学位審査グループ(1号館西 1 階)に申し出てください。

### 3)証明書等

証明書等は、教務課で発行するものと、自動発行機で発行するものがあります。

発行場所	種類	受付時間	問い合わせ先
自動発行機 5号館4階 学生談話室	在学証明書 (和文)	8:30-21:00 (発行には学生証 が必要)	教務課湯島学位審査グループ
	修了見込証明書【修士】 (和文)		
	学生旅客運賃割引証(学割)		
教務課湯島教務 室※ 1号館西1階	在学証明書 (英文)	8:30-17:15	教務課湯島教務室大学 院教務第2グループ
	成績証明書 (和文・英文)		
	修了見込証明書【修士】 (英文)		
	その他諸証明書(和文・英文)		
教務課※ 1号館西1階	修了見込証明書【修士・博士】 (和文・英文)	8:30-17:15	教務課湯島学位審査グループ

※教務課発行の証明書の手続きについて

教務課発行の証明書を希望する場合は、「証明書交付願」を各窓口に提出して請求すること。**なお、交付には和文で数日、英文で一週間程度を要する。**

※修了生の証明書発行は、教務課湯島学位審査グループで行っている。(発行している証明書:「修了証明書」「成績証明書」「単位修得証明書」「在学期間証明書」「学位授与証明書」等。)

#### 郵送での申込みについて

自動発行機以外で発行している証明書に関しては、郵送で申込みすることができる。その際は、「証明書交付願」と返信用封筒に切手貼付のうえ、請求すること。なお、郵送料が不足する場合は、郵便局からの請求に基づき支払うこと。なお、郵便事情により、到着に時間がかかることが想定されるので余裕をもって申し込むこと。

#### 申込み先

〒113-8510 東京都文京区湯島 1-5-45

東京科学大学 教育推進部教務課湯島教務室大学院教務第2グループ

## 4) 学生旅客運賃割引証(学割証)

(1) 学生が課外活動又は帰省などで JR 線を利用する場合、乗車区間が片道 100km を超えるときに旅客運賃の割引(2割)を受けることができます。

この制度は、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的とするものなので、計画的に使用して下さい。(年間使用限度:10 枚/人、有効期間:発行日から3ヶ月間)

(2) 次に掲げる行為があったときは、普通運賃の2倍の追徴金を取られるばかりでなく、本学の全学生に対する学割証の発行が停止されることがありますので、乱用又は不正に使用することのないよう注意して下さい。

- ① 他人名義の学割証を使って乗車券を購入したとき
- ② 名義人が乗車券を購入し、これを他人に使用させたとき
- ③ 使用有効期間を経過したものを使用したとき

(3) 学割証は、学生談話室(5号館4階)に設置されている「自動発行機」にて発行します。

(利用時間:平日 8:30~21:00)

(問い合わせ先)教務課湯島学位審査グループ

## 5) 住所・氏名等の変更

本人又は連絡先人等の住所・本籍又は氏名等(電話番号を含む)に変更が生じた場合は、速やかに教務課湯島教務室大学院教務第2グループに申し出て所定の手続きをとって下さい。

**この手続きを怠った場合、大学から本人又は連絡先人等に緊急に連絡する必要が生じても連絡が取れないので注意して下さい。**

#### 提出・問い合わせ窓口

教務課湯島教務室大学院教務第2グループ(1号館西1階)

## 届出用紙

	届出用紙	添付、提示書類
改姓した場合	改姓(名)届 学生証記載事項変更	改姓(名)を証明する書類を添付
本人・連絡先人等が住所・本籍地を変更した場合	住所・本籍地変更届	住所・本籍地を変更したことを証明する書類を添付
連絡先人等を変更した場合	連絡先人変更届	なし

## 6)研修・実習依頼

外部の研究機関等に研修・実習を希望する場合は、依頼希望日の2週間前まで(外国での場合には2ヶ月前まで)に教務課湯島教務室大学院教務第2グループへ外部研修・実習届出書を提出してください。また、契約書の締結を伴うものについては1ヶ月前まで(外国での場合には3ヶ月前まで)に教務課湯島教務室大学院教務第2グループへ提出してください。

## 7)遺失物及び拾得物

学内での遺失物又は拾得物の届出は以下のとおりとなります。

- (1) 医学部内……………医学部業務推進課運営事務グループ(3号館6階:TEL 03-5803-5096)
- (2) 歯学部内……………歯学部業務推進課運営事務グループ(D棟2階:TEL 03-5803-5404)
- (3) その他……………紛失及び拾得場所(建物)を管理する各事務部

## 8)進路調査

大学院を修了(見込みを含む)する場合は、修了日(見込み日)1ヶ月前までに必ず進路届を学生支援課湯島学生支援室に提出して下さい。

(問い合わせ先)学生支援課湯島学生支援室(e-mail:[shinro@ml.tmd.ac.jp](mailto:shinro@ml.tmd.ac.jp))

## 9)健康相談・メンタルヘルス相談

### (湯島保健管理センター)

湯島保健管理センターは本学の学生・職員が心身共に健康な生活を送り、所期の目的を達成することができるよう、助言・助力することを目的としている施設です。必要に応じて医療機関への紹介状の発行も行っています。

### (1) 健康相談

健康相談は10時～12時30分、13時30分～15時30分に受け付けます。

時間に変更になる場合があります。

来室前に湯島保健管理センターホームページの「今週の健康相談」を確認のうえ来室ください。

今週の健康相談



## (2) メンタルヘルス相談(要予約)

精神科医・臨床心理士へ相談をご希望の場合は、予約をお取りします。

03-5803-5081 までご連絡ください。

## (3) 各種健康診断等

実施詳細等は、Slack で周知します。

見落としがないよう普段からよく確認するようにしてください。

※湯島保健管理センターホームページにも健診に関する情報を掲載しています。

※定期健康診断の受診は学生の義務ですので、必ず受けてください。

- |                     |           |
|---------------------|-----------|
| ① 学生一般定期健康診断        | 5月        |
| ② B型肝炎抗原・抗体検査       | 4月        |
| ③ B型肝炎予防接種          | 5月、7月、12月 |
| ④ 有機溶剤・特定化学物質健康診断   | 4月、10月    |
| ⑤ 放射線業務従事者健康診断      | 4月、10月    |
| ⑥ その他 インフルエンザ予防接種 等 |           |

## (4) 健康診断証明書の発行

各種資格試験受験、病院研修申請、就職・進学などを目的として必要な健康診断証明書を発行しています。

ただし、証明書の発行は定期健診を受診している方に限ります。

湯島保健管理センターホームページ:

<https://www.tmd.ac.jp/hsc/>

TEL:03-5803-5081

MAIL:hokencenter.hsc@tmd.ac.jp



## 10) 学生相談

(湯島学生支援センター:<http://www.tmd.ac.jp/labs/gakuseihokenkikou/scsfs/index.html>)

湯島学生支援センターは、本学の学生に対して、生活・修学・就職・メンタルヘルスやハラスメントに関することなど、キャンパスライフ全般に渡り、全学的に支援を行い、学生支援活動の充実を図ることを目的として設置されています。

**下記のような問題、その他大学生活を送るうえで悩みや心配事が起きたときにご相談ください。**

また、内容により担当が異なりますので、各ホームページをご参照ください。

<学生生活全般に関すること> e-mail:scenter.stc@tmd.ac.jp

- ・生活に関する相談・・・家族の問題・経済的な問題・恋愛問題など
- ・修学に関する相談・・・勉強の進捗状況・進学・研究室の人間関係など
- ・就職に関する相談・・・卒業後の進路・就職活動など
- ・メンタルに関する相談・・・健康の問題・ストレス・心の問題・対人関係など
- ・ハラスメントに関する相談・・・アカデミックハラスメント・パワーハラスメント・セクシャルハラスメントなど
- ・その他・・・セクシュアリティやジェンダーに関すること、障害や持病に関することなど

ホームページ <http://www.tmd.ac.jp/stdc/index.html>



### 11)キャリア相談・ライフイベント(妊娠・出産・育児等)相談

(キャリア・ライフ相談室:<https://www.tmd.ac.jp/ang/counsel/index.html>)

キャリア・ライフ相談室は、本学の学生・職員が、自分らしく学業と仕事に臨めるよう、対話を通したご相談に応じています。

ライフイベントと学業・仕事の両立に関すること、キャリアに関すること、ライフプランに関すること、どこに相談すればよいか分からないこと等、お気軽にご相談ください。

相談の内容やご希望に応じて、適切な相談先(リファラー)もご紹介します。

<キャリア支援や学業(仕事)と家庭との両立支援に関すること>

- ・今後のキャリアや生き方に関する相談
- ・妊娠・出産・育児との両立や保育園入園・介護に関する相談

e-mail:[info.ang@tmd.ac.jp](mailto:info.ang@tmd.ac.jp)

ホームページ <http://www.tmd.ac.jp/ang/counsel/index.html>



### 12)研究不正関連講習会の受講

本学では、「遺伝子組換え実験」「病原微生物等・特定病原体等を取扱う実験」及び「動物実験」を行う者は『「安全で適正な研究」に係る研修会』を、「ヒト(試料・データを含む)を対象とする研究」を行う者は『研究倫理講習会』を受講し、それぞれ基礎研究 ID(「安全で適正な研究」に係る研修会)、受講証番号(研究倫理講習会)を取得することとしておりますが、**大学院生についてはいずれも受講必須となっております**。実施詳細は Slack 及び HP で周知いたしますので確認のうえ必ず受講するようにしてください。

(HP)<https://www.tmd.ac.jp/tmd-research/safety/koushoukaiannai/>

(問い合わせ先)研究推進部研究基盤推進課研究安全グループ(e-mail:[anzen.adm@tmd.ac.jp](mailto:anzen.adm@tmd.ac.jp))

### 13)院生ラウンジ

院生はM&Dタワー14階院生ラウンジを利用することができます。

<利用時間> 8:00~21:00

<注意事項>

- ①利用後は整理整頓を行い、必ず原状復帰すること。
- ②ゴミは各自の研究室に持ち帰り、責任を持って処分すること。同フロアに設置されている他の教室のゴミ

ミ箱に捨てないこと。

③他の利用者に迷惑となる行為(大声で話す、長時間の睡眠をとる、遊具を持ち込む等)をしないこと。

④私物を放置したままにしないこと。

⑤手洗い、マスク着用等基本的な感染対策に留意してご利用ください。

## 14)その他

(1) 個人宛の郵便物等には、必ず分野名の記載を相手方に周知してください。

(2) 本学では、構内での交通規制が行われており、学生の車での通学は認められていませんので、注意して下さい。ただし、電車、バス等で通学することが困難な者については、申請に基づき許可することがあります。

(3) 担当グループ等

① 教務事務・・・・・・・・・・・・ 教務課(1号館西1階)  
学位審査グループ:grad.doctor.med.adm@tmd.ac.jp

湯島教務室

大学院教務第1グループ:grad01@ml.tmd.ac.jp

大学院教務第2グループ:grad02@ml.tmd.ac.jp

JD&MPHグループ:jd@ml.tmd.ac.jp

② 授業料の納入・・・・・・・・・・・・ 財務部経理課収入第2グループ  
(大岡山キャンパス:suitou.adm@tmd.ac.jp)

③ 奨学金・授業料免除・・・ 学生支援課湯島学生支援室  
(5号館3階:kousei.adm@ml.tmd.ac.jp)

## 長期履修制度について(大学院保健衛生学研究科修士課程対象)

- |               |   |
|---------------|---|
| 1) 長期履修学生制度とは | 長期履修学生制度とは、職業を有している等の事情により標準修業年限(2年)を超えて履修を行い修了することができる制度であり、願い出た者については、審査のうえ許可することもある。   |
| 2) 対象者        | 長期履修を申請できるのは原則下記にあてはまる者とする。<br>・官公庁又は企業等に雇用されている者(休業等により、職務を免除されている者を除く。)<br>・自ら事業を行っている者その他のフルタイムの職業に就いている者<br>・出産、育児又は親族の介護を行う必要がある者であって、その負担により修学に重大な影響があると学長が認めた者<br>・その他長期履修を必要とする事情があると学長が認めた者  |
| 3) 申請手続き      | <u>提出・問い合わせ窓口</u><br>教育推進部教務課湯島教務室大学院教務第2グループ(1号館西1階)<br><u>提出書類</u><br>・長期履修申請書(本学所定の様式)<br>・長期履修在職証明書(企業等の常勤職員の場合)<br>・その他申請理由を証明できる書類<br>(例) 出産・育児を理由とする場合は、母子手帳や保険証のコピーなど<br><u>提出期限</u><br>・入学志願者が長期履修を希望する場合・・・入学手続き期間の最終日<br>・在学者が長期履修を申請する場合・・・1年次の2月20日<br><br>※在学者が長期履修申請をした場合、申請年次の次年度から長期履修が適用される |
| 4) 長期履修期間     | 長期履修者が在学できる期間の限度は標準修業年限の2倍(4年)とする。なお、長期履修期間を最大修業年限未満に設定したものについては、長期履修後、最大修業年限までは在学期間延長の手続きをすることができる。(在学期間延長については「諸手続きについて」参照)   |
| 5) 長期履修の短縮    | 長期履修は短縮することができるが、短縮後の在学年数を標準修業年限未満にすることはできない。また、長期履修の適用日から1年に満たない者は、長期履修期間の短縮を願い出ることができない。長期履修期間を短縮することができる期間は、学期単位とする。なお短縮申請は1回限りとする。  |

6)長期履修の延長

提出・問い合わせ窓口

教育推進部教務課湯島教務室大学院教務第2グループ(1号館西1階)

提出書類

・長期履修期間変更申請書

提出期間

希望する長期履修期間満了日の2か月前まで

(例)4年間から3年間への短縮を行う場合(休学等がない場合):3年目の1月20日までに手続きを行う

長期履修は延長することができるが、延長後の在学年数を標準修業年限の2倍を超えることはできない。また、長期履修の満了までの期間が1年に満たない者は、長期履修期間の延長を願い出ることができない。長期履修期間を延長することができる期間は、1年単位とする。なお延長申請は1回限りとする。

提出・問い合わせ窓口

教育推進部教務課湯島教務室大学院教務第2グループ(1号館西1階)

提出書類

・長期履修期間変更申請書

提出期間

・4月入学:当初の長期履修期間満了日(の属する年度)の前年度の1月20日まで

・10月入学:当初の長期履修期間満了日(の属する年度)の前年度の7月31日まで

(例)4月入学の学生で3年間から4年間への延長を行う場合(休学等がない場合):2年目の1月20日までに手続きを行う

7)履修登録

長期履修者の履修登録にあたっては、担当教員と事前に相談し単位修得に関する履修計画を作成のうえ、計画的に履修を行わなければならない。

8)授業料

標準修業年限分の授業料を学期ごとに納入するものとする。

(例)2年課程を4年に延長した場合、最初の2年で通常の授業料額を納入し、残りの2年は授業料の納入は不要。

※日本学生支援機構の奨学金に申請する学生は、貸与期間等に特別の定めがある場合があるので、湯島学生支援室(5号館3階)に問い合わせること。

9)学位申請

学位申請が行えるのは、長期履修の最終年度のみである。最終年度以外の年度には学位申請は受け付けないので注意すること。なお、申請した長期履修期間より早く学位申請が行えるようになった場合は、前もって長期履修短縮申請をすること。

※5)長期履修の短縮を参照

10)長期履修中の休学及び  
留学

長期履修学生の休学、留学については、事例ごとに審議することとする。なお、休学が認められた場合、休学期間は在学期間に算入しない。

※休学、留学の手続き等詳細については、「諸手続きについて」を参照すること

11)長期履修事由の消滅

長期履修期間中に長期履修の事由が消滅した場合(常勤職員のため長期履修を申請したが、会社を辞めた等の理由で学業に専念できるような状況になったなど)は、長期履修の短縮をすることができる。

○東京科学大学大学院長期履修規程

令和6年10月1日  
規程第97号

(趣旨)

第1条 この規程は、東京科学大学大学院学則（令和6年学則第2号。以下「大学院学則」という。）第7条第2項の規定に基づき、長期履修の制度（以下「長期履修制度」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「長期履修」とは、大学院学則第6条に規定する標準修業年限（以下「標準修業年限」という。）を超える一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することをいう。

2 この規程において「長期履修学生」とは、長期履修を許可された学生をいう。

3 この規程において「長期履修期間」とは、長期履修を許可する期間（在学中に長期履修を許可された者にあつては、長期履修を許可される前の在学期間を含む。）をいう。

(長期履修の対象学生)

第3条 長期履修を申請することができる者は、学院の博士後期課程若しくは研究科の博士課程又は専門職学位課程の学生であつて、標準修業年限内での修業が困難な事情のある次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 官公庁又は企業等に雇用されている者（休業等により、職務を免除されている者を除く。）、自ら事業を行っている者その他のフルタイムの職業に就いている者

二 出産、育児又は親族の介護を行う必要がある者であつて、その負担により修学に重大な影響があると学長が認めた者

三 その他長期履修を必要とする事情があると学長が認めた者

2 前項の規定にかかわらず、申請時における在学期間が、博士後期課程にあつては2年、一貫制博士課程にあつては4年、医学又は歯学を履修する博士課程にあつては3年、後期3年博士課程にあつては2年、専門職学位課程にあつては1年を超えている者は、長期履修を申請することができない。

(長期履修期間等)

第4条 長期履修の開始日は、前期の始めに入学（大学院学則第17条の規定に基づき学院の修士課程若しくは専門職学位課程から引き続き博士後期課程に進学する場合又は研究科の修士課程から引き続き医学又は歯学を履修する博士課程若しくは後期3年博士課程に進学する場合を含む。以下同じ。）した者にあつては前期の初日、後期の始めに入学した者にあつては後期の初日とする。

2 長期履修期間は、1年を単位とし、その上限は、長期履修学生の在学する課程の標準修業年限の2倍とする。

(申請手続等)

第5条 長期履修を希望する者は、別に定める長期履修申請書に次に掲げる書類を添えて、所属する学院の長又は研究科の長（入学前に長期履修を志願する者にあ

っては、入学後、所属する予定の学院の長又は研究科の長をいう。)を經由して学長に申請しなければならない。

一 在職証明書(第3条第1項第1号に該当する者のみ)

二 その他学長が必要と認めた書類

2 前項の申請は、所定の期日までに行わなければならない。

(許可等)

第6条 前条の申請による長期履修の許可は、当該学院の教授会又は研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

2 長期履修を許可した場合は、別に定める長期履修許可書により通知するものとする。

(長期履修期間の短縮)

第7条 長期履修学生は、就業環境等の変動により長期履修の必要がなくなった場合は、別に定める長期履修期間短縮願により、長期履修期間を短縮する旨を学長に申請し、許可を得て長期履修期間を短縮することができる。

2 前項の規定にかかわらず、長期履修の開始日から1年に満たない者は、長期履修期間の短縮の申請をすることができない。

3 第1項の申請により、長期履修期間を短縮することができる期間は、学期単位とする。

4 第1項の申請は、所定の期日までに行わなければならない。

5 長期履修期間の短縮の許可等については、前条の規定を準用する。

6 長期履修期間を短縮した者は、再度、長期履修期間の短縮を申請することはできない。

(長期履修期間の延長)

第8条 長期履修学生は、就業環境等の変動により長期履修期間の延長をする必要がある場合、別に定める長期履修期間延長願により、長期履修期間を延長する旨を学長に申請して、許可を得て長期履修期間の延長をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、長期履修期間満了までの期間が1年に満たない者は、長期履修期間の延長の申請をすることができない。

3 第1項の申請により、長期履修期間を延長することができる期間は、1年単位とする。

4 第1項の申請は、所定の期日までに行わなければならない。

5 長期履修期間の延長の許可等は、第6条の規定を準用する。

6 長期履修期間を延長した者は、再度、長期履修期間の延長を申請することはできない。

(休学)

第9条 長期履修学生の休学の取扱いは、大学院学則第25条の定めるところによる。  
(授業料)

第10条 長期履修学生の授業料は、東京科学大学における授業料、入学料及び検定料等に関する規則(令和6年規則第75号)第6条の定めるところにより、長期履修期間のうち、当該学生の在学する課程の標準修業年限を超えた期間において

は、徴収しない。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、長期履修制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 次に掲げる規程等は、廃止する。
  - 一 東京工業大学大学院長期履修規程（平成29年規程第1号。以下「旧東工大規程」という。）
  - 二 東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科長期履修に関する要項（平成18年10月17日制定。以下「旧医歯学総合研究科要項」という。）
  - 三 東京医科歯科大学大学院保健衛生学研究科長期履修に関する要項（平成19年8月22日制定。以下「旧保健衛生学研究科要項」という。）
- 3 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧東工大規程により長期履修を許可された者は、この規程により長期履修を許可された者とみなす。
- 4 施行日前に旧医歯学総合研究科要項又は旧保健衛生学研究科要項の規定により、長期履修学生として許可された者の長期履修の取扱いについては、なお従前の例による。

## 諸手続きについて

各手続きに必要な本学指定の様式については、教務課湯島教務室(1号館西1階)もしくは本学ホームページより取得することができます。

本学ホームページ(<http://www.tmd.ac.jp/index.html>)→「教育研究組織等」→「大学院医歯学総合研究科」→「統合教育機構学務企画課」→「諸手続(休学・退学・住所変更等に必要な手続関係)」

(旧東京医科歯科大学ホームページに暫定的に掲載しています)

URL:[https://www.tmd.ac.jp/faculties/graduate\\_school/kyoumuka/#anchor19](https://www.tmd.ac.jp/faculties/graduate_school/kyoumuka/#anchor19)

### 1)休学

病気その他の事由により、引き続き 2 ヶ月以上就学できない場合は下記の手続きにより休学もしくは休学延長することができる。なお、休学期間は通算して 2 年を超えることはできない。また、休学期間は在学期間に算入しないものとする。

提出・問い合わせ窓口

教育推進部教務課湯島教務室大学院教務第2グループ(1号館西1階)

提出書類

・休学願または休学期間延長願(本学指定様式)

※開始日は原則として、月初めとする

※傷病を理由とする場合は、医師の診断書を添付すること

※経済的理由又は家庭の事情を理由とする場合は、事情を証明する書類を添付すること

※出産、育児又は介護を理由とする場合は、事情を証明する書類を添付すること

提出期限

休学を希望する前々月の20日まで

※ただし 9 月 1 日から休学を希望する場合は 6 月 20 日までに提出すること

### 2)復学

傷病を理由とした休学以外復学願の提出は不要(自動復学)です。休学期間途中で復学を希望する場合、または傷病を理由として休学している学生が、休学期間途中もしくは休学期間満了時に復学を希望する場合は、下記の手続きを行わなければならない。

提出・問い合わせ窓口

教育推進部教務課湯島教務室大学院教務第2グループ(1号館西1階)

提出書類

・復学願(本学指定様式)

※傷病を理由に休学した場合は、医師の診断書及び保健管理センターが発行する意見書を添付すること。

提出期限

復学を希望する前々月の20日まで

※ただし 9 月 1 日から復学を希望する場合は 6 月 20 日までに提出すること

### 3)退学

病気その他の事由により、学業を継続することが困難となり、退学しようとする場合は、下記の手続きを行わなければならない。

提出・問い合わせ窓口

教育推進部教務課湯島教務室大学院教務第2グループ(1号館西1階)

提出書類

・退学願(本学指定様式)

提出期限

退学を希望する前月の20日まで

※ただし8月31日に退学を希望する場合は6月20日までに提出すること

4)研究指導委託

他の大学院、研究所又は高度の水準を有する病院(以下「他機関」という。)において研究指導を受けた場合は、先方とあらかじめ協議したうえで下記の手続きを行わなければならない。**なお、申請期間は年度を超えることができない。**翌年度も引き続き研究指導を受ける場合は、1月末までに再度申請をすること。

なお、修士課程在学者が研究指導委託できる期間は、最大1年間である。

提出・問い合わせ窓口

教育推進部教務課湯島教務室大学院教務第2グループ(1号館西1階)

提出書類

・研究指導委託申請書(本学指定様式)

※開始日は原則として、月初めとする

提出期限

研究指導委託希望日の3ヶ月前の20日まで

※研究指導委託に伴う実習用定期の申請について

研究指導委託申請の承認後、他機関に通学することになった場合は、申請により実習用定期を購入することができる。

提出・問い合わせ窓口

教育推進部教務課湯島教務室大学院教務第2グループ(1号館西1階)

提出書類

実習用通学定期乗車券申込書(本学指定様式)

提出期限

2ヶ月前まで(鉄道会社の許可を得るのに1ヶ月程度要する)

5)留学

外国の大学院又はこれに相当する高等教育機関において海外における滞在期間が31日以上修学する場合は、先方とあらかじめ協議のうえで下記の手続きを行わなければならない。

留学期間に制限があるので、必ず事前に問い合わせること。

提出・問い合わせ窓口

教育推進部教務課湯島教務室大学院教務第2グループ(1号館西1階)

提出書類

・留学願(本学指定様式)

・指導教員の理由書(書式自由)

・相手先の受入承諾書等の書類(写し)

・相手先の受入承諾書等の書類の和訳

・留学計画書(書式自由)

提出期限

留学希望日の前々月の20日まで

※ただし9月1日から留学を希望する場合は6月20日までに提出すること

【留学期間を変更したい場合】

提出・問い合わせ窓口

教育推進部教務課湯島教務室大学院教務第2グループ(1号館西1階)

提出書類

- ・留学期間変更願(本学指定様式)
- ・留学期間変更に係る文書(写し)
- ・留学期間変更に係る文書の和訳
- ・留学許可書(写し)

提出期限

留学期間変更希望日の3ヶ月前の20日まで

## 6)在学期間延長

標準修業年限を超えて在学(休学期間を除く)しようとする者は、下記の手続きを行わなければならない。なお、在学期間は標準修業年限の2倍(下表参照)まで延長することができる。

研究科	課程	専攻	年数
医歯学総合研究科	修士課程	医歯理工保健学専攻(医療管理学コースを除く)	4年
		医療管理学コース	2年
	博士課程	医歯学専攻	8年
		生命理工医療科学専攻	6年
保健衛生学研究科	修士課程	看護先進科学専攻	4年
	一貫制博士課程	看護先進科学専攻 共同災害看護学専攻	10年

なお、在学期間に休学期間は含めない。

提出・問い合わせ窓口

教育推進部教務課湯島教務室大学院教務第2グループ(1号館西1階)

提出書類

- ・在学期間延長願(本学指定様式)

提出期限

- ・在学期間満了日の前々月の20日まで

## 7)専攻分野変更

在学中に研究内容に変更が生じた等の理由で、所属研究分野の変更を希望する場合は、下記の手続きを行わなければならない。

提出・問い合わせ窓口

教育推進部教務課湯島教務室大学院教務第2グループ(1号館西1階)

提出書類

- ・専攻分野変更願(本学指定様式)

提出期限

	<p>変更希望日の前々月の20日まで</p> <p>※ただし9月1日から専攻分野変更を希望する場合は6月20日までに提出すること</p>
<p>8)在学コース変更</p>	<p>在学中に職に就いた場合、もしくは社会人コースで入学したがその事由が消滅した場合は下記の手続きを行わなければならない。</p> <p><input type="text" value="提出・問い合わせ窓口"/></p> <p>教育推進部教務課湯島教務室大学院教務第2グループ(1号館西1階)</p> <p><input type="text" value="提出書類"/></p> <p>・在学コース変更願(本学指定様式)</p> <p>※「一般コース」から「社会人コース」への変更を希望する場合は下記も添付すること</p> <p>・勤務先の承諾書(本学指定様式)</p> <p>・指導教員の承諾理由書(書式自由)</p> <p><input type="text" value="提出期限"/></p> <p>変更希望日の前々月の20日まで</p> <p>※ただし9月1日から在学コース変更を希望する場合は6月20日までに提出すること</p>
<p>9)転学</p>	<p>他大学への転学するための転入学試験を受験する場合は下記の手続きを行わなければならない。</p> <p><input type="text" value="提出・問い合わせ窓口"/></p> <p>教育推進部教務課湯島教務室大学院教務第2グループ(1号館西1階)</p> <p><input type="text" value="提出書類"/></p> <p>・転入学試験受験承諾書請求願(本学指定様式)</p> <p><input type="text" value="提出期限"/></p> <p>受験日の3ヶ月前の20日まで</p> <p>転入学試験受験の結果、合格した場合は下記の手続きを行わなければならない。</p> <p><input type="text" value="提出書類"/></p> <p>・転学願(本学指定様式)</p> <p>・合格通知書の写し</p> <p><input type="text" value="提出期限"/></p> <p>転入学日の3ヶ月前の20日まで</p>
<p>10)死亡</p>	<p>学生本人が死亡した場合、連絡先人等は速やかに下記手続きを行わなければならない。</p> <p><input type="text" value="提出・問い合わせ窓口"/></p> <p>教育推進部教務課湯島教務室大学院教務第2グループ(1号館西1階)</p> <p><input type="text" value="提出書類"/></p> <p>・死亡届(本学指定様式)</p>
<p>11)履修取消</p>	<p>登録済みの科目のうち、履修を継続しない科目の取消しを行う場合は、下記の手続きを行わなければならない。</p> <p><input type="text" value="提出・問い合わせ窓口"/></p> <p>教育推進部教務課湯島教務室大学院教務第2グループ(1号館西1階)</p> <p><input type="text" value="提出書類"/></p>

・履修登録科目取消願(本学指定様式)

**提出期限**

・専攻により異なるため問い合わせ窓口を確認すること。

## 12)成績評価不服申し立て

成績評価について不服がある場合は、所定の期日までに下記の手続きを行わなければならない。

**提出・問い合わせ窓口**

教育推進部教務課湯島教務室大学院教務第2グループ(1号館西1階)

**提出書類**

・成績評価不服申し立て書(本学指定様式)

**提出期限**

・専攻により異なるため問い合わせ窓口を確認すること。

## 13)公欠の制度について

下記の事由によりやむをえず授業を欠席した場合は、所定の期日までに下記の手続きを行わなければならない。

**公欠事由**

- (1) 学校保健安全法施行規則(昭和33年6月13日文科省令第18号。以下「施行規則」という。)第18条に規定する感染症に罹患した場合、又は感染しているおそれがある場合
- (2) 親族(配偶者及び2親等以内の親族に限る。)が死亡した場合
- (3) 裁判員制度による裁判員若しくは裁判員候補者又は検察審査会制度による検察審査員若しくは補充員に選任された場合
- (4) 被災等により通学が困難と学長が認めた場合

**提出・問い合わせ窓口**

教育推進部教務課湯島教務室大学院教務第2グループ(1号館西1階)

**提出書類**

・公欠届(本学指定様式)

・事情に応じた証明書類

**提出期限**

・届出事由により異なるため問い合わせ窓口を確認すること。

### 【注意】

上記の諸手続きは「履修取消」を除き全て研究科委員会付議事項であるため、**提出期限は厳守のこと**。期限を過ぎてからの提出は、希望日以降の許可となる可能性がありますのでご留意願います。

**8月は研究科委員会が開催されないため、9月から希望する学生は、上記の提出期限の更に1カ月前までに届け出ること。**

○東京科学大学における休学に関する規程

令和6年10月1日  
規程第92号

(趣旨)

第1条 この規程は、東京科学大学学則（令和6年学則第1号。以下「学則」という。）第19条及び東京科学大学大学院学則（令和6年学則第2号。以下「大学院学則」という。）第25条の規定に基づく休学に関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可を要する休学)

第2条 学則第19条第1項及び大学院学則第25条第1項の規定に基づき休学を許可するに当たっては、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当し、休学の願い出に際し当該各号に定める書類の添付があった場合であって、かつ、2月以上学修することができない場合に限るものとする。ただし、卒業又は修了の見込みがない者については、原則として休学を許可しない。

一 傷病によるもの 医師の診断書

二 経済的理由又は家庭の事情によるもの 事情を証明する書類

三 出産、育児又は介護によるもの 事情を証明する書類

四 東京科学大学（以下「本学」という。）で認める海外渡航によるもの 渡航計画等の書類

五 外国人留学生が、出身国における兵役に就く必要のあるもの 事情を証明する書類

六 修学指導上本学が特に認めたもの 学生からの理由書等及び教員からの意見書等の書類

七 医学部医学科又は歯学部歯学科に4年以上在学した者が、医学部又は歯学部を卒業する前に、大学院医歯学総合研究科医歯学専攻の医学研究者早期育成コース（以下「MD—PhDコース」という。）又は歯学研究者早期育成コース（以下「DDS—PhDコース」という。）に入学するもの MD—PhDコース又はDDS—PhDコースの合格通知書

八 その他やむを得ない理由として学生が所属する学院の教授会、学部の教授会又は研究科委員会が特に認めたもの 学生からの理由書等

2 前項（第5号及び第7号を除く。）の事由に該当する休学期間は、1年以内の期間であって、かつ、学院に所属する学生については学期の末日まで（次条に定める休学上限の残りの期間が学期の末日までに満たないときは月の末日まで）とし、学部又は研究科に所属する学生については月の末日までとする。ただし、特別な事情があるときは、休学上限を超えない範囲で、引き続き休学を許可することができる。

3 第1項第5号の事由に該当する場合の休学期間は、2年6月以内の月の末日までとし、次条に定める休学上限に算入しないものとする。

4 第1項第7号の事由に該当する場合の休学期間は、3年以内の月の末日までとし、次条第1項第1号に定める休学上限に算入しないものとする。

(休学上限)

第3条 前条第2項並びに第5条第1項第1号及び第2項に規定する休学期間は、次の各号に掲げる課程に応じて、当該各号に定める年数（以下「休学上限」という。）を通算して超えることができない。

- 一 学士課程 3年
- 二 修士課程及び専門職学位課程 2年
- 三 博士課程（区分制博士課程においては博士後期課程） 3年

2 前項第1号の規定にかかわらず、前条第1項第7号の事由に該当する場合の休学期間の休学上限は3年とし、特別な事情があると認める場合は、4年とする。

(休学期間中に外国の大学で修得した単位の認定)

第4条 第2条第1項第4号の規定により休学した者が、当該休学期間中に外国の大学において履修した授業科目について修得した単位の認定の手続等は、別に定める。

(大学の命ずる休学)

第5条 学則第19条第2項及び大学院学則第25条第2項の規定に基づき、大学が命ずる休学の期間は、次の各号に掲げる学生に応じて、当該各号に定める期間とする。

- 一 傷病のため学修することが不相当と認められる学生 大学が認めた日から、1年を経過した日が属する月の末日まで
- 二 行方不明の学生 行方不明の届出があった日から、1年を経過した日が属する月の末日まで

2 前項第1号による休学期間は、満了してもなお、休学理由である事情が継続する場合は、引き続き休学を命ずることがある。

3 第1項第2号による休学期間は、休学上限に算入しないものとする。

4 前2項の規定による休学期間を経過しても、次条による復学ができないときの取扱いは、学則第46条第3号及び第6号並びに大学院学則第59条第3号及び第6号の定めるところによる。

(復学)

第6条 許可された休学期間の途中で、当該休学の事情がなくなったときは、願い出て、復学することができる。ただし、第2条第1項第1号による休学の場合は、復学の願い出に際し、医師の診断書の添付を要するものとする。

2 命ぜられた休学期間の途中で、当該休学の事由がなくなったときは、願い出て、復学することができる。

3 許可された休学期間が満了した場合は、復学する。この場合において、願い出は要しない。

4 前3項の規定にかかわらず、学部又は研究科に所属する学生であって、第2条第1項第1号又は8号に掲げる事由により休学を許可され、又は前条第1項各号に掲げる事由により休学を命ぜられた者が、休学期間が満了し、又は休学期間の途中で当該休学の事情がなくなった場合は、別に定める手続により願い出て、復学することができる。

#### 附 則

- 1 この規程は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 東京工業大学学則第17条及び東京工業大学大学院学則第21条の規定に基づく休学等に関する申合せ（平成16年4月1日学長裁定）は、廃止する。
- 3 この規程施行の日（以下「施行日」という。）に、現に在学する学生であって、施行日前に、東京工業大学又は東京医科歯科大学（以下「旧大学」という。）において、第2条第1項に相当する事由に該当して休学を許可され、又は、第5条第1項に相当する事情に該当して休学を命ぜられた学生に係る当該休学期間については、この規程により許可され、又は命ぜられた休学期間とみなす。
- 4 学則附則第3項の規定により置かれる理学部及び工学部に所属する学生における第2条第2項の適用については、学院に所属するものとみなす。

#### 附 則（令7.3.7程31）

この規程は、令和7年3月7日から施行し、改正後の東京科学大学における休学に関する規程の規定は、令和6年10月1日から適用する。

○東京科学大学大学院学生の留学に関する規程

令和6年10月1日

規程第95号

(趣旨)

第1条 この規程は、東京科学大学大学院学則（令和6年学則第2号。以下「大学院学則」という。）第26条第3項の規定に基づき、東京科学大学（以下「本学」という。）大学院の学生が、外国の大学又はこれに相当する高等教育機関等に留学する場合の取扱いについて定めるものとする。

(出願手続)

第2条 次に掲げる留学を志望する学生は、指導教員の承認を得た上で、所定の様式を提出することにより、学長に願い出るものとする。ただし、学院に所属する学生は、指導教員の承認を得た後、学長に願い出る前に、コース主任の承認を得るものとする。

一 次に掲げる留学のうち、海外における滞在期間が31日以上のもの

イ 本学及び他機関で募集する留学プログラムによる留学

ロ 授業の一環で行う国外活動

ハ 研究活動・フィールドトリップ等（出張を除く。）

二 海外の大学への留学（当該大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したのものとして認定する予定のものに限る。）

三 その他この規程の規定による手続が特に必要な留学として、指導教員（学院に所属する学生にあつては、指導教員及びコース主任）が必要と認めたもの

(留学許可)

第3条 学長は、前条の留学の願い出があつた場合において、教育・研究上有益と認めるときは、当該学生が所属する学院の教授会又は研究科の研究科委員会の議を経て、これを許可する。

(留学期間)

第4条 留学の期間は、通算して1年以内とする。ただし、特別な事情があるときは、通算して2年を超えない範囲内で許可することがある。

(学位申請時の理由書の添付)

第5条 前条ただし書の規定に基づき1年を超えて留学した学院の修士課程又は専門職学位課程の学生については、学位申請の際、指導教員が作成した留学の目的及びその成果が学位取得に寄与することの説明書を付すものとする。

(留学終了の報告)

第6条 学生は、留学の期間が終了したときは、速やかに所定の様式に留学した大学等が発行する学修の成果に関する証明書を添えて、学長に報告しなければならない。

(単位認定の手続)

第7条 学生が留学先で履修した授業科目の単位の認定を希望した場合の手続は、別に定める。

(認定授業科目の成績表示)

第8条 単位が認定された授業科目の成績証明書における表示は、「認定」とする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 東京工業大学大学院学生の留学に関する取扱いについて（平成23年3月31日制定。以下「旧取扱い」という。）は、廃止する。
- 3 この規程施行の日（以下「施行日」という。）に、現に在学する学生であって、施行日前に、東京工業大学又は東京医科歯科大学において、第2条各号に掲げる事由に相当する事由に該当して留学を許可された学生に係る当該留学期間については、この規程により許可された留学期間とみなす。



(3) 裁判員制度による裁判員若しくは裁判員候補者又は検察審査会制度による検察審査員若しくは補充員に選任された場合	裁判所又は検察審査会事務局からの通知書その他事実が確認できる書類に記載のある期間	裁判所又は検察審査会からの通知書等	書類到着後から公欠事由期間開始前まで
(4) 被災等により通学が困難と学長が認めた場合	学長が必要と認めた期間	罹災証明書等	公欠事由発生後、相当の期間内

(手続等)

第6条 学生は、前条に規定する事由が生じたことにより公欠を希望する場合は、別に定める公欠届に、同条に定める必要書類を添えて、担当部署を通じて学長に提出するものとする。

2 担当部署は、前項の届出があったときは、前条の規定により公欠が適用される事由に該当することを確認した上で、当該学生が公欠制度の適用を希望する履修科目の授業担当教員に、届出の内容を連絡するものとする。

3 前項の連絡を受けた授業担当教員は、授業科目の実施形態等を踏まえた上で、公欠の適否を判断し、適当と認める場合には、配慮の内容等を当該学生に通知するものとする。

(学生への配慮義務)

第7条 授業担当教員は、公欠が適当であると認めた学生から求めがあった場合は、当該学生に対して、履修上の不利益が生じないように配慮するものとする。

2 前項のほか、授業担当教員は、試験実施日に公欠が適当であると認めた学生に対しては、追試験又は課題提出による評価等の配慮を行うものとする。

(公欠制度の適用除外等)

第8条 第6条の規定により公欠が適当であると認めた場合であっても、公欠の期間が長期間にわたることにより、当該授業科目の単位を修得することが困難であると授業担当教員が判断した場合は、当該授業科目の履修申告を不許可とする場合がある。

2 第5条に規定する公欠が適用される事由に該当しない場合であっても、授業担当教員又は該当する授業科目を開設する部局の長等の判断により、欠席扱いとしない等の特別の配慮をする場合がある。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、公欠制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要項は、令和6年10月1日から施行する。

2 次に掲げる申合せ及び要項は、廃止する。

一 東京工業大学における公欠の制度に関する申合せ（令和元年11月28日教育・

国際連携本部制定)

- 二 国立大学法人東京医科歯科大学における授業欠席に関する取扱要項（令和2年11月30日制定）
- 3 学部及び研究科に在学する学生については、令和7年3月31日までの間、第4条ただし書の規定は適用しない。

## 学内主要施設(湯島地区)

施設名	所在地	連絡先メールアドレス
学生支援課 湯島学生支援室 学生支援総括グループ	5号館3階	kousei.adm@ml.tmd.ac.jp
教育推進部 教務課 (湯島教務室)	1号館西1階	grad.doctor.med.adm@tmd.ac.jp (湯島学位審査グループ) grad01@ml.tmd.ac.jp (大学院教務第1グループ) grad02@ml.tmd.ac.jp (大学院教務第2グループ) jd@ml.tmd.ac.jp (JD・MPH グループ)
入試課 湯島地区 湯島大学院入試グループ	1号館西1階	nyu-grad@ml.tmd.ac.jp
財務部 経理課 収入第2グループ	大岡山地区	suitou.adm@tmd.ac.jp
図書館 利用支援課 御茶ノ水図書館グループ	M&Dタワー3階	toshokan@ml.tmd.ac.jp
湯島保健管理センター	5号館2階	hokencenter.hsc@tmd.ac.jp
談話室(証明書自動発行機)	5号館4階	—
生活協同組合 食堂・売店	5号館1階・地下1階	—
御茶ノ水リサーチファシリテイ	8号館南	<a href="https://www.tmd.ac.jp/rcmd/contact/">https://www.tmd.ac.jp/rcmd/contact/</a>

## 校内案内図(湯島地区)

